

平成24年第3回定例会

# 東吾妻町議会会議録

平成24年 9月 6日 開会

平成24年 9月19日 閉会

東吾妻町議会

## 平成24年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号（9月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長あいさつ	4
○町長あいさつ	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	7
○報告第2号の上程、説明、質疑	9
○報告第3号の上程、説明、質疑	10
○報告第4号の上程、説明、質疑	14
○報告第5号の上程、説明、質疑	16
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	17
○延会について	60
○延会の宣告	60

### 第2号（9月7日）

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	62

○欠席議員	62
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	62
○職務のため出席した者	62
○開議の宣告	63
○議事日程の報告	63
○訂正発言	63
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	64
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	72
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	74
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	78
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	82
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	84
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	88
○認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	90
○議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、議案調査	94
○議案第1号の上程、説明、議案調査	96
○議案第2号の上程、説明、議案調査	102
○議案第3号の上程、説明、議案調査	103
○議案第4号の上程、説明、議案調査	104
○議案第7号の上程、説明、議案調査	106
○議案第8号の上程、説明、議案調査	108
○議案第9号の上程、説明、議案調査	109
○陳情書の処理について	111
○動議について	112
○散会の宣告	114

### 第 3 号 (9月18日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	116
○出席議員	116

○欠席議員	116
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	116
○職務のため出席した者	116
○議長あいさつ	118
○開議の宣告	118
○議事日程の報告	118
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	118
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	133
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	135
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	136
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	137
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	139
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	140
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	141
○認定第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	143
○議案第5号、議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	144
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○陳情書の処理について	150
○請願書・陳情書の委員会審査報告	159
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	163
○閉会中の継続審査（調査）事件について	164
○町政一般質問	170
山田信行君	171
根津光儀君	176

○延会について	184
○延会の宣告	184

第 4 号 (9月19日)

○議事日程	185
○本日の会議に付した事件	185
○出席議員	185
○欠席議員	185
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	185
○職務のため出席した者	185
○開議の宣告	187
○議事日程の報告	187
○町政一般質問	187
須崎幸一君	187
青柳はるみ君	196
佐藤聡一君	200
金澤敏君	208
一場明夫君	215
○町長あいさつ	231
○議長あいさつ	232
○閉会の宣告	232
○署名議員	233

平成24年 9 月 6 日 (木曜日)

(第 1 号)

## 平成24年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第1号)

平成24年9月6日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 報告第 1号 東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況の報告について
- 第 6 報告第 2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について
- 第 7 報告第 3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第 8 報告第 4号 健全化判断比率の報告について
- 第 9 報告第 5号 資金不足比率の報告について
- 第10 認定第 1号 平成23年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第19 議案第 5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について
- 第20 議案第 6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 第21 議案第 1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案  
 第22 議案第 2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案  
 第23 議案第 3号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案  
 第24 議案第 4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案  
 第25 議案第 7号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ車購入）  
 第26 議案第 8号 字区域の変更について  
 第27 議案第 9号 字区域の廃止について  
 第28 陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

日程第10まで

### 出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	代表監査委員	角田隆紀君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	佐藤喜知雄君
保健福祉課長	加辺光一君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君	産業課長	丸山和政君
建設課長	加辺茂君	上下水道課長	土屋利夫君

事業課長 轟 馨 君 教育課長 角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長 小林一喜 議会事務局長 水出 悟  
議会事務局任 角田光代

---

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成24年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折ご参集をいただき開会できますことに対し心から感謝を申し上げます。

今年の夏も連日猛暑を記録し、9月を迎えた現在でも厳しい残暑が続いております。議員、執行部各位におかれましては、健康には十分にご留意をいただき今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、ご承知の決算議会として、平成23年度の一般会計を初め特別会計並びに事業会計の決算を中心にご審議をいただくこととなります。ほかにも平成24年度の補正予算、条例の改正など多数の重要案件が予定をされております。十分な審議を尽くし、適切妥当な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなるかと思えます。町長を初め執行部各位におかれましても一層のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に先立ち町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成24年第3回定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

さて、国政では野田首相に対する問責決議案が可決され、公債発行特例法案など重要法案を積み残して会期末の8日を迎えようとしております。解散時期や、民主党、自民党の代表選の行方なども今後の政局に大きな影響があるものと思えます。

さて、本定例会では、東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況の報告についてなど、報告関係5件、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例についてなど条例関係2件、平成23年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係9件、平成24年度一般会計補正予算など予算関係4件、その他3件を提案させていただく予定でございます。すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成24年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、6番、水出英治議員、7番、轟徳三議員、8番、茂木恒二議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月19日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は14日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は9月7日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

なお、最近の一般質問の中には質問内容が町の事務の範囲外のもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案調査の段階でただせるものなど、町政一般質問としてはそぐわないものも見受けられました。議員必携を再度確認するなどして、大所高所からの政策を建設的立場で議論する場として一般質問に臨んでいただきたいというふうに存じます。本定例会の限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、明らかに一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合などは通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げさせていただきます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければというふうに思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議員派遣の件について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件、10月18日開催、吾妻郡町村議会議長会主催町村議会議員研修会、10月24

日開催、群馬県町村議会議長会主催町村議会議員研修会については、会議規則第120条第1項の規定によりお手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(菅谷光重君) 日程第5、報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき別紙のとおり報告いたします。

駅北土地区画整理事業は、健全な市街地の造成を行い公共の福祉を増進することを目的として土地区画整理法の規定により平成8年度より開始され、16年が経過をいたしました。平成23年度は、事業区画を33.4ヘクタールから31.9ヘクタールとする規模縮小で、事業計画の変更認可を11月29日に受けて、これに基づき事業を進めてまいりました。

事業概要として、工事では稲荷城・金井線街路築造工事の3,364万2,000円が主なもので3,508万7,430円、業務委託関係では画地出来形確認測量が1,785万円や換地計画準備業務委託357万円が主なもので2,552万5,500円、物件の移転補償費が1,172万1,203円、事業の運転資金として借り入れた償還金が501万150円、会議費、役員報酬、職員給与、事務費、負担

金などの経常経費が617万400円で、歳出総額は8,351万4,683円でした。

これに対する主な収入は、保留地4区画の売却代として1億1,668万9,466円、地籍整備推進事業費補助金が1,200万円、金融機関からの借入金500万円、前年度繰越金が461万1,291円などで、総額1億3,836万5,499円でした。したがって、平成23年度は5,485万816円が次年度繰越金となりました。なお、23年度末の負債はございません。

駅北組合では一部の清算事務を除き25年度末の完成を目指していることをあわせて報告し、平成23年度経営事業の報告にかえさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 報告いただいた中で、最後に、25年度は何とかある意味、一部清算事務を除いて事業の決着を図るんだという方向が示されました。多分、既に町が購入すべき必要なものはけりがついたと思いますので、その方向で進められるんだと思いますけれども、一つ私がちょっと心配しているのは、保留地が全部売れないとけりがつかない状況があるんだと思いますけれども、そういったものが25年度末で、ある意味売却ができなかったときにはそれをどういうふうに処分するかというか、その辺のところの議論というのはなされていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の件につきましては、この後の全協におきまして詳しくお話をさせていただくようになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 全員協議会で説明が具体的にあるということですので、そのときにもう一度確認をしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） 日程第6、報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき別紙のとおり報告いたします。

土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目途として事業を進めてまいりました。平成22年度からは、中学生以下のお子さんのいる購入者に対する割引制度の導入や、社団法人群馬県土地建物取引業協会と住宅用地分譲に係る顧客紹介に関する協定を締結するなど、田野原団地1区画、舞台団地2区画の残地販売促進に努めてまいりましたが、平成23年度につきましても販売実績はありませんでした。

平成23年度決算は、収益的収支におきまして収入3,136円、支出57万3,807円となり、57万671円の損失となりました。本決算においては、支出における大部分が法人県民税及び法人町民税の支払いによるところとなっております。

また、資本的収支につきましては収入・支出ともに6,000万円となり、借入金の借りかえのみとなりました。

以上、簡単ではありますが、東吾妻町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 土地開発公社の広告がたびたび町内に出されますが、広告というのは町内だけなんですか。また、広くこれを売買できるようにしているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 町外につきましても、町のホームページ等に掲載いたしまして販売について促進をしているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） 日程第7、報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

株式会社岩櫃ふれあい公社は、町が資本金の50%に当たる500万円を支出して平成6年3月に設立をされた法人で、平成6年度から平成13年度までは東京都杉並区の保養施設の管理運営業務を受託しておりましたが、平成14年度からは杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営に移行し、平成23年度はその10期目となっております。

平成23年度の集客実績は、東日本大震災による被災者を受け入れたため一般客については5,181人でありました。被災者につきましては延べ2万6,179人でありました。

事業収支関係において、売上高は1億5,526万2,255円、販売費及び一般管理費については1億3,450万1,167円となっております。その結果、平成23年度は純利益58万5,766円、当期末の未処理損失は6,370万8,835円となっております。当期は前期に比べ黒字額が減少となりましたが、これについては、昨年3月17日より被災者の避難所として7カ月間運営してきたこと、また10月からの一般客営業再開に向けての修繕費用の増大、営業再開後の風評被害によるキャンセル等により減収となりました。未処理損失を考えるとまだまだ厳しい経営環境にあり、社の計画達成と経常利益を確保するための経営努力を続けているところでございます。

今後ともさまざまな方面から皆様のご支援を賜りますことをここにお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 2点ばかりお聞きしたいと思います。

過去に議会で第三セクターの運営に関して決議をする中で、撤退の方向で進むべきだというような意思表示がなされたわけですが、それに対して現在同じような形で経営を続けていますが、今後もそういった議会の意思決定というかそういったものはある意味無視をして、このまま続けていくという考え方で進むということですか。また、それに対して取締役会等でかなり真剣に議論がされていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点でございますけれども、これにつきましては、現在の経営状況等を勘案し、また地元の商工関係業者とのそういった取引状況等を考慮し、今後十分慎重に協議をいたしたいというふうに思っております。

取締役会につきましては、今年度6月から商工会関係の取締役が3人おかわりになりまして、この方々と今後とも経営状況について、そしてまた今後のふれあい公社の行く末について十分に協議をしまいたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 議会でたしか出てきたのがもう2年以上前だと思いますので、そういった意味でいうと、町としてきちっとそれを議論していないというのは、いまだもってその方向が定まっていないというのは非常に不自然なんです。なぜかという、やはりユニファをやることによって民業圧迫につながったり、経営状況が余り問題であるならということで総務省からの指示も来ている、そういったものを踏まえて総合的に議会もある程度判断した経緯があります。

それともう一つは、町長がやはり本来の町長の業務に精励していただくという意味でいうと、余りいろいろなものをかけ持ちで、多分、そちらの今社長をやっているんじゃないかな。いろいろなものをかけ持ちでやるのが好ましいかどうかということにもなると思いますので、そういった面も踏まえてきちっと早急にその辺のところを取締役会、また株主総会等で詰めて方向を出していただく、そんなことが必要だと思いますので、それについては私のほうから一つ要望しておきます。

それともう一点、ここ数年問題になっていますけれども、会社の持ち株の売却がある日なされて、決着がついたという報告を私は聞いていません。町長は、たしか去年のこの議会だと思えますけれども、年度内にはけりをつけたいという話をしたと思えますけれども、きちっとけりがつきましたか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問にお答えをいたしますが、公社につきましてはやはり友好交流の杉並区の持ち物でございます。それをお借りして会社経営をするということでございます。やはりその関係を十分に考慮しなければならないということでございます。

また、今回、商工会の取締役様が就任をしたということでございますので、こちらから今話されたように町長が社長をするというのはなかなか議会のほうでも異論があるというふうなことを申し上げ、商工会からひとつ出してくださいということは最初の取締役会をお願いをしたところでございます。これにつきましては商工会で支部長会議を開いて検討したということございました。しかし、商工会としては、やはり杉並区との関係もありますし代表は町のほうから願いますということございました。そのようなことから引き続き代表取締役ということでやっておるところでございます。

また、株式の件でございます。以前、当時の取締役5名の方が株式を額面よりかなり安い価格で買い取ったというふうなことがございました。商工会の3名の方は既にお返しをいただいたところでございますけれども、まだ2名の方がお返しをされていないところでございまして、これにつきましては交渉を続けているところでございます。しかし、先様がなかなか応じないという点がございまして、そちら側も、今後は弁護士を通して話しましょうとかなかたくな態度でございまして、こちらからは、やはり弁護士などを通すことではなくお互いにぎっくばらんに話し合っていきましょうということ根気よく説得を続けているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 2点質問したんですけれども、どちらにしても早目にきちっと決着をつけることが大切だと思います。三セクである以上は一番持ち株が多い町長がやるのが筋だろうという意見はわかりますけれども、経営状態がある程度改善してきた状況の中で、それを民間に任せるという作業がありさえすればいやでも町長がそれをするということはないと思います。どちらかといえば、町がいつまでもホテル経営に携わる必要があるかというこ

とを考えれば、やはりきちっと判断をすべきだろうというのが多分当時の議会の判断だったと思いますので、そういったものも踏まえながらきちっと判断をしていただきたい。

それともう一点、株のほうもどういう形にしても不自然な形になっている。これについては町長は、たしか私が聞いたんだと思いますけれども、年度内にと言ったような気がしますが、それができないで、今言った話だとまだ2人がけりにつかない状況だということのようですけれども、このままずっとというわけには多分いけないと思います。きちっとやはり対応すべきだと思いますので、その2点だけ、ある意味要望みたいな形になりますけれども申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 要望として承りました。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 貸借対照表をちょっと見ていただければと思うんですが、売掛金ということで197万2,562円というのがありますけれども、売掛金ということは未収金ということだと思います。そんな中で、恐らく観光業者を通してか、もしくはカード精算が終わっていないのかという推測はされますが、この辺の売掛金というのをもうちょっと明確に説明をいただきたいと思います。

またもう一つ、貸借対照表の次に損益計算書がありますけれども、1番の中に宿泊売上高、レストランの売上高、お土産の売上高というのがあって、その他売上高というのが534万1,898円あります。この辺の金額はかなり大きいのですけれども、具体的にどんなものを売られたのか。推測するとキャンプの使用料とか多々あるかと思いますが、2の売上原価を見ますと321万3,437円とありまして結構な利益が出ているんですけれども、どんなものを売られたのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては後ほど資料として提出をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） じゃ、その資料を出していただいて検討したいと思います。お願いします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） 日程第8、報告第4号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第4号 健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し公表しております。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成23年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると1.3ポイント改善をされ、3カ年平均値で15.3%となりました。比率が改善された要因といたしましては、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増や町債の繰上償還により地方債残高の縮小に努めたことが主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、町の地方債残高のほかに債務負担行為による債務残高、一部事務組合における地方債残高のうち町が負担すべき残高、職員等の退職手当負担見込み額など将来への負担の程度を指標化したものでございますが、前年度と比較すると1.4ポイント改善をされまして119.2%となっております。前年度に引き続き町債の繰上償還による地方債残高の縮小と財政調整基金等の積み立てを行っているところですが、公営企業会計への繰出金が増加しているため大幅な引き下げとはなりませんでした。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。引き続き財政の健全化に努めてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 資料として後でいただくのでも結構なんですけど、県下の各自治体の平均の数値がどの程度なのか、それともう一つ、多分このままでいくと将来負担比率なんかはまだ多分、県下でワーストワンのような気がしますけれども、県下での順位的なもの、その辺のところをちょっと説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

先ほどの実質公債費比率と将来負担比率の数値と順位ということで、数値のほうはここに提出された資料のとおりでございますが、順位的なことを申し上げます。

実質公債費比率につきましては、県下で下から3位、表現的にはワースト3位といたしますか、そうということでございます。

将来負担比率でございますが、これは恐らく一番という、この数字は変わっておりません。順番的には変わっている、そういった順位だと思います。

○議長（菅谷光重君） 何か答えるようなんでちょっと待ってください。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） すみません。先ほどもしかすると22年度決算ベースでお話をしたかと思しますので、最新の資料につきましては後ほど提出をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それで結構です、最初からそれでいいと思えますので。多分、県下の一覧表が出ていますので、それをいただければ自分で計算もできますから、それを参考に皆さんにできれば配っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑がありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、ここで質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（菅谷光重君） 日程第9、報告第5号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第5号 資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当はありません。よろしくご説明申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 資金不足はないという説明なんですけれども、多分、実質的には繰入金等があって帳じりを合わせているというのが実態なんだろうと思うんですけれども、もし差し支えなければ、それが入らなかった場合の数字というのが押さえてあるようでしたら教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 質問ですけれども、そういった数字を押さえておりませんので、この場ではお答えすることができないのが実情でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私は議員だからそんなに突っ込んで考えてはいないんですけれども、少なくとも行政のサイドでいえば、実際には一般会計からの繰入金で資金不足比率が出ないよという形に仮になっているんだとすれば、その実態はやはり財政主管課としてはきちっと押さえておくべきだと思うんです。当然そのくらいのことは持っているかなと思ってお聞きしたんですが、もしその数字が出るようでしたら後で試算で結構ですから教えていただけま

すか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 後ほど調べさせていただきたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑がありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

---

### ◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第10、認定第1号 平成23年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 平成23年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入総額87億7,972万3,378円、歳出総額83億1,475万7,390円、歳入歳出差引額が4億6,496万5,988円となりました。そのうち繰越明許費に係る翌年度への繰り越すべき財源が3,781万3,000円でありますので、実質的な繰越金は4億2,715万2,988円となっております。

平成23年度は、前年度に比較して地方交付税は0.6%の減、臨時財政対策債は29.0%の減となっております。また、国の施策としての地域活性化交付金、公共投資臨時交付金が減となり、国庫支出金が39.1%の減となりました。

一方、歳入の柱である町税は3.3%の増となりました。主なものでは、法人町民税が22.3%の増、ユニファーいわびつの固定資産税相当額を杉並区から交付されることになり、国有資産等所在市町村交付金66.6%の増が挙げられます。

このような中でありますが、東吾妻町新町建設計画及びそれを基礎にした東吾妻町第一次総合計画に基づいて、東吾妻町の将来を見据えた財政運営により各種事業を実施してまいり

ました。

主な事業といたしましては、総務費の総務部門では、庁舎建設基金に1億円の積み立てを実施いたしました。

企画部門においても、合併市町村振興基金積立金として2億円を積み立てております。

ダム対策部門では、岩島、坂上地区等において、ダム事業について協力をいただくための説明会を開催いたしました。また、関連事業として、町道松谷・六合村線及び新井・横谷・松谷線の整備、松谷三島地区土地改良事業、吾妻溪谷自然公園整備事業、あがつまふれあい公園整備工事を進めてまいりました。公園の一角にある吾妻峡温泉天狗の湯は、地域住民福祉と観光客等の利用促進に努め、入館者総数は前年対比19%増加しております。温泉事業部門では、あづま温泉「桔梗館」を指定管理者へ移行し、歳出削減に寄与いたしました。

民生費においては、生活の安定と福祉の向上を図るため、地域福祉の推進と充実強化に努め事業を実施してまいりました。また、災害救助の取り組みとして、福島県南相馬市民の皆様へ寄せられた寄附金に町費を足して、災害見舞金1,000万円を贈呈しております。

衛生費においては、だれもが生涯を通じて健康を保持していくため、健康寿命延伸という目標を掲げて各種事業を実施いたしました。また、今年度は子宮頸がん予防ワクチン接種初年度ということで、中学1年生から高校1年生を対象にワクチン接種を行っております。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため各種の制度、事業を積極的に導入いたしました。農業体質強化基盤整備事業や小規模土地改良事業を行うとともに、今年度は米食味分析計の購入やフォレストック業務を新たに実施いたしました。

商工費では、商工業の振興のための事業として小口資金融資事業や各種利子補給の実施、また勤労者生活支援から住宅新築改修補助金の交付も行ってまいりました。

観光部門では、群馬デスティネーションキャンペーンが行われ、観光駐車場の造成、整備等を実施いたしました。

土木費においては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施いたしました。また、地域活性化生活対策交付金及び緊急経済対策交付金により、町道内野・山田川線道路改良工事を初め道路維持工事、道路改良工事を実施いたしました。

都市計画関係では、街路事業で土地購入や補償費の事業を実施いたしました。

町営住宅では、町営住宅の維持管理及び施設修繕を実施いたしました。

消防費では、町民の身体・生命・財産を守るため消防防災施設の整備と装備の充実を図り、

火災、災害、捜索などに出動するとともに、火災予防運動として春・秋の火災シーズンには火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図りました。また、戸別受信機を購入し緊急放送施設の整備に努めてまいりました。

教育費では、すぐれた知力と豊かな人間性及びたくましい心身を備えて国際社会に生きる日本人を育成することを目指して教育行政を推進してまいりました。

学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備を図り、子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を進めてまいりました。平成22年度の主な事業といたしましては、小・中学校保健室及び幼稚園職員室へのエアコン設置工事、原町中学校校庭用地の購入が挙げられます。

また、社会教育関係では、生涯学習を推進するため各種事業を実施してまいりました。

公民館事業では、麻の里会館駐車場舗装工事を初め施設整備に努めてまいりました。

保健体育事業では、第50回吾妻郡民体育祭や、体育協会を通しての事業であります。東洋大学陸上競技部によるランニング教室を開催いたしました。また、体育祭に合わせてスポーツ広場駐車場整備、町民体育館屋根防水改修工事を実施いたしました。

依然厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し堅実な財政確保に努め、健全な財政運営を目指してまいりました。今後とも財源の確保と運用に心がけてまいりたいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせていただきますので、十分ご審議をいただきご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○町長（中澤恒喜君） 失礼いたしました。学校教育の関連で、「平成22年度の主な事業」と言うところを私が言い違えまして「平成23年度」と言ったということでございますので……

○議長（菅谷光重君） いや、逆だ。

(「『23年度』と言うところを『22年度』と」と呼ぶ者あり)

○町長（中澤恒喜君） そういうことでございますので、ご訂正をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時58分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

---

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

平成23年度一般会計歳入歳出決算書の概要につきましてご説明申し上げます。

1 ページから 8 ページまでが決算書となっています。

最初に、歳入のほうからご説明をさせていただきます。

3 ページ、4 ページの歳入合計欄をごらんいただきたいと思います。

予算額が87億5,982万7,000円で、調定額は88億7,748万2,964円、調定率は101.34%となりました。

収入済額につきましては87億7,972万3,378円で、対予算比100.23%、収入率は98.90%となりました。このうち町税につきましては19億4,501万1,416円で、全体に占める割合は22.2%でございます。

不納欠損額の422万6,802円は、町民税、固定資産税及び軽自動車税で、すべて町税でございます。対前年比は77.5%となりました。

収入未済額9,353万2,784円につきましては、対前年度比104.7%で、町税、住宅使用料及び給食費が主なものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出につきまして概要をご説明させていただきます。

7 ページ、8 ページの歳出合計欄をごらんいただきたいと思います。

予算現額87億5,982万7,000円に対しまして支出済額は83億1,475万7,390円、予算執行率は94.92%でございます。

翌年度繰越額は1億7,029万1,000円でございますが、6月定例会でご報告いたしました12事業の関係でございます。

不用額につきましては2億7,477万8,610円ということでございます。

歳入歳出を差し引いた残額につきましては4億6,496万5,988円でございますが、その中で繰越明許繰越額が3,781万3,000円となっておりますので、4億2,715万2,988円が実質収支額ということになりました。これは177ページの実質収支に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、歳入歳出決算書の概要でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、町税のご説明を事項別明細書によりさせていただきます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳入、1款町税の予算現額は19億1,283万7,000円、調定額は20億3,560万4,162円となり、対予算比106.42%でございます。

収入額につきましては19億4,501万1,416円で、対前年比101.68%でございます。前年度と比較しますと額で約6,262万円の増、率で103.33%となっております。

収納率につきましては、現年度課税分0.06%、滞納繰越分2.38%、全体で0.09%上昇しております。23年度につきましては、新たにコンビニ収納を導入したことにより24時間納税が可能になりました。このことにより収納率も若干向上したものと考えられます。

各税目につきましては特徴的なところについてご説明させていただきます。

まず、入湯税以外は昨年と比べ調定額、収入済額ともに増となっております。入湯税につきましては対前年比68.4%と落ち込みました。落ち込んだ理由といたしましては、昨年3月の東日本大震災のため被害者の避難所として半年間使用しお客をとれない業者があったり、旅行者の側でも行楽を控えたことなどが考えられます。

たばこ税につきましては、嫌煙志向などにより平成19年度は1億1,000万円、20年度が9,600万円、21年度9,100万円、22年度9,000万円と減少しておりましたが、平成22年10月から税率が大幅に上がったことにより、23年度は19年度以来1億円を超える収入額となりました。

町民税につきましては、個人、法人ともに調定額、収納額、収納率はプラスになっております。なお、法人町民税では、町内の大手製造業者の中で納付額が大幅増となった業者がありましたことが大きな要因となっております。

固定資産税の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、杉並区が23年度から納付することになり、対前年比166.6%になりました。

軽自動車税につきましては、登録台数の増加に伴い年々微増となっております。しかし、農機具等で使用していないものや、ナンバーを紛失しても廃止手続きをしないためそのまま課

税されているものもあるように感じます。

不納欠損額につきましては、前年度の545万825円に対しまして、23年度は422万6,802円と若干ではありますが減少いたしました。

続きまして、収入未済額についてご説明いたします。

町税の収入未済額は8,636万5,944円、前年度が8,416万9,590円で、額で219万6,354円、率にして2.61%の増加です。増加となった原因の一つとして調定額が増加したことが考えられます。前年度の調定額19億7,201万268円に対しまして23年度は20億3,560万4,162円と、額で6,359万3,894円、率で3.22%増加しております。徴収率が先ほどもご説明いたしましたが微増となっていることを勘案いたしますと、調定額そのものがふえたことに伴い収入未済額も増加しました。

また、滞納繰越額が増加する一因としまして滞納処分を積極的に執行したことも影響していると考えております。滞納処分とは、財産の差し押さえ、交付要求、財産の換価、換価代金等の配当の総称でございます。滞納処分を執行した場合、税の消滅時効が中断されます。換価代金等の配当が終了した時点から、配当のなかった滞納税につきまして新たにそこから5年という消滅期間が開始となるため、滞納繰越額及び収入未済額が増加いたします。

以上が1款町税の歳入決算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、町税以外の歳入について説明をさせていただきます。

お手元に両面刷りで6ページの資料をお配りさせていただきました。決算につきましては会計管理者が調製するんですけれども、決算統計等は企画課が行っておりますことから、ある程度決算額をまとめた資料をお示しをさせていただきました。資料について若干説明させていただきます。

1ページが款別決算書の対前年度比較でございます。それぞれの項目の構成比及び伸び率がわかるような資料でございます。

2ページにつきましては、款別予算に対する執行率の一覧になっております。

3ページでございますが、一般会計から公営企業会計までの各会計ごとの収入支出の決算額の一覧になっております。

4ページでございますが、特別会計まで含めた歳出の決算を性質別で合計した一覧でございます。

5 ページは、地方債の残高の推移でして、平成18年度から23年度までの一覧ということになっております。

最後に6 ページでございますが、基金残高の推移でございます。これにつきましても平成18年度から23年度までの一覧になっております。後ほど参考にしていただければありがたいと思います。

それでは、決算書について説明をさせていただきます。

11から12ページをお願いしたいと思います。

2 款の地方譲与税の1 億4,135万5,174円ですが、内訳は、軽油揮発油譲与税、いわゆるガソリン税が3,931万6,174円と、自動車重量譲与税が1 億203万9,000円でございます。備考欄に174円という数字がありますけれども、平成21年度に道路特定財源が一般財源化されたことにより名称が改められましたが、改正前に課税された道路特定財源分が引き続き譲与されたものでございます。

3 款の利子割交付金は372万9,000円、4 款の配当割交付金については285万2,000円。5 款の株式等譲渡所得割交付金については株式譲渡所得割に対して交付されるものでございまして、これが69万1,000円。6 款地方消費税交付金は、地方分の2分の1が町の人口と従業員の割合によって交付されるもので、1 億4,559万円でございます。7 款のゴルフ場利用税交付金は2,474万3,250円でございます。

13から14ページをお願いしたいと思います。

8 款自動車取得税交付金ですが、3,101万8,000円でございます。9 款地方特例交付金ですが、3,216万7,000円でございます。この地方特例交付金ですけれども、平成11年に恒久減税がありましたが、そのときに減収補てんをするために創設された交付金ということでございます。

10 款の地方交付税は31億9,988万8,000円で、前年と比べ1,942万8,000円の減額で、率にして99.4%となっております。備考欄に内訳がございまして、特別地方交付税が54万4,000円ほど増額となっております。

11 款の交通安全対策特別交付金は道路交通法違反の反則金を財源として交付されるものでございますが、これが343万4,000円でございます。ここまでがいわゆる一般財源と言われているものでございます。

続きましては、これからは各課の関係もありますけれども、歳入につきましては企画課のほうで説明をさせていただきます。

12款の分担金及び負担金でございますが、これは受益者が負担する性格のものでございます。1項負担金の合計が1億3,591万5,163円です。内訳ですが、1目民生費負担金が848万4,796円ですが、内容につきましては備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

15、16ページをお願いいたします。

2目農林水産業費負担金が1億2,743万367円でございます。これにつきましても、内容につきましては備考欄をごらんいただきたいと申します。2項の分担金ですが、1目の農林水産業費分担金の40万2,225円ですが、農業用施設災害復旧費分担金でございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料でございますが、合計で収入済額が1億3,295万7,528円で、収入未済額が221万7,000円出ております。内容的には備考欄をごらんいただければおおよそわかると思っておりますけれども、収入未済につきましては、2目の民生費使用料の保育所のところで6万900円、6目土木使用料の公営住宅使用料で209万100円、7目教育使用料の幼稚園保育料で6万6,000円が主な収入未済となっております。

続きまして、17から18ページをお願いいたします。

2項の手数料でございますが、収入済額が1,151万8,050円、収入未済額が8,000円でございます。収入未済は霊園管理手数料でございます。収入内容は備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金が2億9,467万8,622円でございます。この国庫負担金ですけれども、国が負担すべき割合を負担するという性格のものでございます。収入内容は備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

19から20ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金が2億8,992万1,189円でございます。これは地方の政策に国が補助をする性格のものでございます。これについても収入内訳は備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、21から22ページをお願いいたします。

3項委託金が合計で3,344万7,894円でございます。これは国の本来業務を地方が行ったほうが効率的ということから、委託して実施をするという性格のものでございます。収入内容はこれも備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

15款の県支出金、1項県負担金の1億6,440万1,713円でございますが、国庫負担金と同様な性格のものでございます。収入内訳につきましては備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、23から24ページをお願いいたします。

2項の県補助金が3億5,211万6,021円です。これにつきましても、収入内訳につきましては備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。

3項の委託金ですが、8,715万4,586円でございます。これにつきましても、収入の内訳は備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

国庫支出金から県支出金と大まかな説明になるかと思えますけれども、支出においては各課とも関連性がありますので、そうしたところで説明があるかとも思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、27から28ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入は1,732万1,910円でございます。前年度と比べ約200万円の減額となっております。内訳は、1目の財産貸付収入が1,597万2,556円と、2目利子及び配当金で134万9,354円です。これは主に基金等の利子収入になります。収入内容は備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

2項の財産売払収入が909万1,483円でございます。前年度と比べ2,216万円の減額となっておりますが、浜井場と紺屋町において土地売買収入がありましたが、前年に比べ土地売買収入は減額となっております。

29から30ページをお願いしたいと思ひます。

17款の寄附金でございますが、合計で636万4,937円です。備考欄をごらんいただきますとおわかりいただけるかと思ひますが、災害救助指定寄附金が主でございます。

続きまして、18款繰入金合計が1億7,973万6,283円でございます。これは備考欄に記載のとおり基金からの繰入金でございます。

31から32ページをお願いいたします。

19款繰越金ですが、4億1,714万7,612円の繰り越しでございます。

20款の諸収入ですが、合計で3億8,076万9,322円、収入未済額が461万9,845円ありますが、未済額につきましては後ほど触れたいと思ひます。

1項1目に延滞金がございますが、これが361万5,468円です。昨年度が228万2,220円ですので、対前年度比で158%となります。これにつきましては徴収の努力がうかがえるというふうに思っております。

次に、5項の雑入の欄に461万9,845円の収入未済がございますが、これは、33から34ペ

ージをごらんいただきたいと思いますが、学校給食の未済が主なものでございます。

35から36ページの10目になります。雑入の備考欄に6万8,700円の数字がございますが、これは日本スポーツ振興センター給付金でございまして、子供たちがけがをした場合、給付金が給付されますが、これについてタイムラグが生じておりまして、これについては必ず入ってくるという性格のものでございます。

37から38ページをお願いいたします。

21款の町債でございまして、合計で7億3,630万円で前年度比78%となりました。内訳は、1目総務債1億9,000万円、2目民生債3,500万円、3目土木債8,720万円、4目教育債740万円、5目臨時財政対策債3億8,400万円、6目災害復旧事業債300万円、7目農林水産債2,970万円でございます。

以上、歳入合計は調定額88億7,748万2,964円、収入済額が87億7,972万3,378円、不納欠損額422万6,802円、収入未済額が9,353万2,784円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

41ページ、42ページをごらんいただきたいと思いますが。

1款議会費でございまして、主なものは人件費及び経常的な経費でございます。なお、議員報酬につきましては5月12日までは17名分、5月13日からは14名分でございますので、よろしくをお願いいたします。

主なものとして、13節委託料でございまして、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等会議録反訳業務委託料として348万357円の支出済額となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費について説明をさせていただきます。支出済額につきましては6億5,268万9,439円でございます。この目では、庁舎内の一般的な管理及び総務課、企画課、税務会計課の会計部門、町民課の衛生部門の職員43名分の人件費が主なものでございます。

それでは主なものを申し上げます。

2節の給料から4節の共済費につきましては経常的な経費でございます。

次に、43、44ページをごらんいただきたいと思いますが。

7節の賃金は、臨時職員の賃金でございます。

8節の報償費でございますが、町政功労者等の記念品代などがございます。

10節の交際費でございますが、予算と比較いたしまして約78%の執行となっております。

11節の需用費でございますが、支出済額が1,470万4,026円で、庁舎等修繕料、庁用車燃料費、コピー代、電気料等の減によりまして372万6,974円の不用額となっております。

12節役務費につきましては、支出済額が1,203万5,170円で、郵便料、電話料の減によりまして101万8,830円の不用額となっております。

13節委託料につきましては、支出済額が1,058万811円で、例規集データベース、電話交換業務、職員健康診断の委託料が主なものでございます。

14節の使用料及び賃借料では、支出済額が541万8,129円で、印刷機リース料の減で103万2,871円の不用額となっております。

次に、15節の工事請負費ですが、庁舎受変電設備改修工事、東支所電話交換機交換工事、庁舎防犯カメラ等設置工事の費用が主なものでございます。

18節の備品購入費につきましては、シュレッダー、パソコンの接続用カッティングマシン、ICレコーダー等の購入費が主なものでございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、退職手当組合負担金が主なものでございます。

25節の積立金でございますが、庁舎建設基金積立金でございます。

27節の公課費は、庁用車の自動車重量税でございます。

次に、45、46ページでございます。下段をごらんいただきたいと思っております。

2目行政振興費について説明をさせていただきます。支出済額は2,187万3,339円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、区や町が設置・管理している防犯灯や住民センターへの補助金等でございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、住民センター建設事業としまして、魅力あるコミュニティー助成金500万円、建設事業補助金379万7,898円を一つの地区へ助成をいたしました。また、増改築事業補助金として3地区へ22万2,443円の補助をいたしました。また、地域振興事業補助金につきましては3団体へ36万円の補助でございます。申請件数が少なかったことにより161万9,659円の不用額となっております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、3目の財政管理費でございますが、支出済額が224万5,161円でございます。これは経常的な経費でございます、主なものは、財務会計システムレンタル料でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 4目会計管理費でございます。会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常的経費でございます。予算現額567万5,000円、支出済額544万4,387円、不用額23万613円でございます。予算執行率は95.9%でございます。

この中で、12節役務費につきましては口座振替等手数料でございます。前年度に比べ約25万円の増となっておりますが、これはこれまでの口座振替、ゆうちょ銀行振替手数料に加えコンビニ収納を導入したことによる増でございます。口座振替手数料が1件10円プラス消費税、ゆうちょ銀行振替手数料が1件30円プラス消費税、コンビニ収納が1件約70円となっておりますが、ゆうちょ銀行の取扱件数が減少しコンビニ収納へと流れたことにより、大幅な増にはならなかったものと考えています。

事務用品管理事業の消耗品170万2,609円につきましては、本庁舎内に備えてあります各種消耗品と文書管理システム用品の購入費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、5目財産管理費について説明をさせていただきます。支出済額は527万7,597円でございます。

13節の委託料でございますが、廻り目境界復元業務委託料が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、駐車場用地の借上料282万8,620円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 6目公平委員会費でございます。予算10万2,000円、支出済額2万7,052円、内容的には報酬及び費用弁償でございます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、49、50ページをお願いしたいんですけれども、固定資産評価審査委員会費でございます。これにつきましては支出済額は5万3,464円で、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金費をお願いいたします。支出済額1億2,095万5,394円を基金に積み立ていたしました。これによりまして、現在の財政調整基金の金額は、181ページにも記載されておりますけれども、14億5,593万5,119円ということでございます。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額2億3,566万8,605円、不用額156万3,395円です。主なものについて説明をさせていただきます。

13節委託料の支出済額694万815円でございますが、備考欄、上から8段目に記載の光ケーブルに関する保守業務委託料が主でございます。

14節の使用料及び賃借料の584万919円ですけれども、備考欄中ほどに記載のNTT及び東京電力所有の電柱を借りて光ケーブルを添架するための使用料が主でございます。

19節の負担金、補助及び交付金の2,151万9,218円でございますが、吾妻広域町村圏振興整備組合負担金1,524万1,000円と、下から3段目の繰越事業になりますけれども、厚田田中地区における地上デジタル放送共聴施設整備補助金が609万円でございます。これが主でございます。

25節の積立金の2億円でございますが、備考欄記載の一番下の合併市町村振興基金積立金の2億円です。これは合併特例債を活用して行う基金の積み立てでございます。

続きまして、10目の運輸対策費でございますが、支出済額が3,633万5,928円でございます。備考欄をお願いしたいと思います。路線バス運行対策事業としては乗合バス運営費補助3,503万9,295円がほとんどを占めております。これは、湯中子線、大戸線、坂上地区と旧倉淵村権田を走っている権田線、原町駅と天狗の湯を循環する循環線に対する補助金でございます。

県補助金として24ページの備考欄に445万7,000円の数字があります。鉄道対策事業は支出済額113万1,100円です。これは、町内4駅に設置されている町営トイレに係る経費と、市城駅駐輪場整備負担金29万4,000円です。この負担金ですけれども、東吾妻町の利用者も多いことから中之条町との折半による負担金というふうになっております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、51、52ページをお願いいたします。

11目支所費でございますが、支出済額は4,941万8,714円でございます。この目では東支

所管事業、改善センター管理事業及び情報政策事業等に伴う経費でございます。

11節の需用費から27節の公課費までは施設管理に伴う経費でございます。11節需用費は庁用車燃料費、また節電によるエアコンの電気代の減、庁舎等修繕料の減により139万6,408円の不用額となっております。

28節の繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金3,856万3,000円でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費について説明をさせていただきます。支出済額は561万4,302円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、53、54ページをお願いいたします。

13目交通対策費ですが、支出済額は975万8,191円でございます。この目は交通安全対策に伴う経費でございます。

1節の報酬でございますが、交通指導員18名分でございます。

9節の旅費でございますが、交通指導員の出勤旅費が主なものでございます。

15節工事請負費でございますが、道路反射鏡及び区画線設置工事の費用でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、交通安全運動に伴う負担金及び補助金が主な内容でございます。

次に、14目登記事務費ですが、支出はございませんでした。

よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、15目の電算業務費です。支出済額3,867万2,057円で、不用額が150万8,943円です。電算業務に係る業務委託料やソフト使用料、機器のリース料が主でございます。

次のページにいきます。

16目開発費でございます。支出済額が35万4,823円です。備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、2つの事業になっております。国土計画法施行事務と開発指導事務でございますが、主に支出されているのは企画課が管理をしている公用車に係る経費でございます。

続いて、17目広報広聴活動費でございますが、支出済額326万9,096円、不用額51万904円です。毎月発行している広報とお知らせカレンダーの経費が主でございます。不用額につき

ましては、印刷製本費が安く契約できたのがその要因となっております。

続きまして、18目地域活性化対策費でございますが、支出済額が30万8,000円、不用額が10万円です。備考欄をごらんいただきたいと思いますが、3団体に対する補助金になります。不用額の10万円は、岩櫃太鼓の太鼓やいわびつ連の笛等は町所有でございますので、町所有物に修繕等が必要になったときに確保しておいた予算が、平成23年度については修繕がなかったということによるものでございます。

続いて、19目交流事業推進費でございますが、支出済額30万6,474円、不用額が26万8,526円です。高円寺阿波おどりに係る経費、11月に行われました交流事業に係る消耗品が主になっております。

次のページをお願いいたします。

20目の山村振興対策費でございますが、支出済額が10万9,100円です。これは上部団体への会費及び会議参加負担金でございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 次に、21目諸費について説明をさせていただきます。支出済額は1,386万7,900円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費に載せてございます。

8節の報償費でございますが、弁護士の報償金でございます。

13節委託料でございますが、法律顧問委託料、防犯防災安全施設等地図台帳整備業務委託料でございます。

15節工事請負費では、防犯灯新設工事及び町内各駅の防犯カメラ設置に伴う工事費でございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、烏帽子山植林組合分担金、防犯灯維持管理補助金が主なものでございます。その他、防犯事業活動等を行っている上部団体への負担金や補助金及び自衛隊父兄会の事業の補助金でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 続きまして、2項徴税费についてご説明申し上げます。

1目の税務総務費でございますが、予算現額8,874万1,000円、支出済額8,863万1,547円、不用額は10万9,453円、予算執行率は95.9%でございます。

2目の賦課徴収費につきましては、賦課徴収費、住民税、資産税及び収税の4事業で、予

算現額4,768万8,000円、支出済額3,809万4,921円、不用額は959万3,079円、予算執行率は79.88%でございます。

不用額の主なものについては、13節の委託料が296万6,911円、23節の償還金、利子及び割引料が596万3,037円ございまして、委託料につきましては電算移動処理件数が少なかったこと、償還金、利子及び割引料につきましては法人の還付金が少なかったことによるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。支出済額7,074万4,952円でございます。

61ページをお願いいたします。

2節給料から12節役務費までは、職員6名分の人件費及び経常的な経費でございます。

13節委託料1,242万5,136円で、電子戸籍、住基ネットの保守点検及び住民基本台帳、住基ネット電算処理委託料等経常的なものと、平成24年7月9日に施行されました外国人登録を住基システムに移行するための電算処理業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料688万803円で、各種電算機器のリース料でございます。

18節備品購入費165万1,436円で、戸籍システムファイアウォール及びノートパソコン、ファクス、公的認証機器等の購入費でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、4項の選挙費について説明をさせていただきます。

1目選挙管理委員会費でございますが、支出済額は157万320円でございます。この目は選挙管理委員会の年間の経常的な運営費でございます。

63、64ページをお願いいたします。

2目選挙啓発費でございますが、支出済額は13万2,647円でございます。この目は選挙啓発のための費用ございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

3目群馬県議会議員選挙費でございますが、支出済額は790万4,727円でございます。この目は群馬県議会議員選挙のための費用ございまして、投票立会人、投票管理者報酬、また職員手当等が主なものでございます。

4目群馬県知事選挙費でございますが、支出済額は925万6,288円でございます。この目は群馬県議会議員選挙に係る費用でございます。

続きまして、65、66ページをお願いいたします。

5目東吾妻町議会議員選挙費でございますが、支出済額は1,158万161円でございます。この目は東吾妻町議会議員選挙に係る費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明の途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時57分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（菅谷光重君） 続いて説明願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 引き続きまして、65、66ページをお願いしたいと思います。

5項の統計調査費でございます。1目統計調査総務費ですが、支出済額11万6,295円です。備考欄をごらんいただきたいと思いますが、これは統計調査総務費と確保対策事業に係る経費でございます。

次の2目統計調査費でございますが、支出済額79万1,862円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますが、昨年度の比較的大きな調査は経済センサスでございます。これが合計74万687円と調査費のほとんどを占めております。そのうち、調査員の報酬が10人分で56万4,788円となっております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、6項1目監査委員費についてご説明を申し上げます。

支出済額は53万1,983円でございます。主な支出内容は委員報酬45万8,999円となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、7項ダム対策費でございます。

1目ダム対策総務費は、支出済額4億5,936万490円、繰越明許費5,333万1,000円でございます。備考欄により事業別に説明させていただきます。

ダム対策総務費は、支出済額5,705万226円で、職員人件費及び臨時職員の賃金、建物明け渡し請求委託は支出済額114万5,000円で、このうち繰越明許費は85万5,000円であります。次に、70ページをお願いします。

事務機器、車のリース料、備品購入はパソコンの入れかえなどで、ダム関連団体補助金601万2,300円が主なものでございます。

次に、天狗の湯運営事業費は支出済額2,316万4,405円で、施設の管理人13人の賃金、光熱水費、設備修繕、保守点検、清掃等の管理運営費及び温泉流量計更新工事157万5,000円が主なものでございます。

次に、八ッ場ダム水源地域整備事業は支出済額3億7,914万5,859円で、先ほど説明いたしました繰越明許費のうち建物明け渡し請求85万5,000円を除いた5,247万6,000円の内訳は、三島西部第二土地改良事業1,420万円、ふれあい公園整備工事費2,747万6,000円、大沢集会所建設事業補助金1,080万円であります。水源地域整備事業は、溪谷パーキング管理費、細谷・三西第二土地改良事業、公園整備事業、集会所建設事業等が主な事業であります。

72ページになりますが、ふれあい公園整備工事が2工区で1億8,853万円で、芝生広場とドッグランにつきましては7月14日に一般開放いたしました。

最下段の公共施設整備基金積立金214万8,628円は、松谷・六合村線の起債償還元金分でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

2款8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますけれども、支出済額は5,660万9,366円でございます。

2節給料から7節賃金までは、職員4名、臨時職員7名に係る人件費等でございます。

11節需用費の主なものは、備考欄に記載してありますけれども、灯油代225万6,494円、

電気代411万4,173円のほか、照明器具等の交換等の修繕料でございます。

13節の委託料につきましては、73ページから74ページの備考欄を見ていただきたいんですけども、電気設備保守点検委託料から中ほどにあります除雪作業業務委託料まででございます。

次に、14節使用料及び賃借料につきましては用地借上料が主なものでございます。

15節の工事請負費につきましては、ふれあいの郷2階と3階の畳がえ工事等でございます。

18節備品購入費でございますけれども、掃除機の購入が主なものでございます。

次に、2目福祉センター管理費でございますけれども、支出はございませんでした。

次に、3目コンベンションホール管理費でございますけれども、支出済額184万5,020円となりました。

11節需用費は、運営消耗品や舞台音響設備等の修繕料でございます。

13節の委託料は、天井からつってある照明の点検委託料や移動式観覧席の保守点検料などでございます。

14節の使用料及び賃借料は、館内マットのリース料でございます。

18節の備品購入費は、キャスターつきミラー購入費でございます。

次に、4目健康増進センター管理費でございますけれども、支出済額107万2,649円でございます。

8節報償費につきましては、自主事業として実施しておりますヨガ教室とノルディックウォーキングの講師謝金でございます。

13節委託料は、トレーニング器具保守点検委託料でございます。

18節備品購入費につきましては、ノルディックウォーキング用ポール25組の購入費でございます。

次に、75ページ、76ページをお願いします。

5目国民宿舎管理費でございますけれども、支出済額807万5,184円でございます。

主な支出としては、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これは国有林の土地使用料でございます。なお、建物共済分担金と土地使用料につきましては同額を指定管理者より納入していただいております。

15節工事請負費につきましては、玄関タイル張りかえ工事費124万5,300円と、きめ細かな臨時交付金を使った駐車場舗装改修工事480万9,000円でございます。

続きまして、2款9項温泉事業費でございます。温泉事業費の支出済額は1億2,507万

2,163円でございます。

1目の桔梗館管理費でございますけれども、主なものについて説明させていただきます。

まず、桔梗館の管理費827万7,869円でございますけれども、13節の委託料の指定管理料740万円が主なものでございます。

15節の工事請負費につきましては、厨房冷凍冷蔵庫改修工事の32万2,350円でございます。なお、これも建物共済分担金、自動車損害保険料、土地使用料と同額を指定管理者から納入していただいております。

次に、2目温泉センター管理費でございますけれども、支出済額は7,073万5,698円でございます。

2節の給料から7節の賃金までは、職員2名、臨時職員4名分の人件費でございます。

11節の需用費でございますけれども、灯油代等が1,204万3,766円、電気料1,131万4,791円、水道料228万2,238円などがございます。その他、機械器具の修繕費が主なものでございます。

次に、77ページから78ページをお願いしたいと思います。

12節役務費は、備考欄の中ほどの広告費や電話料あるいはごみ処理手数料などが主なものでございます。

13節委託料につきましては、浴室・脱衣室清掃業務委託料205万8,000円などが主なもので、これはシルバー人材センターにお願いしております。

14節使用料及び賃借料は、用地借上料と下水道使用料421万4,531円などが主なものでございます。

次に、15節工事請負費につきましては、源泉ろ過機交換工事費などが主なものでございます。

次に、79ページ、80ページをお願いいたします。

3目温泉センター食堂費でございますけれども、支出済額4,605万8,596円でございます。

2節の給料から7節賃金までは、職員1名、臨時職員11名分の人件費でございます。

11節需用費につきましては、消耗品費やガス代及び機器修繕料でございます。

15節工事請負費につきましては、プレハブ冷蔵庫冷凍庫設置工事、合計で215万2,500円でございます。

次に、16節原材料費につきましては、レストラン・売店の食材等原材料購入費565万744円が主なものでございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、3款の民生費に移ります。民生費全体では前年度対比で6.2%増となりました。ほとんどが例年どおりでございますが、幾つか新しいものがありますので、それらを中心に説明いたします。備考欄の事業ごとの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1項1目の社会福祉総務費でございます。備考欄のほうの社会福祉事業9,839万661円でございます。一般職の給料から職員共済組合負担金までは職員の人件費です。

次の民生児童委員等報償費は、民生・児童委員52名と保護司10名分でございます。

下段からの補助金につきましては、社会福祉協議会への2,500万円を初め例年どおりの補助でございます。

81ページをお願いいたします。

ここで、大変申しわけございませんが、備考欄に3カ所の訂正がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、障害福祉事業といたしまして「1,155万3,647円」と記されておりますが、「1,124万9,595円」と訂正を願ひします。それから、次の2項の数字ですね。一番上の障害児者自立支援事業の訂正後の数字が「2億5,848万3,728円」でございます。そして、中段の下のほうで障害福祉サービス特別対策事業補助金、下から8行目ですね、障害福祉サービス特別対策事業「補助金」を「給付金」に訂正を願ひいたします。以上、3カ所の訂正でございます。大変申しわけございません。

それでは、説明のほうに戻らせていただきます。

障害福祉事業といたしまして1,124万9,595円でございます。ここでは次の2目障害者自立支援法に基づかない事業に対する経費でございます。腎臓機能障害者通院交通費補助金は18名が、その下の特定疾患等患者見舞金は82名が該当となりました。

続きまして、2目の障害児者自立支援費でございます。障害児者自立支援事業といたしまして2億5,848万3,728円でございます。市町村は、障害者自立支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるように一元的にサービスを提供しなければならず、それらに要した経費でございます。前年度対比で10.6%増となりました。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,108万7,830円ですが、指定先は社会

福祉法人オリヂンの村、指定管理料は本町のほかに吾妻東部2町村、中之条町と高山村でも負担しております。利用者11名中7名が本町の若者でございます。

中ほどの障害福祉サービス介護給付費、訓練等給付費、旧法施設サービス給付費を合わせました障害福祉サービス給付費は、前年度比9.2%増の2億2,704万5,469円となりました。障害者自立支援法の施行によりサービス体系が抜本的に見直され、5年をかけて今年度、新体系への移行が完了いたしました。給付別では、施設入所者に対する支援サービス費が全体の73%を占めております。施設入所者は、食費や光熱費の実費負担がありますが、少なくとも手元に月額2万5,000円が残るように補足給付が行われます。サービス利用者は、介護保険同様に1割負担でございますが、所得に応じた負担上限月額が設けられております。

その他、医療費や補装具交付費、日常生活用具給付費などはごらんのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3目国民年金費でございます。支出済額841万5,539円でございます。

83ページをお願いいたします。

2節給料から12節役務費までは、職員1名分の人件費と経常経費であります。

18節備品購入費21万7,455円ですが、ねんきんネット用のパソコン、プリンターの代金でございます。

19節負担金、補助及び交付金6,000円は日本国民年金協会負担金でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4目の老人福祉費2億7,567万3,139円でございます。

まず最初に、老人福祉事業といたしまして2億6,453万2,873円でございますが、敬老祝金は80歳、85歳、90歳、95歳到達者495名に、慶祝祝金は100歳到達者4名にごらんのとおり贈呈いたしました。

老人保護措置委託料1,708万1,426円は、吾妻養護老人ホーム等へ11名の高齢者を措置しており、その経費でございます。

中ほどに吾妻養護老人ホーム負担金とありますが、本施設は吾妻広域で運営しております、その運営費の負担金1,073万1,000円でございます。

敬老会事業補助金は、各地区で行う敬老事業に対して70歳以上1人1,000円の補助をして

おります。

老人クラブ補助金は、会員数が30名以上の29の単位クラブと町の老人クラブ連合会へ県の補助基準額相当を助成しております。

ここで新しい補助金が1つございます。老人福祉施設スプリンクラー整備事業補助金588万6,000円でございます。これは、地域密着型サービス事業のグループホームのスプリンクラー設置に対する補助でございます、全額が県費補助となります。

老人福祉費の決算額は大きいですが、これは、後段にありますように、2つの特別会計へ2億1,000万円余りを繰り出しているためでございます。この繰出金が全体の79%を占めております。

続きまして、地域包括支援センター事業1,114万266円でございます。主任ケアマネジャーの人件費と介護予防ケアマネジメント業務委託料でございます。

85ページをお願いいたします。

5目の福祉医療費でございます。福祉医療事業1億3,661万6,703円でございます。福祉医療は保険診療の自己負担分を公費で賄う制度でございます、対象者は、中学3年生以下の子供全員と母子・父子、それから重度障害者でございます。内訳はごらんとおりで、ほぼ前年度同額の1億3,288万円余りとなり、このうち、ほぼ半分は県費補助という形で入ってまいります。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目国民健康保険費でございます。支出済額1億7,966万9,551円。2節給料から4節共済費までは職員5名分の人件費で、28節繰出金1億4,202万2,412円は国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、7目の町民センター管理費でございます。町民センター管理費279万7,566円でございますが、100坪の旧国体倉庫の取り壊し経費と火災保険料でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく8目後期高齢者医療費でございます。支出済額2億5,309

万9,307円で、3節職員手当等及び9節旅費は、群馬県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名分の人件費でございます。

19節負担金、補助及び交付金1億9,316万685円は、広域連合から示されました療養給付費負担金で、5万8,195件分でございます。

28節繰出金5,978万8,462円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険基盤安定繰出金と事務費繰出金でございます。

同じく9目老人医療費でございます。支出済額3,276円、平成22年度老人医療費交付金還付金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、2項1目の児童措置費2億2,694万1,665円でございます。

まず、子育て支援費として2億2,535万9,695円でございますが、87ページをお願いいたします。福祉センター内の子育てにこにこひろば運営に伴う経費と子ども手当関係費でございます。中学生以下を対象とした子ども手当ですが、10月分からは特別措置法により、一律月額1万3,000円から子供の数や年齢により1万円と1万5,000円に分かれて支給されております。手当総額は2億2,000万円余りですが、そのうち87.2%、1億9,212万円余りは国・県負担金でございます。出産祝い金170万円は、第3子以降の出産に対して10万円を支給したものでございます。

続きまして、児童虐待防止対策緊急強化事業158万1,970円でございます。これは100%県費補助の新規事業でございます。児童虐待を未然に防ぐために、乳幼児のいる家庭を全戸訪問するための軽自動車を購入し、保健センターへ配備した経費でございます。

続きまして、2目の保育所費、保育所運営事業1億8,489万9,015円でございます。これは4つの保育所運営経費でございます。3月1日の園児数は4園で161名でございます。保育料収入は一時保育料を含め3,513万5,522円で、運営費の19.0%となっております。その保育料ですが、国が定めた基準の6割に設定しております。また、電源立地地域対策交付金2,845万1,000円を運営費に充当いたしました。

嘱託医報酬から臨時職員賃金までは人件費で、事業費全体の81.2%、1億5,021万円余りとなります。

89ページをお願いいたします。

今年度は備品購入費が伸びてございます。県の補助事業を活用して、すべての保育所、保育室と遊戯室へ加湿空気清浄器21台を設置しました。費用は約95万円ですが、100%県費補助でございます。その他、エアコンや暖房器を設置、更新するなどし、保育環境の改善に努めております。

そのほかは経常的な経費となりますが、あづま保育園を除き施設が古く、年々修繕費用がかさむ傾向にあります。詳細はごらんのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3目の学童保育費でございます。学童保育事業として804万8,833円でございます。学童保育の需要も多く、2つの施設で102人が利用しております。施設の運営形態は異なりますが、あづま児童クラブは直営、植栗にあるジャンケンポンは委託であり、運営経費はごらんのとおりでございます。

以上が3款の民生費で保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては、施策の実績19から33ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、3項1目災害救助費ですが、支出済額が1,692万6,930円です。備考欄をお願いしたいと思います。災害救助費につきましては経常的な経費でございます。

次のページをお願いしたいと思います。

災害復旧支援事業ですけれども、支出済額1,688万5,226円になります。これは南相馬市からの被災者を受け入れたことに伴う軽費でございます。なお、これにつきましては報告書が作成されておりまして、ホームページ上からもダウンロードできますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、4款の衛生費に移ります。

新規事業では1つ、町長が申し上げましたように、今年度から子宮頸がん等のワクチン予防接種を始めました。その他は、民生費同様、例年どおりの事業でございます。

1項1目の保健衛生総務費1億407万991円でございます。

保健総務費9,866万9,991円でございますが、職員人件費と各種負担金及び補助金でござ

います。日赤病院に対する補助金は、医療機器整備に対する補助と建設資金利子補給補助で、合わせて1,812万2,000円となりました。なお、医療機器に対する補助金につきましては中之条町と高山村も補助しております。

続きまして、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金540万1,000円でございますが、これは後ほど本特別会計決算の中で説明がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目の予防費4,160万5,292円でございます。

まず最初に、定期予防接種事業として1,652万7,032円でございます。ここは予防接種法に基づく定期1類の予防接種で、結核やポリオ、日本脳炎など8疾患の予防接種にかかった経費でございます。

続きまして、定期外予防接種事業1,589万6,538円でございます。先ほど申し上げましたように、今年度から始めた子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種にかかった経費です。中学1年から高校1年生相当までを対象とした子宮頸がん予防ワクチンの接種率は9割超と高率でしたが、逆に小児用肺炎球菌とヒブワクチンについては2割台と低率でございました。無料にもかかわらずこのように低率だったのは、死亡事例が報告されたことにより接種を控える傾向が強まったと思われま。

それでは、93ページをお願いいたします。

インフルエンザ予防事業868万5,336円でございます。65歳以上の高齢者と中学3年及び高校3年生相当に対するインフルエンザ予防接種で、2,600円を上限に費用助成しました。その結果、自己負担は1,000円となります。接種率は高齢者が64%、中学3年生が55%、高校3年生相当は31%と、高学年の接種率が低い傾向でございます。

続きまして、狂犬病等予防事業49万6,386円でございます。犬の注射と避妊手術の補助金でございます。補助金は1頭につき3,000円で、犬27頭、猫56匹でございました。

続いて、3目の母子保健費1,197万8,691円でございます。ここでは母子保健法に基づくさまざまな健診を行い、その経費でございます。

最初に、次世代育成支援事業26万6,615円でございます。幼児安全講習会や思春期講習会などの経費でございます。

次に、教育相談事業として41万5,105円ですが、離乳食講習会などの経費でございます。

続いて、妊婦支援事業759万5,990円ですが、妊婦健康診査委託料710万6,060円は、対象者83名の妊婦に延べ14回の健診を受けていただきました。妊婦の費用負担はございません。本事業の基準額の2分の1、229万3,000円は県費補助となります。それから、特定不妊治

療費助成金48万9,930円は、10万円を上限に5人に対する助成でございます。

次に、健康診査事業279万7,944円ですが、乳幼児の定期健康診査にかかった経費でございます。

次に、歯科健康診査事業90万3,037円でございます。これは乳幼児の定期歯科健診にかかった経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費1,929万3,416円でございます。ここでは健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査を実施しておりますので、それらに要した経費でございます。

まず最初に、健康診査事業544万4,222円でございます。40歳から74歳の国保特定健診や75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査の経費でございます。

続きまして、がん検診事業1,252万1,007円でございます。

95ページをお願いいたします。

胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及びがん検診推進事業による節目検診の経費でございます。節目検診は5歳刻みで、現行の子宮頸がんと乳がんに加え今年度からは大腸がんを追加いたしました。受診率は15%から28%であり、低い感がいたします。今後はこの受診率の向上が課題でございます。

続きまして、生活習慣病予防対策事業132万8,187円でございます。糖尿病予防教室や特定保健指導などの経費でございます。

続きまして、5目の健康推進費20万3,822円でございます。食生活改善推進協議会の協力を得て栄養面からの健康づくり指導等も行っておりますので、それらに要した経費でございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費でございます。支出済額973万9,553円です。

3節職員手当等及び9節旅費につきましては、岩手県宮古市の災害廃棄物の広域処理に伴う説明会の開催によります時間外勤務手当、現地視察によるところの事業旅費でございます。

11節需用費につきましては経常的な経費でございます。

13節委託料14万490円は水質検査委託料で、大泉寺川、後所谷戸川で年2回実施をしております。

18節備品購入費9万6,600円はハチの防護服の購入で、19節負担金、補助及び交付金929万5,000円は、吾妻広域町村圏火葬場運営費負担金555万5,000円と太陽光発電システム設置費補助金374万円、32件分でございます。よろしくお願いたします。

次に、7目公害対策事業費でございます。支出済額103万1,455円でございます。

11節需用費16万6,835円ですが、これは原町中学校、大気汚染測定局の電気料が主なものでございます。

13節委託料47万2,500円は泉沢地区産業廃棄物違法投棄跡地の水質検査委託料で、年12回実施をしております。

16節原材料費18万2,120円は、放射能の除染に伴います材料といたしまして、土のう袋、シート、目印ぐい等でございます。

18節備品購入費21万円は、放射線量測定器P A - 1000ラディの2台分でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、8目の保健センター管理費として364万6,028円でございます。これは保健センターの管理運営に要した経費でございます。

97ページをお願いいたします。

新しいものは、最後のほうにあります監視用テレビカメラシステム一式リース料と、省エネ対策電気設備工事費でございます。この監視用テレビカメラは防犯用カメラで、受付窓口と事務室の2カ所に設置しました。また、省エネ対策として事務室と集団指導室の照明をLED照明に交換し、その工事費が124万9,500円でございます。

以上が4款の衛生費で保健福祉課が担当した決算でございます。事業概要につきましては、施策の実績48から55ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 続きまして、9目霊園管理費でございます。支出済額161万2,619円で、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料は、いずれも霊園と集会所の管理運営のための経常経費となっております。

13節委託料142万5,166円につきましては、霊園の草刈り清掃等で32万2,666円、これはシルバー人材センターに依頼いたしました。また、あづま共同霊園造成工事の設計委託料として110万2,500円、これにつきましては90区画を予定しております。

続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費ですが、支出済額2億700万9,413円でございます。

3節職員手当等は、放射能除染講習会の時間外勤務手当でございます。

11節需用費、12節役務費につきましては経常的な経費でございます。

13節委託料12万7,000円ですが、春と秋の年2回、道路愛護運動に合わせて実施している環境美化運動で、空き缶等の回収費でございます。

19節負担金、補助及び交付金2億638万円ですが、主なものは吾妻東部衛生施設組合へのし尿、可燃ごみ、不燃ごみの処理及び最終処分場の運営負担金2億636万8,000円でございます。また、生ごみ処理機等の補助金でございますが、1万2,000円で、件数は5件ございました。

27節公課費1万6,400円、これは軽自動車2台分の重量税でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

1目簡易水道費ですが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する整備事業補助金に48万9,000円、簡易水道特別会計繰出金に884万円でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

99ページをお願いいたします。

5款1項1目労働費でございます。支出済額は140万円でございます。備考欄を中心に説明をさせていただきます。

勤労者住宅建設資金利子補給金は9件で90万円、労働者生活資金預託金50万円でございます。

続きまして、6款1項1目農業委員会費でございます。支出済額は2,665万8,343円で、農業委員24名の報酬と農家組合長、農家組合班長の報酬、それと職員2名分の人件費など農業委員会運営に係る経常的な経費でございます。

続きまして、2目農業総務費です。支出済額は8,671万8,100円でございます。2節給料から4節共済費までは職員11名の人件費になっております。そのほかに農業後継者褒賞事業では2万840円、農政対策事業で181万3,556円で、主なものは農業振興協議会への活動補助

金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。支出済額は2,889万1,057円です。備考欄をごらんください。

主なものは、農業振興地域整備促進事業19万4,373円、農業近代化資金等利子補給事業161万5,423円です。利子補給金補給は8件で156万8,839円になっております。

農業振興対策事業では、米の食味計を購入いたしました。建設事業補助金としまして、スプレー菊新品種導入補助金、リンゴの支柱導入の補助金等で209万6,996円でございます。8つの農業団体へ活動補助金としまして88万円を交付しております。

野生動物に対する農作物災害対策事業では、電気さく等の防護対策に要する経費の一部としまして75戸へ183万4,200円を交付いたしました。

中山間地域等直接支払事業では、24集落に1,474万7,670円を交付いたしました。

農業農村応援事業では、建設事業補助金としましてパイプハウスリース事業へ166万2,000円を交付いたしました。

直売施設管理事業では、奥田直売所で防護さく設置工事を行いました。工事請負費として115万5,000円でございます。

いわびつ体験農園事業では、経常的な経費で30万3,193円でございます。

続きまして、4目農業経営基盤強化整備事業でございます。認定農業者農用地利用集積促進奨励金としまして8戸に17万1,240円を交付いたしました。

続きまして、5目畜産振興費です。支出済額は1億7,967万7,001円でございます。

主なものは、畜産振興費の事業運営費補助金としまして畜産協議会の運営補助などで46万8,346円でございます。

公団営畜産基地負担金事業では、畜産基地建設に伴う6経営体と町の道路事業負担分としまして1億7,905万6,319円の建設負担金の奨励金でございます。

続きまして、6目農地費でございます。支出済額は8,524万1,655円です。

105ページをごらんください。

主なものでは、萩生川西地区の基盤整備事業で県営事業負担金2,537万5,000円です。農業対策強化基盤整備促進事業では萩生川西地区県営事業負担金で2,000万円でございます。

県単小規模土地改良事業では、工事請負費としまして本宿本丸圃場整備で805万5,000円、泉沢中井地区用水路改修工事で370万6,500円、建設事業補助金としまして、鳥獣害防止対策事業として電気さくの設置等を行いました6地区に382万6,000円を交付いたしました。

町単小規模土地改良では、農道等の維持補修事業としまして実質17地区に機械借上料269万945円、材料支給で392万4,459円を支給いたしました。工事請負費では、泉沢重田地区農道舗装工事に110万2,500円、建設事業補助金では、暗渠排水工事や台風による災害復旧等に288万2,000円を交付いたしました。

農地・水・環境保全向上活動事業では、共同活動取り組み地区、向上活動取り組み地区、合わせまして24地区の負担金としまして581万6,800円でございます。

6目農地費では、基盤整備事業萩生川西地区及び農業体質強化基盤整備事業の一部4,162万1,000円を24年度に繰り越しをさせていただきました。

続きまして、地籍調査費でございます。原町字十二平ほか17地区の2.87平方キロの地籍調査を行いました。支出済額で3,792万5,234円でございます。

107ページをごらんください。

6款2項1目林業振興費ですが、森林整備地域活動交付金としまして4団体に143万5,500円を交付いたしました。事業運営費補助金では406万6,400円の交付を行いました。内訳としましては、森林整備担い手対策事業、美しい森林づくり基盤整備事業などがございます。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業でございますが、消耗品費でわな、轟音玉などを購入いたしまして152万1,921円です。有害鳥獣捕獲事業では、カラス、キジバトなどの捕獲の鳥獣被害対策事業補助金27万9,400円、イノシシ、クマ、猿等の捕獲の鳥獣捕獲対策事業補助金としまして723万7,410円を交付いたしました。捕獲の実績では、イノシシが147頭、猿1頭、シカ9頭でございます。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林道基盤整備費、支出済額6,246万1,797円、繰越明許費630万円は、23年度決算にはありませんが、県単林道改良ユースン線で、内訳は委託料120万円と工事請負費510万円でございます。

備考欄により説明させていただきます。

広域林道開設事業は支出済額766万8,573円で、吾嬭山線用地測量と用地買収が主なものでございます。

次に、治山事業、支出済額965万7,000円で、県単治山事業負担金で11カ所、町負担率は事業費の10%でございます。

次に、県単林道改良事業は支出済額811万849円で、110ページになりますが、林道高橋千

沢線舗装工事808万5,000円と経費でございます。事業費補助対象の50%が県費補助になっております。

次に、町単林道整備事業は支出済額705万3,824円で、林道村武沢線丈量測量242万5,500円、作業道整備補助金275万7,000円及び林道維持管理に係る経費が主なものでございます。

次に、林道整備事業きめ細かな交付金は支出済額2,997万1,551円で、昨年度からの繰り越しで林道万騎線の改良事業でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

(午後 1時56分)

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午後 2時10分)

---

○議長（菅谷光重君） 続いて説明願います。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 109ページをお願いいたします。

3目町有林管理費でございます。支出済額は487万9,205円でございます。

主なものは、町有林森林国有保険料の228万4,775円、町有林管理委託料としまして下刈り、忌避剤の散布を行いまして27万3,000円、フォレストック認証のための委託料としまして149万8,350円でございます。

3項1目水産振興費では、事業運営費補助金としまして7万3,000円を吾妻漁業協同組合へ交付いたしました。

続きまして、7款1項1目商工総務費です。支出済額は1,811万7,305円で、職員3人分の人件費でございます。

111ページをお願いいたします。

2目商工振興費です。支出済額は4,474万9,349円です。

主なものは、情報発信センター運営事業委託料で緊急雇用創出事業補助金を活用しまして535万5,337円、住宅新築改修等補助金が47件で666万6,000円、町商工会活動事業補助金1,180万円、町商工会街路灯維持活動補助金135万6,361円、商工経営振興資金利子補給189件で1,221万214円、小口資金保証料補助金273万5,371円、小口資金損失補償金434万8,582円でございます。

次に、3目観光費でございます。支出済額は2,344万2,710円でございます。

主なものは、観光管理費では、観光振興事業業務委託料といたしまして町観光協会へ240万円、観光協会事業運営費補助金としまして70万円、ふるさと祭補助金としまして300万円、観光振興事業補助金としまして70万円を交付いたしました。

群馬DC事業では、観光駐車場造成工事に206万8,500円、観光案内標識設置工事で170万1,000円などがございます。

113ページをお願いいたします。

観光スポット美化リフレッシュ事業では、緊急雇用創出事業補助金を活用しまして、観光地の入り込み客数調査や草刈りの費用としまして102万5,740円でございます。

温川キャンプ場管理事業では管理人の賃金などで198万6,120円、森林公園管理事業では、管理人の賃金、管理棟デッキ修繕などで648万5,189円でございます。

公共施設等管理事業としまして29万9,413円でございます。

ロマンチック街道事業では、ステッカーラリー負担金などで30万9,000円でございます。

115ページをお願いいたします。

東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業で15万6,200円でございます。

4目消費者行政推進費では、一部事務組合負担金などで20万9,292円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款土木費について説明させていただきます。支出済額6億2,053万9,671円、繰越明許費2,760万7,000円でございます。

1項1目道路橋りょう総務費は支出済額8,601万2,715円で、11名分の職員人件費及び道路・橋梁台帳補正業務委託料411万6,000円が主なものでございます。

次に、2目道路維持費は、支出済額1億825万6,925円でございます。備考欄により説明させていただきます。

道路維持費は支出済額6,564万9,712円で、118ページになりますが、中原・竜ヶ鼻線舗装工事625万8,000円及び維持工事6路線、橋梁改修工事1カ所、5地区維持工事、道路維持原材料及び機械借り上げなどが主なものでございます。

次に、道路維持管理事業、緊急雇用対策は支出済額360万9,921円で、緊急雇用者の賃金と社会保険料でございます。

次に、道路維持管理事業単独分は支出済額129万9,319円で、臨時職員の賃金と社会保険料でございます。

次に、道路維持補修事業、きめ細かな交付金は支出済額3,769万5,000円で、内野・山田川線舗装工事891万4,500円ほか2路線4カ所と、昨年度の繰り越しで1路線の舗装工事でございます。

次に、3目道路改良費は支出済額1億75万9,645円で、繰越明許費2,760万7,000円の内訳では、委託料は馬場・手子丸線用地測量1,784万3,000円、補償費は岩下・川中線道路改良976万4,000円でございます。

備考欄により説明させていただきます。

道路改良費は支出済額9,517万2,145円で、馬場・手子丸線用地測量720万円のほか4路線の測量調査・設計、前年度繰り越しを含め3路線4カ所の道路改良、舗装工事、120ページになりますが、内野・山田川線の用地購入費174万7,382円、岩下・川中線補償費2,300万6,000円ほか2路線4件の補償費が主なものでございます。

次に、ダム関係道路費は支出済額558万7,500円で、町道松谷・六合村線改良事業に伴う地下水調査と群馬県への委託料480万円でございます。

次に、4目橋りょう維持費は支出済額303万4,500円で、橋梁点検調査13橋分と単独費で耐荷力照査8橋分でございます。

続きまして、2項都市計画費になりますが、支出済額3億1,291万3,785円でございます。

初めに、1目都市計画総務費は支出済額904万1,575円でございます。備考欄で説明させていただきます。

都市計画総務費720万5,070円で、都市計画図作成業務委託料708万7,500円と都市計画関係の負担金が主なものでございます。

次に、広場管理費は183万6,505円で、コミュニティー広場の光熱水費、施設修繕、管理及び福祉ふれあいロードの舗装修理工事費126万円でございます。

次に、2目土地区画整理費は支出済額1,968万5,150円で、区画整理事業推進管理業務委

託料766万5,000円及び地籍整備推進事業補助金1,200万円でございます。

次に、3目街路事業費は支出済額7,684万3,280円で、122ページになりますが、土地購入費、補償費及び街路県営事業負担金、事業費の18%になりますが、3,232万8,000円が主なものでございます。

次に、4目都市公園費は支出済額120万4,780円で、街区公園3カ所の光熱水費、管理費及び3号公園の遊具、これはブランコの設置を行いました、89万2,500円が主なものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目下水道費ですが、榛名湖特定環境保全公共下水負担金に413万9,000円、下水道事業特別会計繰出金で2億200万円です。

よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、3項住宅費は支出済額956万5,014円でございます。

1目公営住宅管理費は支出済額946万8,434円で、住宅用借地借上料474万9,091円及び町営住宅修繕料と共用施設光熱水費、保守点検が主なものでございます。

124ページになりますが、2目定住促進住宅管理費は支出済額6万6,580円で、東地区にある4戸の住宅の管理費でございます。

次に、3目住宅管理費の支出済額3万円は、耐震審査派遣費用で1件でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、9款1項1目消防費について説明させていただきます。支出済額2億7,059万6,791円でございます。この目では消防団運営費及び消防施設整備費に伴う経費でございます。

1節の報酬では、消防団員311名分の報酬及び出動旅費が主なものでございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、広域消防費負担金、消防団員退職報償金負担金が主な内容でございます。なお、防火水槽の補修補助件数が少なかったことから401万5,660円の不用額となっております。

続きまして、125、126ページをお願いいたします。

2目水防費については支出がございませんでした。

3目防災費でございますが、支出済額は943万9,493円でございます。この目では防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款教育費について説明させていただきます。10款教育費は支出済額11億375万3,301円でございます。

10款1項1目の教育委員会費でございますが、教育委員会の運営経費でございます、4名の委員さんの報酬及び経常経費を合わせまして181万747円でございます。

127ページをお願いいたします。

2目事務局費でございますが、備考欄をごらんください。

主なものとしまして、事務局費は一般職16名分の給料、手当並びに経常経費と、中ほどでございます入学祝金は109名の児童に対しまして1人3万円で、計327万円でございます。

下段でございます人権教育総合推進地域事業は岩島地区で実施いたしました。

次のページをお願いいたします。

3目教育研究所費でございますが、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に要した費用でございます。なお、研究成果は、3月2日、コンベンションホールを会場に発表会を実施いたしました。

続きまして、4目通学バス運営管理費でございますが、東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台の運営管理に要した経費で、3,409万7,380円でございます。

備考欄の移動音楽教室スクールバス借上料35万4,972円は、3年に一度行われます移動音楽教室の輸送経費でございます。

次に、5目給食調理場運営管理費でございますが、4つの調理場の維持管理運営費でございます。およそ1日に1,500食の調理に要した費用と職員12名、臨時職員11名分の人件費と材料費が主なものでございます。なお、単純計算でございますが、1食に要する費用はおよそ690円になります。このうち、材料費として負担していただいております給食費は1食当たり260円ほどでございます。

そのほかにつきましては、備考欄に各施設ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

133ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費906万2,443円でございますが、本町には2名のALTの先生がおりまして、この先生方の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、40学級、児童703人の小学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。内容的には昨年とほぼ同様となっておりますが、7節の賃金では、公仕といたしまして東小、原町小の2名、マイタウンティーチャーは各小学校に1名の計5名、特別支援員では東小2名、太田小2名、原町小2名、岩島小2名、坂上小1名の計9名で、計16名分の1,409万7,240円を支出させていただきました。

その他、備考欄に各学校ごとに記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。141ページをお願いいたします。

2目の教育振興費でございますが、小学校の教材・教具、就学援助関係の費用で、支出済額は2,896万1,499円でございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては22名、特別支援教育奨励費については19名、合わせまして212万6,978円でございます。

なお、小学校図書整備事業は、住民に光をそそぐ交付金によりおよそ4,000冊の図書購入費でございます。

詳細につきましては各学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3目小学校施設整備費でございますが、小学校施設耐震補強事業は、太田小学校体育館耐震補強及びトイレ改修工事で694万5,000円、小学校施設整備費は、原町小学校校庭整備設計委託で103万9,500円、学校施設耐震補強計画業務は、太田小学校体育館及び坂上小学校の校舎耐震改修工事設計業務委託料でございます。なお、坂上小学校耐震設計業務はきめ細かな交付金により実施いたしました。

小学校施設整備事業は、きめ細かな交付金により原町小学校駐車場舗装工事、143ページをお願いいたしますが、太田小学校トイレ改修工事、太田小、坂上小の保健室のエアコン設置工事、坂上小床改修及び渡り廊下塗装工事でございます。

続きまして、3項中学校費、1目の学校管理費でございますが、21学級、生徒422名の中学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。

内容的には昨年とほぼ同様でございますが、7節の賃金では、公仕は太田中、岩島中、坂上中の3名、マイタウンティーチャーは東中、原町中、坂上中の5名、特別支援員は東中、

太田中、原町中、岩島中、坂上中が2名の計6名で、合計で14名分で1,231万7,396円でございます。

その他、学校ごとに備考欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

149ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては、中学校の教材・教具、就学援助関係の費用3,450万7,747円でございます。

備考欄下から4行目でございます太田、岩島、坂上中学校情報教育機器整備は、太田中32台、岩島中26台、坂上中31台のパソコン整備でございます。

151ページをお願いいたします。

20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては16名、特別支援教育奨励費につきましては4名で、合わせまして189万1,990円でございます。

なお、中学校図書整備事業は、小学校同様、住民に光をそそぐ交付金事業によりおよそ4,000冊の図書購入費でございます。

詳細につきましては各学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3目中学校施設整備費でございますが、原町中学校校庭用地購入及びきめ細かな交付金により、太田中、原町中、岩島中、坂上中の保健室エアコン設置工事と、岩島中のトイレ改修工事でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、16クラス、園児200名の管理運営に要した費用で、支出済額は1億6,118万8,427円でございます。保育料は年間で1人2万4,000円でございますが、1人の園児にかかる経費はおよそ81万円になります。

なお、1節の報酬は、嘱託園長3名分の報酬、7節の賃金は臨時職員9名、支援員10名、預かり保育臨時職教諭1名で2,823万7,875円でございます。

その他、各幼稚園ごとに備考欄に記載してございますので、後ほどごらんください。

157ページをお願いいたします。

2目教育振興費144万4,298円につきましては各幼稚園の教材・教具等の費用でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、3目幼稚園施設整備費は、きめ細かな交付金により、太田、原町、岩島、坂上幼稚園の保健室のエアコン設置工事でございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、支出済額は819万309円でございます。主なものといたしましては、文化協会等関係団体への補助金及び社会教育機関への負担金や成人式等の事業経費となっておりますので、よろしくお願いたします。

159ページをお願いいたします。

2目公民館費でございますが、支出済額は3,545万5,551円でございます。備考欄をごらんください。

中央公民館運営費につきましては、中央公民館の運営に係る事務費が主なものでございます。中央公民館備品貸出管理事業から162ページの公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の自主事業に要した費用でございます。なお、公民館読書推進事業で図書608冊を購入いたしました。

太田公民館運営費から164ページの東公民館事業費までは、各地区公民館の施設の維持管理及び運営費並びに事業費となりますので、よろしくお願いたします。

なお、一番下にごございます公民館施設整備事業は、きめ細かな交付金により各地区公民館トイレ改修事業と岩島公民館駐車場舗装工事等でございます。

165ページをお願いいたします。

3目文化財保護費は支出済額391万1,815円でございます。文化財保護費は、指定文化財の保護及び啓蒙に要する経費及び維持管理に要する費用の補助並びに伝統芸能の伝承に対する補助金が主なものとなっております。

なお、文化財施設整備事業は、きめ細かな交付金により文化財整理室屋根改修工事でございます。

続きまして、4目青少年対策費は支出済額109万7,443円でございます。主なものは、青少年対策費は、青少年健全育成推進員の活動費及び子ども会育成団体の補助金でございます。杉並・東吾妻わんぱく交流事業費は、町内の小学4年生から6年生30名の杉並区の会場で行われた参加経費でございます。

次のページをお願いいたします。

5目発掘調査費は支出済額565万3,378円でございます。備考欄をごらんください。

発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する費用が主なものでございます。試掘調査費につきましては、松谷地区にかかわる試掘調査を行ったものでございます。細谷地区発掘調査事業は、八ッ場ダム建設に伴う発掘調査に要した経費でございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費は支出済額2,183万5,042円でございます。備考欄をごらんいただきたいと思ひます。

主なものといたしまして、12名の体育指導員さんへの報酬、海の家負担金、体育協会及びスポーツ団体への補助金でございます。

次のページをお願いします。

健康管理対策事業につきましては、管内の園児、児童生徒及び教職員の健康診断に要した経費でございます。

次に、郡民体育祭事業ですが、昨年度は東吾妻町をメイン会場に開催されました経費でございます。

続きまして、2目の学校開放事業費は支出済額1,143万5,835円でございます。管内10校の校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、これに要する経費で、主なものは電気料と坂上中の屋外照明改修工事費でございます。

続きまして、3目の施設管理費でございますが、支出済額4,680万5,992円でございます。

社会体育施設管理事業は、スポーツ広場、東総合運動場、町民体育館等の社会体育施設の維持管理に要する費用でございます。主なものは電気料、委託料等と、次のページにございますスポーツ広場トイレ改修工事及び奥田社会体育館屋根塗装工事でございます。

公園等管理事業は、岩井親水公園、あづま親水公園、おかのぼり公園等の維持管理に要する経費でございます。

社会教育施設整備事業は、きめ細かな交付金により、スポーツ広場駐車場舗装工事と町民体育館屋上防水改修工事でございます。

以上、教育関係の決算とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては78ページから83ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、11款災害復旧費、1項1目河川復旧費につきましては支出がありませんでした。

2目道路災害復旧費は支出済額3,592万7,385円で、繰越明許費738万円は補助対象事業の工事請負費でございます。復旧箇所は76カ所で、補助対象事業で904万2,000円、単独費で2,102万6,337円でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 173ページをお願いします。

農地農業用施設災害復旧費192万7,599円でございます。台風12号によります農道、用水及び農地の災害復旧に係る経費でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 林道災害復旧費は、単独分で13カ所、300万7,497円でございます。

3目橋りょう復旧費は支出がありませんでした。

2項農林水産施設災害復旧費は支出済額1,112万4,593円で、繰越明許費2,380万円でございます。

1目林業施設災害復旧費は支出済額422万76円で、繰越明許費2,380万円は補助対象事業の林道災害復旧で、委託料250万円と工事請負費2,130万円でございます。現年分は北榛名山線2カ所の前払い金420万円でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、2項2目農業用施設災害復旧費でございます。支出済額は690万4,517円でございます。国・県の補助によります12カ所の災害復旧の費用でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、12款公債費ですが、合計で13億5,038万383円の償還をしています。公債費につきましては1目の元金と2目の利子になっており、元金として11億6,757万1,324円、利子として1億8,280万9,059円の償還をしております。内訳につきましては備考欄をごらんいただきたいと思います。

13款の諸支出金ですが、支出済額2,000万円ですが、水道事業会計への補助金でございます。

2項の開発公社への支出はございません。

14款の予備費でございますが、予算額1,000万円全額を台風12号による災害応急復旧費として充用させていただいております。

以上、歳出合計ですが、予算が87億5,982万7,000円、支出済額が83億1,475万7,390円、繰越明許費が1億7,029万1,000円、不用額が2億7,477万8,610円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入合計が87億7,972万3,378円、歳出合計が83億1,475万7,390円、歳入歳出差引額4億6,496万5,988円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が3,781万3,000円、実質収支額、いわゆる繰越金が4億2,715万2,988円になります。繰越明許費の額が前のページの額と違うのがおわかりいただけるかと思えますけれども、これは、6月議会のときに一般会計繰越明許費の繰越計算書をお配りしております。それを後日ごらんになっていただければと思えますけれども、177ページに記載の繰越明許費の繰越額はこの計算書に記載の未収入特定財源を除いた額になっておりますので、こうしたことから数字の違いが出ております。

次に、178から180ページが財産に関する調書でございます。

181ページは基金の明細、182ページは物品、債権ですので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計の決算に関する説明を終了させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明がすべて終わりました。

ここで休憩をとります。

再開を3時といたします。

（午後 2時50分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後 3時02分）

---

○議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) 監査委員の角田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成23年度の一般会計歳出歳入決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

審査に当たりましては、町の執行部に大変ご協力いただきましてスムーズに審査することができましたので、感謝を申し上げる次第でございます。

審査につきましては、7月13日から8月9日までの13日間にわたりまして、茂木恒二監査委員とともに、一般会計、それから7つの特別会計、1つの事業会計を含めまして、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査を行いました。

審査に当たりましては、決算の計数は適正であるか、予算の執行は議決の趣旨にのっとり適正かつ効率的に執行されているか。会計処理は関係法規に適合して処理されているかどうか、財産の取得処分及び管理は適正に行われているか、事業の執行は適切に執行されているかどうかの5項目に主眼を置きまして、各般にわたりまして詳細に審査を行いました。

その結果であります。計数については正確であること、それから予算の執行はおおむね適正に執行されていること、それから会計経理及び財産関する事務は適正に処理されていることを確認いたしました。

また、事業執行につきましては、総務課1件、町民課1件、保健福祉課1件、産業課2件、建設課1件、上下水道課1件、事業課1件、それから教育課3件の計11件にわたりまして現地の調査、書類審査等を実施いたしまして、おおむね適切に実施されるていことを確認いたしました。

以上を総括いたしまして、平成23年度の一般会計歳入歳出の決算は、例月出納検査、それから現地調査の結果も考慮に入れて審査しました結果、非違の点は認められなかったということでここにご報告を申し上げます。

なお、歳入におきましては、自主財源の確保、それから住民負担の公平性を期す観点から、関係法令に基づきまして、滞納額、具体的には収入未済なり不納欠損の解消に引き続き努力をしていただくこと、それから歳出面では、事業執行に当たり進行管理を適正に行い、不用額、繰越額を少なくするとともに事業の効果測定などの評価も確実に行って、町の振興発展に努めていただくことを所見として意見したことを申し添えます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

◎延会について

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

---

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日9月7日午前10時から会議開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

（午後 3時07分）

平成24年 9 月 7 日 (金曜日)

(第 2 号)

## 平成24年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第2号)

平成24年9月7日(金) 午前10時開議

- 第1 認定第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第9 議案第5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について
- 第10 議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第12 議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第13 議案第3号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第14 議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第15 議案第7号 物品購入契約の締結について(消防ポンプ車購入)
- 第16 議案第8号 字区域の変更について
- 第17 議案第9号 字区域の廃止について
- 第18 陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	代表監査委員	角田隆紀君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	佐藤喜知雄君
保健福祉課長	加辺光一君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君	産業課長	丸山和政君
建設課長	加辺茂君	上下水道課長	土屋利夫君
事業課長	轟馨君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	小林一喜	議会事務局長 係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

---

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続いて大変お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

◎訂正発言

○議長（菅谷光重君） 日程第1に入る前に、建設課長より発言が求められておりますので、これを許可いたします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） おはようございます。昨日、説明差し上げました平成23年度一般会計決算認定の説明について、一部訂正をお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算書の115、116ページをお願いいたします。

8款1項1目道路橋りょう総務費、こちらの備考欄をごらんいただきたいと思います。

1段目に丸印があり、道路橋りょう費、決算額が「8,601万2,775円」とありますが、これを「8,600万9,775円」に訂正をお願いいたします。

もう1点になりますが、118ページをお願いいたします。

こちらの備考欄中ほどに丸印で道路維持管理事業（緊急雇用）、こちらの決算額が「360万9,921円」とありますが、こちらを「361万2,921円」に訂正していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） いいでしょうか。

---

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第1、認定第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、認定第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額20億7,256万9,035円、歳出総額19億3,512万9,304円、歳入歳出差引額1億3,743万9,731円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、国民健康保険税4億2,602万4,006円、国庫支出金5億5,994万8,667円、療養給付費交付金1億1,120万4,000円、前期高齢者交付金2億6,796万7,203円、県支出金1億188万4,027円、共同事業交付金2億6,462万1,352円、繰入金2億4,315万2,412円、繰越金8,997万4,862円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費13億4,179万8,820円、後期高齢者支援金等2億2,587万666円、介護納付金1億1,280万7,038円、共同事業拠出金2億927万3,906円等が主なものでございます。

続きまして、31ページ以降、施設勘定の説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額8,754万3,136円、歳出総額8,317万747円、歳入歳出差引額437万2,389円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、診療報酬7,899万419円、他に一般会計等から繰入金566万4,000円が主なものでございます。

続いて、歳出ですが、総務費3,140万2,998円、医業費4,729万7,695円が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

それでは、7ページをお願いいたします。

事業勘定から事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項国民健康保険税ですが、収入済額4億2,602万4,006円、不納欠損額525万9,500円で58件分でございます。収入未済額6,409万2,828円、3,413件分となっております。被保険者数は4,832名、対前年度比1.7%、84名の減少でございます。

内訳におきましては、一般が4,449名、退職が383名で収納率は現年度分95%、過年度分を含めると86%でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額3億8,064万6,688円、不納欠損額498万3,149円、収入未済額6,251万3,518円でございます。それぞれの収納率につきましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。収納率及び件数が記載されております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額4,537万7,318円、不納欠損額27万6,351円、収入未済額157万9,310円となっております。同じくそれぞれの収納率、件数につきましては備考欄に書いてございます。

2款使用料及び手数料16万5,600円、保険税督促手数料でございます。

3款国庫支出金は、収入済額5億5,994万8,667円で、1項国庫負担金4億3,332万5,737円。

9ページをお願いいたします。

1目療養給付費等負担金4億2,374万2,710円、これにおきましては国庫負担金の過払いがありまして、24年度に返還を予定しております。

2目高額医療費共同事業、3目特定健康診査等負担金でございます。

2項国庫補助金1億2,662万2,930円で、1目普通財政調整交付金1億2,410万1,000円、2目特別財政調整交付金から5目出産育児一時金は、一時金補助金でございます。

4款1項1目療養給付費交付金は、収入済額1億1,120万4,000円で、退職者等医療給付費交付金で60歳から64歳までの方の医療費に対するものでございます。

11ページをお願いいたします。

5款1項1目前期高齢者交付金は、収入済額2億6,796万7,203円、これにつきましては65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担均衡を各保険者の加入数に応じて調整するものでございます。本来、平成23年度分の交付金は3億8,300万円ほどございましたが、平成21年度の精算金が1億1,500万円ほどありましたものですから、少ない額となっております。

6款県支出金は、収入済額1億188万4,072円で、1項県補助金9,230万1,000円、1目財政健全化補助金、2目財政調整交付金でございます。

2項県負担金958万3,027円で、高額医療費共同事業負担金等でございます。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金9万6,199円で、基金積立金の利子でございます。

8款1項共同事業交付金、収入済額2億6,462万1,352円、保険財政共同安定化事業交付金等でございます。

9款繰入金2億4,315万2,412円。

13ページをお願いいたします。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、収入済額1億4,202万2,412円は、1節保険基盤安定繰入金から5節事務費繰入金等でございます。

2項基金繰入金1億113万円でございます。

10款繰越金8,997万4,862円は、前年度繰越金でございます。

11款諸収入、収入済額753万707円は、1項延滞金及び過料176万7,900円で、件数は304件でございます。

15ページをお願いいたします。

3項雑入576万2,807円で、1目一般被保険者第三者納付金、3目一般被保険者返納金等でございます。

以上、歳入項目の主なものを説明させていただきましたが、歳入総額20億7,256万9,035円、不納欠損額525万9,500円、収入未済額6,409万2,828円となりました。

続いて、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、支出済額941万315円、1項総務管理費から3項運営協議会費まで経常的な経費でございます。

2款保険給付費は医療費と現金給付に係るもので、支出済額13億4,179万8,820円ござ

います。

19ページをお願いいたします。

1 項療養諸費11億7,725万4,159円、対前年度比7.5%の増加になります。

2 項高額療養費 1 億6,005万3,191円、同じく17%の増加でございます。全体の受診件数は5万9,431件、1件当たりの負担額は2万2,442円で、それぞれの内訳は備考欄をごらんいただきたいと思ひます。

3 項移送費はありませんでした。

21ページをお願いいたします。

4 項出産育児諸費、支出済額294万1,470円、出産育児一時金で出産件数が7件でございます。

5 項葬祭費155万円、31件でございます。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、支出済額 2 億2,587万666円、病床転換支援金並びに事務費拠出金でございます。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、支出済額66万9,695円、納付金並びに事務費拠出金でございます。

23ページをお願いいたします。

5 款 1 項老人保健拠出金、支出済額154万9,605円につきましては、医療費並びに事務費拠出金でございます。

6 款 1 項介護納付金は1億1,280万7,038円、2号介護被保険者数2,044名でございます。

7 款 1 項共同事業拠出金、支出済額 2 億927万3,906円、共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金等でございます。

8 款保健事業費、支出済額1,330万4,123円、1 項特定健康診査等事業費947万2,878円。

25ページをお願いいたします。

特定健診実施に伴う事業費で受診者数1,551名。受診率44.23%ございました。

2 項保健事業費383万1,245円、これにつきましては、国保だよりの発行、医療費のお知らせ並びに人間ドック委託料で、人間ドックの受診者数は145名ございました。

9 款基金積立金 9 万6,199円でございます。

10 款公債費はありませんでした。

11 款諸支出金、支出済額2,034万8,937円、1 項償還金及び還付加算金2,002万5,446円で過年度分の税還付金や、次の27ページをお願いいたします。退職医療交付金並びに療養給付

費等負担金償還金でございます。

2項繰出金26万3,000円は、国保診療所へ施設勘定繰出金でございます。

なお、診療所への繰出金は県から受ける補助金と同額となっております。財源は特別調整交付金でございます。

3項指定公費負担医療費立替金6万491円、これにつきましては窓口支払い分及び柔整分の立替金でございます。

12款予備費はございませんでした。

以上が歳出の主なもので、歳出合計は19億3,512万9,304円となりました。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額1億3,743万9,731円です。

30ページをお願いいたします。

財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。基金の年度末現在高は1,070万8,995円でございます。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

1款診療収入、収入済額7,899万419円、1項外来収入7,705万6,059円で、受診者数は1,006名、1人当たり医療費は7万8,519円で、前年度と比較しますと受診者数は69名減少しましたが、1人当たりの医療費は1万474円増加をしております。詳細につきましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。

2項その他診療収入193万4,360円で、健康診断等の収入でございます。

2款使用料及び手数料、収入済額34万9,350円で、往診時の車の使用料と診断書等の手数料でございます。

3款県支出金、収入済額26万3,000円、へき地診療施設運営費補助並びに施設及び設備整備事業費補助金でございます。

4款繰入金、収入済額566万4,000円。

37ページをお願いいたします。

1項他会計繰入金540万1,000円は、一般会計繰入金でございます。

2項事業勘定繰入金26万3,000円は、国保事業勘定繰入金で、県補助金と同額でございます。

5款繰越金192万8,285円は前年度繰越金でございます。

6 款諸収入34万8,082円で、特定健康診査等の収入と衛生材料等売却によります雑入でございます。

以上、歳入合計は8,754万3,136円となりました。

次に、39ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、支出済額3,140万2,998円、職員3名分及び臨時職員1名分の人件費等で2,887万6,566円。施設管理費252万6,432円につきましては、産業医の取得に伴う研修旅費、その他は経常的な経費でございます。

2 款1 項医業費、支出済額4,729万7,695円で、1 目医業管理費104万1,395円は、41ページをお願いいたします。代診医師の旅費から内用薬袋、カルテ等の印刷代並びに医師会会費等でございます。

2 目医療用機械器具費348万9,990円、酸素濃縮器等リース料並びに分包機の買い替えを行いました。ほかには、医療費の消耗品、医薬品等が主なものでございます。

3 款公債費は447万54円の支出となりました。

以上、歳出総額8,317万747円となり、次の43ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、実質収支額は437万2,389円となりました。

44ページをお願いいたします。

財産に関する調書で、土地建物につきましては診療所と医師住宅、物品につきましては、エックス線発生装置等の診療用機器と往診用の車でございます。

以上が、国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定の説明でございます。

なお、施策の実績の44ページから47ページに記載されておりますので、後でござらんいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） おはようございます。

それでは、認定第2号 国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の結果について、報告を申し上げます。

去る7月19日に本多課長に出席をいただきまして、事業勘定、施設勘定ごとに細部にわたりまして説明を受けました。関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査した結果、適正に処理され

ていると認められましたので、ここに報告を申し上げます。

なお、事業勘定の中で年々増加傾向にあります、ここ5年間ずっと増加しておりますこの滞納額の縮減に、引き続き努力するように要望したことを申し添えます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 私は、文教の一員でありますので、また、この後付託されるということになれば、その中で審議するわけでありますけれども、今、担当課長さんの説明を聞いた中で、23年度の決算の報告がありました。こういう中で財産調書を見ると、1,000万円という非常に厳しい額であるという状況下で、やはりこの決算説明の中で付託されてやはり文教さんの委員さんがいろいろ審議する場合、担当課長さんにも、やはりこういう厳しい状況というのを、ここで報告してもらわないとどうかなという感じがいたしましたので、やはり今後はそういう意味を含めて、今後の国保財政についての報告をいただければありがたい。

施策の実績を見ても、財政健全化の運営を継続して円滑に運営を行っているということでもありますけれども、私から判断すると非常に厳しい状況なので、そういうものもやはりここで報告をつけ加えていただいたほうがいいんじゃないかということで、ちょっと余分な話になりますけれども申し上げさせていただきました。

○議長（菅谷光重君） 課長、コメントはあるか。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） 国保財政につきましては、大変厳しいということで、昨年12月議会にたまたま21年度の前期高齢者交付金の返還金が発生したということで、基金につきましてはほぼなくなるというようなお話もさせていただいた経過がございます。また、その席で当然、24年度に国保の安定化計画を策定して、これからもっときめ細かい体制で臨んでいきたいというようなお話しもしてきたところでございます。それで、今現在におきましては、運営協議会の中でも検討をさせていただいております。それで、今年度の末にはまた議員の皆様方に国保の運営安定化計画を見ていただきまして、了解を求めるということで考えておりますので、その際にはまたお願いしたいと思います。

また、全協におきましてもその辺のところをお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私も同じように基金が1,000万円で非常事態だというのは、よく認識しています。そういった中で、財政上を見たときに、例えば財政調整基金が14億円になるような一般会計で方向が出ていますけれども、町長の考え方を聞いておきたいんですが、今後、足りなければ取ればいいやという考え方でいけば、この運営が困ることはないだと思いますけれども、その辺のところも踏まえて基金を少し増強しておくとか、そういうものに対する考え方というのは、町長はどんな程度で感じていらっしゃるでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 危機的な状況になってまいったということでございますけれども、ご質問の件につきましては、今後、十分担当課等と協議をして、将来の動向を見据えながら協議検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ひとつ、慎重に検討をお願いしたいんですが、町長とするとやはりきちっと自分の考え方を常に持っていることが大切なのかなと思います。これから消費税の増税があり得るような状況の中で、多分国民生活、町民生活は非常に厳しい状況を迎える、そういった中で国保税がまた上がってくるというのは、非常にやはり危機的な状況、各家庭においても影響が大きいと思いますので、それらを踏まえて一般会計からそれを入れるのか、その辺も含めて真剣な議論をというか、行政としてきちっとしたものを持って議会に提案をしていただくということが大切なんだと思いますので、ぜひそれだけは町長に真剣に対応を願いたいと思いますので、それだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） コメントがあればコメントしてください。

町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見として承っておきます。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） それでは、質疑もあろうかと思われませんが、ここで質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了しますようお願いいたします。

---

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(菅谷光重君) 日程第2、認定第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額1億7,373万2,541円、歳出総額1億7,107万4,532円、歳入歳出差引額265万8,009円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億1,139万7,200円、繰入金5,978万8,462円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、総務費321万1,470円、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,770万3,062円が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長(本多利信君) それでは、5ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料ですが、収入済額1億1,139万7,200円、不納欠損額10万400円、収入未済額25万1,000円、収納率につきましては99.69%でございます。被保険者数

は3,013名、徴収状況は特別徴収2,633名、普通徴収378名でございます。

1 目後期高齢者医療特別徴収保険料、収入済額8,511万1,800円でございます。

2 目後期高齢者医療普通徴収保険料、収入済額2,628万5,400円、1 節現年度分普通徴収保険料2,607万6,500円、収入未済額18万5,100円、これにつきましては3名分で16件でございます。収納率99.3%でございます。2 節滞納繰越分普通徴収保険料20万8,900円、不納欠損額10万400円、これは3名分でございます。収入未済額6万5,900円、これは5名で14件分でございます。収納率につきましては、55.68%でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料3万1,200円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金5,978万8,462円、一般会計繰入金として事務費分1,086万9,922円、保険基盤安定分4,891万8,540円でございます。

4 款諸収入、1 項1 目雑入74万8,600円、人間ドック助成金10人分でございます。後期高齢者医療保険料、歳出還付金でございます。

7 ページをお願いいたします。

5 款繰越金、収入済額176万7,079円は、前年度繰越金でございます。

以上が歳入項目の主なもので、歳入総額1億7,373万2,541円、不納欠損額10万400円、収入未済額25万1,000円となりました。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額321万1,470円、1 項総務管理費、1 目一般管理費69万1,331円、2 項1 目徴収費252万139円は、ともに経常的な経費でございます。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示されました保険料に係る負担金、保険基盤安定負担金及び事務費負担金でありまして、1億6,770万3,062円でございます。

3 款保険給付事業費、1 項1 目人間ドック助成事業費ですが、16万円、10名分の利用がありました。

4 款、5 款はございませんでした。

11 ページをお願いいたします。

歳出合計1億7,107万4,532円となりました。

13 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額265万8,009円となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第3号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の結果について報告を申し上げます。

去る7月19日に、本多課長に出席をいただきまして細部にわたって説明を受け、会計処理、それから証書等を照合検査しましたところ、適正に処理されているということが認められましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑をここで打ち切ります。

本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了しますようお願いいたします。

---

#### ◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第3、認定第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

いわびつ荘は介護保険施設であり、生活介護が中心の介護老人福祉施設でございます。運営費は保険者及び利用者が負担する介護保険報酬と、利用者がさらに負担する食費と居住費の実費負担が中心となっておりますが、不足する分を一般会計から繰り入れております。

歳入総額は2億6,145万7,374円、歳出総額は2億4,570万279円で、歳入歳出差引額は1,575万7,095円となりました。翌年度へ繰り越しをいたします。

歳入の主なものは、先ほど申しあげました負担金が1億7,849万430円、一般会計からの繰入金4,732万1,000円、利用者の実費負担を含む諸収入2,753万245円などです。

歳出は、サービス提供に係る経費を計上した総務費2億1,072万5,893円と繰上償還を実施した公債費3,497万4,386円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) 大変お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

いわびつ荘は、町長の先ほどの提案理由にもありましたように、定員50人の長期入所と6人の短期入所生活介護、通称ショートステイサービスを提供する介護老人福祉施設でございます。運営費は介護サービス提供に伴います介護報酬がメインでございまして、不足する額を一般会計から繰り入れております。施設の概要は施策の実績37、38ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、1、2ページをごらんください。

歳入、1款1項負担金、収入済額1億7,849万430円が、先ほど申しあげました介護報酬で全体の68%強となります。今年度は運営努力が実り利用率が向上した結果、5.7%増の介護報酬となりました。

次に、3、4ページをごらんください。

歳出、1款総務費が支出済額2億1,072万5,893円と全体の85%強を占めておりまして、これが介護サービス提供に要した経費となります。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款1項の負担金ですが、これは保険適用分でございます。備考欄にありますように利用区分別になっており、保険者負担は介護報酬の原則9割、利用者負担は1割となります。過年度分の収入未済が前年度に引き続き1人で5万3,830円あります。

3款の寄附金は、1団体から3万円ございました。

4款1項の一般会計からの繰入金4,732万1,000円の内訳ですが、通常年の運営管理費1,234万6,000円と起債償還分3,497万5,000円でございます。

なお、今年度は繰上償還を実施しましたので、その費用3,025万9,331円が含まれております。

5款の繰越金は、前年度繰越金808万5,699円でございます。

6款1項の雑入ですが、介護保険給付対象外サービス利用料2,703万4,191円とありますが、これは施設利用者の食費と居住費などの実費負担分でございます。施設サービスを利用したときは、サービス費の1割に加え食費や居住費などが自己負担となります。

7ページになりますが、歳入合計は前年度比4.9%減の2億6,145万7,374円となりました。次に、歳出ですが、9、10ページをごらんください。

1款1項総務管理費、支出済額2億1,072万5,893円は、全体の85.8%となり、すべて一般管理費で施設サービス提供に係る経常的な経費でございます。一般職給料から賃金までと、次のページの退職手当組合負担金を含めた人件費が、一般管理費の約81%を占めております。その他、給食の賄い材料費や光熱水費、各種委託料など、ごらんのとおりでございます。

11、12ページをお願いいたします。

2款公債費、支出済額3,497万4,386円ですが、償還金の元金、利子、ごらんのとおりでございますが、平成28年度と30年度までの償還期限となっておりましたものを、繰上償還を実施いたしましたので、元金が3,480万384円と膨らみました。

3款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は前年度比8%減の2億4,570万279円となりました。この結果、13ページの実質収支額は1,575万7,095円となりました。

14ページの財産に関する調書はごらんのとおりで、23年度、今年度中の増減はございません。

以上で説明は終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第4号 特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算の審査の結果について、報告を申し上げます。

去る7月19日、加辺保健福祉課長に出席をいただきまして、細部にわたって説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査しましたところ、適正に処理されていると認められましたのでご報告を申し上げます。

以上です。

○議長(菅谷光重君) 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑をここで打ち切ります。

本件につきましては、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了しますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時5分といたします。

(午前10時55分)

---

○議長(菅谷光重君) ただいまより再開いたします。

(午前11時05分)

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第4、認定第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険の財源内訳は明確になっておりまして、歳出のほとんどを占める保険給付費につきましては、介護保険料と公費負担で折半する仕組みになっております。歳入総額は12億3,442万3,469円、歳出総額は12億2,079万5,059円で歳入歳出差引額は1,362万8,410円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が1億6,220万1,000円、40から64歳までの第2号被保険者保険料相当の支払基金交付金が3億5,514万9,000円、国及び県支出金4億8,338万2,230円、繰入金2億1,093万298円などがございます。

歳出の主なものは、保険給付費がほとんどでございまして、前年度比6.6%増の11億8,542万8,481円となり、全体の97.1%を占めております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

介護保険につきましては、提案理由にもありましたように財源の負担割合が介護保険法により定められております保険制度であり、保険給付費の半分は保険料で賄い、残り半分は国・県・町が負担することになっております。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入、1款1項介護保険料、収入済額1億6,220万1,000円ですが、これは65歳以上の第1号被保険者4,991人の保険料でございまして、今年度の保険料基準額は年額3万4,400円で、この基準額を中心に所得に応じた6段階となっております。最高額はこの基準額の1.5倍の5万1,600円、最少額は0.5倍の1万7,200円です。

詳しいことは施策の実績39ページ以降にありますので、ごらんいただければと思います。

保険料の徴収は、原則年金からの天引きによる特別徴収ですが、天引きできない方は普通徴収となります。この普通徴収の16人から40万3,500円の未納が発生してしまいました。また、滞納繰越が実19人で47万5,400円ありましたが、年度末には15万7,200円の未納欠損処理をさせていただきました。

3款1項1目督促手数料は、1件100円です。

4款1項国庫負担金2億843万円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分であり、在宅分の負担割合は20%、施設分は15%です。合わせまして歳出2款の保険給付費総額の17.6%となり、過不足分は翌年度精算交付されます。

2項国庫補助金ですが、1目調整交付金9,244万8,000円は、介護給付費の3から11%程度が調整されて交付されます。高齢化率が高く所得水準が低いと交付率が上がる仕組みになっており、今年度は7.8%の交付となりました。

2目、3目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

7ページをお願いいたします。

4目のその他補助金ですが、制度改正に伴うシステム改修費に対する2分の1補助でございまして、131万2,000円です。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3億5,131万7,000円ですが、これは40から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の30%を賄うことになっており、過不足分は国庫負担金同様に翌年度精算されます。社会全体で介護保険を支えるために費用負担をするという基本的なスタンスでございます。

2目地域支援事業支援交付金も同様でございます。

6款1項県負担金、1目介護給付費負担金1億7,560万8,531円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分であり、在宅の負担割合は12.5%、施設分は17.5%で、合わせまして歳出2款の保険給付費総額の14.8%となりました。

2項県補助金、1目、2目の地域支援事業交付金も、それぞれの負担割合に応じた交付となっております。

7款財産収入は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

8款繰入金は、一般会計と基金からの繰入金があります。一般会計繰入金1億6,524万1,708円は、保険給付に対する法定負担分12.5%と介護認定審査会経費などの事務費分です。

9ページの基金繰入金4,568万8,590円は、ごらんの2つの基金から繰り入れ、介護給付

費などに充当いたしました。

なお、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、今回の全額繰り入れでゼロとなりました。

10款繰越金は、前年度繰越金2,269万2,013円でございます。

歳入合計は、前年度比6.4%増の12億3,442万3,469円となりました。

11ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、支出済額1,902万1,168円は事務的経費でございます。

1項総務管理費は一般事務費、2項介護認定審査会費は認定審査に要する経費、3項は保険制度の普及費、4項は保険料の賦課徴収の経費でございます。

2款保険給付費ですが、前年度より6.6%もふえ、支出済額11億8,542万8,481円で、会計全体の97.1%を占めております。要支援も含めて介護認定を受けている方の約76%の方々が、何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費ともにふえている現状でございます。

13ページ、1項の介護サービス等諸費10億7,568万8,549円は、要介護者が利用したサービス費で、その内訳が1目から6目までとなります。

2項介護予防サービス等諸費5,304万1,788円は、要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が1目から5目までです。

15ページ、3項以下はごらんのとおりですが、最後の7項の特定入所者介護サービス費についてご説明いたします。

これは低所得者対策の一環であり、施設入所者で所得の低い方は食費と居住費の実費負担が軽くなります。低所得者に対しては、所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、限度額を超えた分は介護保険から給付されますので、この給付額が3,799万8,480円となりました。

17ページ、3款はございません。

4款基金積立金は利子でございます。

5款地域支援事業費、支出済額781万4,329円ですが、介護が必要とならないための取り組みでございます。生活機能評価を実施し、今後介護が必要となる可能性が高い特定高齢者とそうでない一般高齢者に分け、それぞれに合った予防サービスを提供するもので、地域包括支援センターで実施しております。

19ページ、6款諸支出金、支出済額847万8,553円は、保険料の還付金と前年度分精算に

伴います支払い基金と国庫への返還金でございます。

21ページになります。

以上、歳出合計は前年度比7.3%増の12億2,079万5,059円となりました。この結果、23ページ、実質収支額は1,362万8,410円となります。

24ページの財産に関する調書は、ごらんの2つの基金でございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第5号 介護保険特別会計歳入歳出決算の審査結果について、報告を申し上げます。

去る7月19日、加辺保健福祉課長に出席をいただきまして、細部にわたりまして説明を受けて、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、適正に処理をされていると認められましたので、ご報告申し上げます。

なお、増加傾向にあります保険料の滞納の縮減について努力されるよう要望したことを申し添えます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切ります。

本件につきましては、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第5、認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は7,394万7,679円、歳出の総額は7,354万852円でございます。歳入歳出差引額は40万6,827円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金15万円、使用料及び手数料650万6,500円、財産収入5,657円、繰入金6,691万1,850円、繰越金37万3,672円でございます。

歳出の主なものといたしましては、事業費1,446万2,948円、その内訳といたしましては、宅地造成事業費18万7,287円、情報通信事業費1,427万5,661円と公債費5,907万7,904円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

それでは、地域開発事業特別会計について説明をさせていただきます。

5ページ、6ページ、事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入の部の1款分担金及び負担金ですが、収入済額15万円、情報通信事業施設加入負担金の3件分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額650万6,500円で、内訳として情報通信事業施設使用料648万4,500円、加入戸数734件でございます。また、滞納繰越分は2万2,000円、11件分でございます。

3款財産収入ですが、収入済額5,657円で、地域開発基金利子でございます。

4款繰入金ですが、収入済額6,691万1,850円で、内訳として地域開発基金繰入金2,834万

8,850円、宅地造成事業一般会計繰入金457万8,000円、情報通信事業一般会計繰入金3,398万5,000円でございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

5款繰入金ですが、収入済額37万3,672円で、前年度繰越金でございます。

収入合計といたしまして、7,394万7,679円でございます。

9、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の部でございますが、1款事業費、支出済額1,446万2,948円で、内訳として1項1目宅地造成事業費、施設管理事業として18万7,287円、2項1目情報通信施設事業費、施設管理費として1,427万5,661円でございます。

主なものは、13節委託料では施設保守管理委託料362万2,500円、15節工事請負費では支障移転工事費338万1,000円、映像系チャンネル盤設置工事費147万円、災害復旧工事費164万9,550円でございます。

2款公債費でございますが、支出済額5,907万7,904円、内訳として情報通信施設事業償還金として4,323万6,324円、宅地造成事業元金償還金として1,006万8,142円、情報通信事業利子531万4,730円、宅地造成事業利子として45万8,708円でございます。

歳出合計といたしまして、7,354万852円でございます。

実質収支に関しましては11ページをごらんいただきたいと思いますけれども、実質収支額40万6,827円となりました。

次のページ、12ページ、財産に関する調書はごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第6号 地域開発事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、報告を申し上げます。

去る7月13日、高橋総務課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査しましたところ、適正に処理をされておりましたのでご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切ります。

本件につきましては、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第6、認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6億2,882万4,056円、歳出の総額は6億2,201万5,019円でございます。歳入歳出差引額は680万9,037円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金1,316万8,000円、使用料及び手数料1億7,348万3,438円、国庫支出金7,379万9,000円、県支出金4,761万4,000円、繰入金2億993万7,000円、繰越金225万6,816円、町債1億640万円などがございます。

歳出といたしましては、総務費4,272万6,763円、建設費2億3,176万5,442円、施設費1億2,599万9,767円、公債費2億2,152万3,047円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

それでは、5ページ、6ページ以降の事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入、1款分担金及び負担金ですが、収入済額で1,316万8,000円です。内訳ですが、農業集落排水分担金が74万2,000円、公共下水道負担金が1,242万6,000円となります。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額で1億7,348万3,438円となります。内訳ですが、1目公共下水使用料が4,721万5,400円、2目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて9,761万8,975円、3目農業集落排水使用料が箱島岡崎地区、岩下矢倉地区を合わせて2,864万9,063円となります。

なお、2目浄化槽使用料、3節月額使用料滞納繰越分において2万1,600円の不納欠損処理を行っております。

3款国庫支出金ですが、収入済額で7,379万9,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業国庫補助金が7,336万1,000円、7、8ページになりますが、廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金が43万8,000円です。

4款県支出金ですが、収入済額で4,761万4,000円となります。内訳ですが、公共下水道県補助金、浄化槽市町村整備費県補助金の合計額となりますが、備考欄を参照ください。

5款繰入金につきましては、2億993万7,000円です。内訳ですが、一般会計繰入金が2億200万円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が793万7,000円です。

6款繰越金ですが、前年度繰越金が225万6,816円となります。

7款諸収入ですが、収入済額216万5,802円です。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が14万7,282円、雑入として指定店登録手数料等で72万5,520円。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3目駐車場等付帯工事費が129万3,000円となっております。駐車場の付帯工事につきましては、合併浄化槽53件の駐車場仕様の付帯工事を実施したものです。

8款町債ですが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債を合わせて1億640万円です。

以上、歳入合計は6億2,882万4,056円となります。

続きまして、11ページからの歳出をごらんください。

1款総務費ですが一般管理費ということで、職員6名分の人件費と事務的な経常経費です。

次に、2款建設費、1項1目建設事業費は2億3,176万5,442円です。これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんください。

最初に、公共下水道事業費ですが、1,765万5,328円です。備考欄下から4行目の管渠築造・柵設置工事請負費に1,018万7,626円ですが、これは管渠延長97メートルの管渠工事費と公共柵10カ所の設置工事費です。その下の舗装本復旧工事請負費の167万3,700円は、管渠築造工事完成後の自然転圧期間6カ月を経過した部分の延長75メートル、面積377平米の舗装本復旧工事費です。その下のマンホールポンプ設置工事請負費330万7,500円は、1カ所の設置工事費になります。

13、14ページをお願いいたします。

次に、浄化槽整備事業費2億1,068万5,631円です。備考欄中ほどの合併処理浄化槽設置工事請負費1億7,419万5,000円ですが、これは新設199基分です。2行下の浄化槽設置奨励金として1,734万円、浄化槽エコ補助金として1,870万円を支出しております。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区の99万9,700円です。備考欄中ほどの柵設置工事請負費85万500円は2カ所の柵設置です。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の242万4,783円ですが、下から4行目のマンホール高調整工事請負費は、国道145号線岩下地内の道路改良工事に合わせたマンホールの高さ調整の120万7,500円と、住宅の位置が低く排水管に接続できない住宅の合併浄化槽設置工事73万5,000円です。

続きまして、3款施設費、1項1目施設管理費の1億2,599万9,767円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託料などを計上してあります。

最初に、公共下水道事業ですが3,454万7,817円で、23年度末現在で接続世帯が759世帯、接続率は78.2%です。備考欄最下段の処理場水質自動制御システム保守管理委託料、16ページになりますが、159万6,000円は吾妻浄化センターの水質自動制御システムの保守管理委託料です。1つ置きまして処理場維持管理業務委託料の664万5,030円は、吾妻浄化センター維持管理の業務委託料です。1つ置いて、マンホールポンプ通報システム管理業務委託料の78万8,508円は、22カ所のマンホールポンプ異常通報等の業務委託料です。

次の浄化槽整備事業費の5,518万2,585円ですが、1,343基の保守点検等を行いました。備考欄8行目、9行目の浄化槽保守点検業務委託料と浄化槽清掃業務委託料を合わせまして、4,198万5,193万円の保守点検委託料です。

次の農業集落排水箱島岡崎地区の2,104万3,944円ですが、接続率38.5%、325世帯が使用をしております。備考欄下から6行目の処理場維持管理業務委託料の569万7,386円は処理場を維持管理するための委託料でございます。2つ置いた管路維持管理業務委託料の332万8,500円は、管路維持のための業務委託料でございます。

17、18ページをお願いいたします。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の1,522万5,421円ですが、接続率76.6%、291世帯が使用をしております。先ほどの箱島岡崎地区と同様、施設の維持管理費となっております。今後の課題は、接続率の向上にあります。

続きまして、4款公債費、1項公債費ですが、元金、利子の償還を合わせて2億2,152万3,047円です。備考欄に元金、利子別に各事業にまとめて計上されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

最後に、予備費ですが、予備費の執行はありませんでしたのでよろしくをお願いいたします。

以上、歳出合計で6億2,201万5,019円で、執行率は95.4%となりました。

21ページは実質収支に関する調書でございます。

22ページからは財産に関する調書が記載してありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第7号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、報告を申し上げます。

去る7月23日、土屋上下水道課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査しましたところ、適正に処理されていると認めましたのでご報告申し上げます。

なお、引き続き加入率といえますか、接続率の向上及び使用料金の滞納、これは年々ふえておりますので、これの縮減にさらなる努力をされるよう要望したことを申し添えます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切ります。

本件につきましては、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第7、認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,438万2,871円、歳出の総額は5,859万7,724円でございます。歳入歳出差引額は578万5,147円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金73万5,000円、使用料及び手数料3,595万5,622円、繰入金1,134万円、繰越金22万3,127円、諸収入1,212万7,622円、町債400万円などがございます。

歳出といたしましては、簡易水道費4,275万1,545円、公債費1,584万6,179円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、5ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入ですが、1款分担金及び負担金で1目簡易水道分担金として収入済額で73万5,000円の収入がありました。13ミリの加入分担金で7戸分の新設でございました。

次に、2款使用料及び手数料の3,595万5,622円ですが、これにつきましては水道使用料及び量水器の使用料です。内訳は現年分が3,491万3,884円、過年度分が104万1,738円です。

3款財産収入は、基金積立金利子の1,500円です。

4款繰入金につきましては、一般会計より884万円と基金より250万円の合計1,134万円の繰り入れです。

5款繰越金につきましては、前年度繰越金として22万3,127円です。

6款諸収入につきましては、雑入の1,212万7,622円です。これは車両保険金として12万2,533円、八ッ場ダム関連工事に伴う補償金として県水源地域対策事務所より960万円、国交省八ッ場ダム工事事務所より86万円などです。

7ページ、8ページをお願いいたします。

7款町債ですが、簡易水道事業債200万円、過疎債200万円、合わせて400万円です。

以上、歳入合計で6,438万2,871円となります。

続きまして、歳出ですが、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用でほとんどが経常的な経費でございます。備考欄をごらんください。上から9行目の災害補償基金負担金までは職員1名の人件費でございます。20行目の配水管等施設修繕料312万3,575円ではありますが、配水管の破裂や施設の修繕費などです。備考欄の下から17行目の非常通報装置改修工事の57万7,500円から8行下の国道145号改築工事に伴う布設替え工事90万3,000円までが工事請負費で、合計1,798万6,500円となります。

次のページをお願いいたします。

2款公債費ですが、1目元金、2目利子を合わせて1,584万6,179円となります。

以上、歳出合計5,859万7,724円で95.9%の執行率となりました。

13ページに実質収支に係る調書、14ページには財産に関する調書が記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第8号 簡易水道特別会計歳入歳出決算の審査結果について、報告を申し上げます。

去る7月23日に土屋上下水道課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査しましたところ、適正に処理をされていると認められましたので、報告を申し上げます。

なお、引き続き使用料の滞納の縮減に努力されるよう要望したことを申し添えます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきましてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了しますようお願いいたします。

---

#### ◎認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第8、認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定について、提案理

由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益 1 億8,011万659円、営業外収益2,010万6,894円で、水道事業収益が 2 億21万7,553円となります。

収益的支出では、営業費用 1 億5,879万3,127円、営業外費用3,920万8,393円、特別損失 15万8,067円で、水道事業費用は 1 億9,815万9,587円となり、当年度純損失は17万284円でございます。

収益的収入では負担金が1,127万7,000円で、資本的収入は1,127万7,000円となります。

資本的支出では建設改良費5,903万8,260円、企業債償還金6,308万9,867円で資本的支出は 1 億2,212万8,127円となり、不足する額 1 億1,085万1,127円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額203万5,753円、当年度分損益勘定留保資金8,262万1,240円、建設改良積立金処分2,619万4,134円で補てんいたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、東吾妻町水道事業決算報告について説明をさせていただきます。

7 ページをごらんください。

損益計算書ですが、これ以降につきましては税抜で表示をしてあります。中ほどに営業利益1,403万5,959円があります。その下に経常損失が 1 万9,744円あります。一番下から 3 行目が当年度の純損失でありまして、17万284円となりました。ただし、前年度繰越欠損金が 2,224万4,987円ありますので、当年度未処理欠損金といたしまして2,241万5,271円となります。

次に、8 ページをごらんください。

剰余金計算書ですが、先ほど説明しましたが、当年度未処理欠損金として2,241万5,271円となりました。

続きまして、9 ページの資本剰余金ですが、次年度繰越資本剰余金として 8 億319万4,916円となります。その下の欠損金処理計算書ですが、平成23年度につきましては欠損金処理を行いませんでしたので、当年度の部分がそっくり翌年度へ繰り越されることとなります。

次に、10、11ページの貸借対照表をごらんください。資産合計は固定資産、流動資産を合わせて27億8,529万2,224円です。

11ページにいきまして、負債の部の一番下、負債合計が1,767万4,094円、資本の部の一番下から2行目の資本合計は27億6,761万8,130円となりまして、資本の部の一番下の負債資本合計と10ページ、資産の部一番下の資産合計は同額となります。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんください。

1、概要、(1)総括の営業状況ですが、ここ数年は加入戸数、給水戸数、給水人口とも減少傾向にありましたが、23年度は加入戸数、給水戸数は若干ふえ、給水人口は減少しました。配水量につきましてはも年々減少していましたが、23年度は微増となりました。表の一番下の有収率でございますが、0.5%減少しました。老朽管等の更新を計画的に進め、向上に努めていきたいと考えております。

建設改良につきましては、ごらんのとおりですが、14、15ページに建設改良工事の内容が記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

経理状況ですが、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率が98.45%となりました。未納者に対しましては、引き続き未納者対策を講じていきたいと考えております。

12ページの議会議決事項、13ページの行政官庁認可事項及び職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14、15ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですので、ごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、16ページの3、業務、(1)の業務量でございます。12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較になっております。表の下の供給単価が129円14銭、給水原価が152円34銭となっております。

17ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項は、対前年度との比較ですのでごらんをいただければと思っております。

18ページの会計でございますが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してあります。企業債の未償還額は11億1,653万8,485円となっております。補助金については一般会計より2,000万円を受け入れ、収益的収支において2,000万円を企業債償還金利息に充当いたしました。また、負担金につきましては、ダム関連工事に伴う負担金を中心に1,571万2,790円を受け入れました。

続きまして、19ページの水道事業収益費用明細書をごらんください。

水道事業収益として消費税抜きで1億9,191万6,518円となりますが、その明細を掲げてあります。

次の20ページから22ページまでは、水道事業費用の明細でございます。

費用合計は20ページの一番上の欄にあります1億9,208万6,802円となります。この明細は7ページの損益計算書にも連動をしております。

続きまして、23ページの資本的収支明細書をごらんください。これは消費税込みの金額になっております。資本的収入は1,127万7,000円、資本的支出は1億2,212万8,127円となりました。これは4ページ、5ページの資本的収入及び支出に連動をしております。

資本的支出の企業債償還金6,308万9,867円は元金部分です。

25ページから27ページに明細がありますので、ごらんをいただければと思います。

最後となりますが、24ページには固定資産明細書が、25ページ以降は先ほど申し上げました企業債明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第9号 水道事業決算の審査結果について報告を申し上げます。

去る7月23日、土屋上下水道課長等に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、例月の出納検査の結果からも見まして適切に処理をされていると認められましたので、報告を申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきましてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時04分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後 1時00分）

---

#### ◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について及び日程第10、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について並びに議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的に推進するために制定されておりますが、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者の減少及び高齢化が進んでいることから、鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保等に関する規定が、同法の一部改正で追加されました。東吾妻町で

も農林水産業等への鳥獣の被害防止のための狩猟等に係る人材の確保等のために、同法第9条に規定する鳥獣被害対策実施隊を設置するものであります。また、特別職については、制  
定に伴う職名及び報酬を追加させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くだ  
さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

それでは、説明をさせていただきます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定で、  
市町村は対象鳥獣の捕獲等防護さくの設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を  
適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができると規定されております。こ  
の特措法の一部改正によりまして、鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保等に関する規定が追  
加されましたので、特措法に規定する鳥獣被害対策実施隊の設置をするものであります。

東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例は、この特措法第9条の規定にのっとり、  
第2条で、任務としまして、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、町  
長の指示を受け鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体または財産に係る被害を防止するため、緊  
急に行う必要があるものに従事すると規定しております。

第3条では、隊員は町長が町の職員のうちから指名する者及び被害防止計画に基づく被害  
防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者、鳥獣被害対策実施隊は特別職の職  
員で非常勤とすることと規定しております。

第4条では、実施隊員の定数、隊長及び副隊長の設置と任務について規定しています。

第5条で、任期を規定しております。

第6条及び第7条で、非常勤特別職としての報酬及び公務災害補償について規定しており  
ます。

この鳥獣被害対策実施隊には、狩猟者には狩猟税の軽減、公務災害の適用及びライフル銃  
の所持許可の特例など優遇措置があります。実施隊を編成する町へは補助率の優遇措置、交  
付金の優先配分などの措置が受けられます。この条例第3条におきまして、特別職の職員で  
非常勤とすると規定しておりますので、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員  
会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例、別表第1に鳥獣被害対策実施隊の報酬を加える

ものであります。

報酬額につきましては、近隣町村の例を参考とさせていただいております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

議案第5号及び議案第6号を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は歳入歳出ともに1億5,970万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億257万6,000円とするものでございます。その概要は、繰越金を財源に財政調整基金繰入金を減額、庁舎建設基金を積み立てすることが主な内容でございます。

以下、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費で庁舎建設基金積立金に1億円、また企画費で基盤整備事業、萩生川西に伴う光ケーブル移設工事費に200万円が追加になります。

老人福祉費では、介護老人福祉施設開設準備経費助成事業補助金に1,334万円、社会福祉施設管理費で工事請負費に1,000万円の追加を行います。環境衛生費では太陽光発電システム設置費補助金に200万円が追加になります。農地費では基盤整備事業萩生川西県営事業負担金に700万円、商工振興費で太田地区街路灯維持活動補助金に300万円の追加を行います。

道路維持費では、工事請負費に200万円を追加いたします。教育費では、小学校費の工事請負費で200万円、中学校費の工事請負費で400万円が追加になります。

災害復旧費では、林業施設で250万円、土木施設で600万円を追加します。台風4号災害

復旧費に充用したため、予備費に450万円それぞれ追加補正するものでございます。

以上が、歳出予算の概要であります。主な歳入の内訳は地方交付税を1,931万7,000円、繰越金を2億1,715万2,000円、雑入で200万円を追加し、県支出金を968万6,000円、財政調整基金繰入金を5,648万円、臨時財政対策債で1,260万円をそれぞれ減額するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億5,970万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ81億257万6,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正でございます。臨時財政対策債の限度額を1,260万円減額し、限度額を3億6,940万円に変更するお願いでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお願いしたいと思います。

歳入につきましては、19款の繰越金確定に伴う補正が主になります。

10款地方交付税につきましては、1,931万7,000円の追加でございます。

15款県支出金ですが、968万6,000円の減額です。これは説明欄に記載がありますが、中身は地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設補助金が、当初予定していた設置数よりも今回1カ所多く内示されたことによる減額となります。

18款の繰入金ですが、繰越金が確定されましたので、財政調整基金からの繰入金を5,648万円減額してゼロにするものでございます。

19款繰越金ですが、繰越金が4億2,715万2,000円に確定されたことに伴う2億1,715万2,000円の追加でございます。

20款の諸収入ですが、萩生川西地区区画整理事業に伴う光ケーブル移設補償料200万円の追加でございます。

21款町債ですが、臨時財政対策債を1,260万円減額するものでございます。

以上、歳入の補正額の合計が1億5,970万3,000円というものでございます。

歳出につきましては、各課で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についてでございますが、庁舎建設基金積立金の1億円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 9目15節の工事請負費でございますが、萩生川西地区区画整理事業に伴う光ケーブル移設工事費200万円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 3款民生費、1項社会福祉費でございます。4目老人福祉費で老人福祉事業として1,281万3,000円のお願いでございます。これは今年度原町地内に介護基盤緊急整備事業として小規模特別養護老人ホームの整備を予定しておりまして、その補助金の追加のお願いでございます。

建設費の補助とは別に開設準備経費に対する補助で、定員1人当たり46万円の29人ということで1,334万円です。これは全額が県費補助となり、既に県の内示をいただいております。介護保険特別会計繰出金の減額ですが、前年度決算により繰越金が確定しましたので、事務費分の精算により52万7,000円の減額となります。

7目社会福祉施設管理費として1,076万円の追加のお願いでございます。これは社会福祉協議会事務所の工事費と設計監理委託料です。当初予算では補償対象となった旧デイサービスセンター部分を取り壊し、残ったRCづくりの部分を事務所に改修していくということで予算計上いたしました。しかし、残った部分が浴室やボイラー室といった間仕切りの多い部分で、改修、改造が容易でない、また事務所としては面積が小さいなど費用対効果が認められないと判断いたしました。また、6月には新体制となった社会福祉協議会からの要望書も

出されておりました、改修から新築へ変更ということでのお願いでございます。

事務所の規模は15人の理事会ができる会議室と相談室を備えたもので、52坪前後を予定しております。場所は、現在の事務所部分をすべて取り壊して、そこへ建設することで新設オープンしたデイサービスセンター水仙と一体とすることができます。そして、残ったRCづくりの部分は最小限の改修をして、岩櫃太鼓の保管場所、それから倉庫、物置として活用していく予定であります。工事費1,000万円の中には、これら事務所の解体費と改修費も見込んでおります。

以上ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費でございます。19節負担金、補助及び交付金200万円の追加のお願いでございます。太陽光発電システム設置費補助金でございます。

この事業は、平成21年度から始まりました。当初は12件、22年度は29件、23年度は32件と年ごとに増加をしております。本年度は当初400万円の予算計上をいたしました28件の申し込みがあり、終了となりました。今年度あと15件ほど申し込みが予定されるため、200万円の追加補正のお願いでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 8ページをお願ひいたします。

6款1項3目農業振興費でございます。平成24年度産の米、大豆、ソバは国の指導によりまして、県の放射性物質の安全検査を実施することとなりましたので、安全検査に係る費用10万1,000円の増額のお願ひでございます。

5目畜産振興費でございますが、畜産基地下流河川水質検査費用4万8,000円の追加のお願ひでございます。

6目農地費では719万8,000円の増額のお願ひでございます。内容は、基盤整備事業萩生川西地区の県営事業負担金700万円と、群馬県中山間地域農業農村整備事業で地元との協議が調いまして、事業化が見込まれましたので事務的経費19万8,000円の増額のお願ひでございます。

6款2項1目林業振興費、有害鳥獣捕獲事業でございます。今回、鳥獣被害対策実施隊の条例をお願ひしておりますが、その実施隊の報酬6万円のお願ひでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業基盤整備費の工事請負費140万円の追加でございます。林道万騎線の改良で本工事費は当初予算で計上しておりますが、精査した結果、U型側溝約140メートルの設置工事費が不足となり、追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 9ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費で商工会街路灯維持活動補助金300万円の増額をお願いでございます。商工会太田支部で街路灯本体のLED化の改修のための補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 8款土木費、1項2目道路維持費の工事請負費200万円の追加でございます。JRから線路敷と接する町道箇所調査があり、車の進入が考えられる箇所の対応について要望がありました。町内では国道145号原町高架橋の東側から平沢へ通ずる町道5144号線で岩櫃山及びコニファーいわびつへの玄関口でもあることから、景観に配慮し木製ガードレール約46メートルの設置工事費の追加をお願いするものでございます。

次に、2項1目都市計画総務費の報酬、旅費、需用費の36万4,000円の追加でございます。上信自動車道の箱島厚田間整備区間格上げ協議に伴う都市計画道路変更のため、都市計画審議会の開催が必要となり、その経費の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金289万5,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款2項小学校費、1目学校管理費につきましては、消防施設設備の修繕料26万円の追加と、工事請負費につきましては東小の図工教室設置に伴います電気、水道引き込み工事等付帯工事費200万円の追加のお願いでございます。

10ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費につきましては、小学校同様、消防施設設備の修繕料100万円の追加と原町中学校体育館床改修工事費400万円の追加のお願いでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、太田幼稚園園庭の水道設置工事費33万6,000円の追加のお願いでございます。

次に、5項社会教育費、2目公民館費につきましては、中央公民館のスクリーン昇降装置交換工事費17万8,000円と、太田公民館の照明をLED化する改修工事8万円の追加のお願いでございます。

以上、簡単な説明ですがよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、11款災害復旧費、1項2目林業施設災害復旧費で総額250万円の追加であります。林道災害復旧費で補助対象とならない箇所ではありますが、機械借り上げと原材料、工事請負費につきましては、林道坂倉線で1カ所追加をお願いするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

2項2目道路復旧費で総額600万円の追加であります。町道災害復旧費で補助対象とならない箇所ではありますが、機械借り上げと原材料、工事請負費は、町道1392号線で崩落したブロック積みの撤去など3路線で復旧工事費の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14款予備費でございますが、6月に発生しました台風4号によりまして、災害復旧費に一部450万円ほど充用しておりますけれども、これからの台風シーズンによる災害等の事態に備えるべく、最低限の財源は確保したいということから450万円の追加のお願いでございます。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が全部終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれ9,743万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,936万6,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金9,743万9,000円の追加です。

歳出では、保険給付費7,709万3,000円追加、後期高齢者支援金等10万4,000円追加、諸支出金2,024万2,000円追加です。このように町の国民健康保険給付費は年々増加をしており、被保険者数は減少する中、1人当たりには要する医療費が増大していることから、保険給付費も年々伸び続けております。

その一方で、被保険者は高齢者や無職者を多く含み、経済状況の悪化により課税所得も年々減少していることから、保険給付の伸びに見合う財源を確保できない状況にあります。こうしたことから、町の国保財政の収支不均衡を改善し、町民が将来にわたり安心して医療を受けることができる環境を整えるため、東吾妻町健康保険事業運営安定化計画の策定のため国保運営協議会に協議をお願いしているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、10款1項1目前年度繰越金9,743万9,000円の追加のお願いでございます。これは23年度決算額の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費7,709万3,000円の追加。今年度におきましては、まだ4月から6月分までの3カ月分の実績でございますが、ほ

ば平成23年度並みに推移をしている状況でございます。前年度並みの給付額への追加のお願いでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金10万4,000円追加。これは額の確定によるものでございます。

11款1項3目償還金2,024万2,000円追加。これが前年度におきまして国庫補助等におきましての返還金でございます。平成23年度療養給付費等負担金、出産育児一時金、特定健診負担金等のものでございます。

以上が、国民健康保険特別会計事業勘定の説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第3号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度分国庫支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものでありまして、456万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億9,573万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、先ほど町長が申しあげましたように前年度分の介護給付費負担金の精算によりまして、3款1項国庫負担金が122万5,000円、4款1項支払基金交付金が431万1,000円追加となります。

7款繰入金ですが、まず第1項一般会計繰入金は事務費分の繰入金が52万7,000円減額となります。

2項基金繰入金も前年度の繰越金、9款なんですけど繰越金が確定したことにより1,369万4,000円の減額となります。

9款繰越金ですが、決算により確定いたしましたので1,324万8,000円を追加するものがございます。

5ページの歳出ですが、1款総務費の3項趣旨普及費の11万1,000円のお願いです。これは今年度からスタートした第5期介護保険事業計画のパンフレット500部の作成費で、窓口用と事業者用でございます。全世帯へは既に配布済みでございます。

4項徴収費では、賦課徴収費として更正決定通知書等の印刷費20万6,000円の追加のお願いでございます。

6款諸支出金ですが、償還金として424万6,000円のお願いです。歳入のところで説明しましたように、前年度分の精算により国庫と支払基金への返還金が確定しましたので、その額424万6,000円をお願いするものがございます。今回の精算によりまして、介護給付費につきましては追加交付、この地域支援事業費については返還ということになったわけがございます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了しますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3,297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,906万5,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、使用料の504万円、県費補助金の704万7,000円の追加、繰入金の289万6,000円の減額、繰越金の380万9,000円、町債の1,950万円の追加でございます。

歳出といたしましては、総務管理費100万4,000円、建設事業費3,181万2,000円、施設管理費16万3,000円の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(土屋利夫君) それでは、3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、これは当初予算におきまして本年度140基の合併処理浄化槽の設置を見込んでおりましたが、設置申し込み数が23年度分の申し込み締め切りより3月まで20基、4月15基、5月17基、6月12基、7月10基、8月11基の申請があり、合計85基となっております。昨年度はエコ補助金が年度限りということで、駆け込み需用から10月入札17基、11月入札47基の実績があり、今年度も申請締め切りが近くなって駆け込み需用が予想されますので、今年度の設置予定基数を30基追加し170基としました。

設置基数30基の追加に伴い、下水道事業債を970万円追加し、起債限度額を2,990万円にし、過疎対策事業債を980万円追加し、起債限度額を2,990万円に変更するものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

2款1項2目浄化槽使用料504万円の追加でございます。1節設置時使用料450万円の追加は、合併処理浄化槽設置基数追加の30基分の設置時使用料です。2節月額使用料54万円の追加は、30基分の月額使用料の追加でございます。

4款1項1目県補助金であります。浄化槽設置基数追加の30基分の建設費県補助金444

万7,000円と県エコ補助金260万円、合わせて704万7,000円の追加でございます。

5款1項繰入金であります、1目1節一般会計繰入金289万6,000円の減額でございます。

6款1項1目繰越金であります、平成23年度決算で繰越金の額が確定しまして380万9,000円の追加でございます。

7款2項雑入であります、1目1節公共下水道事業雑入は管渠等管理システム保守管理業務委託料、水道事業会計分の19万9,000円、2目1節浄化槽整備事業付帯工事費、駐車場仕様等の28万円の追加でございます。

6ページをごらんください。

8款1項町債であります、1目下水道事業債は設置基数追加30基分の浄化槽整備事業債970万円の追加、2目過疎債も追加30基分の浄化槽整備事業債980万円の追加でございます。続きまして、7ページの歳出をごらんください。

1款1項1目一般管理費の100万4,000円の追加のお願いでございます。時間外勤務手当12万9,000円、社会保険料13万1,000円、賃金74万4,000円の追加でございます。

2款1項1目15節工事請負費2,696万2,000円の追加でございますが、浄化槽整備事業費の30基分の設置費追加でございます。19節負担金、補助及び交付金の485万円の追加でございますが、内訳といたしまして30基の浄化槽設置基数追加に伴う浄化槽建設事業奨励金追加225万円と、浄化槽エコ補助金追加260万円でございます。

3款1項1目13節委託料16万3,000円の追加であります、公共下水道事業の管渠管理システム保守業務委託料の追加でございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第7号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ車購入）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第7号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第4分団第1部、大戸詰所の消防ポンプ車の取得について、ご審議願うものでございます。

同分団の消防ポンプ自動車は、平成4年9月に初年度登録をし、20年が経過しようとしております。そのため、老朽化が進み適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため更新するものでございます。購入につきましては、団本部役員及び第4分団関係者と協議を重ね仕様書を作成したものでございます。既に第1分団第1部、第3分団第1部、第5分団第3部に配備してあります消防ポンプ自動車と同型のCD-1型の購入でございます。消防機械機具を扱う3社より見積合わせを執行し、前橋市にあります株式会社佐藤工業所と2,194万5,000円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(高橋春彦君) お世話になります。

それでは、物品購入契約の締結についてを説明させていただきます。

資料といたしまして、消防ポンプ自動車の図面及び見積合わせ比較表を添付させていただきました。ごらんをいただきたいと思います。

購入予定の消防ポンプ自動車は、CD-1型といいまして、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、第1分団第1部の原町、第3分団第1部の三島、第5分団第3部の五町田に既に配備してあるものと同型となっております。今回は、第4分団第1部、坂上地区の大戸にあります分団の詰所に配備する予定でございます。3社の見積合わせにより契約金額2,194万5,000円で株式会社佐藤工業所と仮契約をしております。ご議決をいただければ本契約をいたしまして、平成25年3月に納入をいただくという予定になっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第8号 字区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 字区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

八ッ場ダム関連事業で町営三島西部第2土地改良事業の施行に伴い、三島字中島、大谷、山根、岡原、上郷、武田井において字区域を変更することが必要となりました。

ご議決をいただき、公告し、県及び関係機関へ報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

今回の字区域の変更につきましては、大字三島地内で議案書には変更調書、位置図、理由書、概要図が添付してありますが、説明資料といたしまして字区域変更図の部分拡大図及び換地計画原案図を配付させていただきました。

説明の図面はA4判で右上に5分の1から5分の5、5枚ありまして6枚目にA3判の換地計画原案図がありますので、対比しながらごらんいただければと思います。

初めに、A4判の5分の1の拡大図をごらんいただきたいと思います。

右下に凡例があります。黒線の2つポッチが旧字界、赤線の2つポッチが変更後字界となります。6枚目のA3判の換地計画原案図では、右端の枠（5分の1）というふうな形で囲ってある部分になります。これが拡大図5分の1換地原案図を対比していただきたいと思います。議案書の変更調書に記載のある中島5966-1の一部ほか、大谷6024-1の一部ほか

をA3判換地原案図の下の道路、これが県道林岩下線になりますが、この歩道路とJR吾妻線に沿って大沢地区に変更をいたします。

同様に、5分の3の拡大図、換地原案図では5分の2と囲ってある部分の道路を境として西側を上郷に変更いたします。また、6182-1を大谷へ変更いたします。

同様に、5分の3の拡大図、換地計画原案図では5分の3で囲ってある部分になりますが、換地道路を境に東側を中島に、県道より北側を上郷に変更いたします。

同様に、5分の4の拡大図、換地原案図では5分の4で囲ってある部分、県道の排水路を境に西側県道より北側を岡原に変更いたします。

同様に、5分の5の拡大図、換地原案図では5分の5で囲ってある部分の町道5284号線を境に西側を武田井へ変更いたします。

以上、158筆と隣接する道路及び水路の字区域の変更であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第9号 字区域の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 字区域の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町駅北土地区画整理組合による駅北土地区画整理事業の施行に伴い、施行区域内において土地の区画形状を改めた結果、字区域を廃止することが必要となりました。

議決をいただき、県及び関係機関へ届出するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

今回の字区域廃止につきましては、東吾妻町駅北土地区画整理組合が施行する駅北土地区画整理事業施行区域内であります。字区域の廃止を行うには、地方自治法第260条第1項に、市町村長が該当市町村の議会の議決を経てこれを定めなければならないと規定されています。また、その処分の効力についても、土地区画整理法第103条第4項の規定により、換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるとされているものに基づいて行うものであります。

字区域の廃止に至った組合の経過としましては、平成23年10月に換地計画準備に際し、町名、町界変更の検討を初め、組合役員での検討と法務局の意向を考慮し、平成24年3月第203回理事会で字の廃止を議決し、同月第46回総代会でも承認されました。

町は、組合の動向を受け、組合の意向を認める方向で5月29日に庁内各機関への周知を行い、ふぐあいが出ないか確認し現在協議を進めております。組合からは、平成24年8月8日付で小字の廃止申請が提出されております。また、行政区につきましては、平成13年に協議された行政区界をもとに6月27日に関係区長会議を開催し、協議を進め、ほぼ確定されました。議案書には変更調書2部、理由書、位置図、こちらは右上に「3分の1」というふうにあると思うんですが、それから概要図——変更前と変更後それぞれ「3分の2」、「3分の3」というふうにあると思います——を添付しておりますが、説明用図面として従前土地及び換地図を配付させていただきました。

初めに、議案書添付の3分の1、位置図をごらんいただきたいと思います。

都市計画区域用途地域内を赤のラインで囲んだ部分が、駅北区画整理施工区域で面積が31.9ヘクタール、平成8年度より駅北土地区画整理組合が事業を進め、換地処分は平成25年7月を予定しております。

次に、議案書添付の3分の2、概要図、変更前、また、説明用の従前土地図をごらんいただきたいと思います。従前地につきましては、道路または水路で9つの字が設定されていましたが、説明用の換地図をごらんいただきたいと思います。区画整理後は土地の区画、形状が変わり、番地についても5001番からつけることとなり、各関係機関との協議も行い議案書添付の3分の3、概要図（変更後）のように字の廃止をしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

### ◎陳情書の処理について

○議長（菅谷光重君） 日程第18、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の各常任委員会に付託しますので、その審査を9月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） タイミングがちょっとよくわからなかったんですが、動議をちょっと提出したいと思います。

今、議長の提案した陳情付託の件ですけれども、1号から3号についてはそのままがいいと思いますが、4号についてはこの陳情書を見る限り統合に関して非常に重要な陳情内容になっています。それで、その中でここに書いてあるんですが、「町議会の場で公平な審議を仰ぐことを陳情します」ということで、この要旨を見る限り、あくまでも議会の場で公平な審議をしてほしいということを求めています。そうしますと、この部分を文教厚生常任委員会に付託してしまうと、ほかの委員会の委員はその審議に実質的に参加することができなくなってしまうかなと思います。

結果的に、委員長報告があつてそれに対する質疑はできますが、審議にはちょっと参加できないと思いますので、そういった意味でいくと、これについては議員全員で審議する場を設けていただくということで、付託することについては私は理解できませんので異議があります。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま、一場議員から陳情4号について委員会の付託を省略して審査することの動議が提出されました。

この動議に賛成の方はありますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） この動議は2人以上の賛成がただいまありましたので、成立いたしました。

ここで暫時休憩をとります。

（午後 2時01分）

---

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時38分）

---

#### ◎動議について

○議長（菅谷光重君） 先ほどの一場議員の動議を議題といたします。

本動議につきまして、一場議員から再度説明を願いたいと思います。

どうぞ、お願いをいたします。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 考え方は先ほど申し上げたとおり、特別変わったことはないんですけれども、私が言いたかったのは、この陳情についてはこれから町の教育というものをどういうふうにしていくかという、中学校統合という非常に重要な問題に対して問題提起がなされているというふうに理解できますので、この内容を見たときに、ここにありますが、まずこれ1つとしては統合日を再検討していただきたいというのがあろうかと思います。そして、通学距離及び通学時間から見て、学校の数も1校がいいのか複数校がいいのかについても十分審議していただき、客観的な判断をいただきたいというのがこの趣旨なんだと思います。

その理由だとかいろいろここに書いてあるようなんですけれども、こういったものについて一番趣旨のところに書いてありますけれども、「それらの再検討、地域住民とのさらなる対話を促進し」、ここからなんですけれども「町議会の場で公平な審議を仰ぐことを陳情いたします」という内容になっているということを見ると、私が先ほど言った文教厚生常任委員さんの審議は信用できないとかそういうことではなくて、議員が14名いますので、こういっ

たものの趣旨を考えると全員でそういったものを審議する形をとるほうが、こういった陳情にも沿った形で、また、どちらかといいますと、総務建設常任委員の立場で言いますと、なかなか文教厚生常任委員さんとは違って、共通理解が得られていない部分があったり、情報が不足したりしている部分もありますので、そういったことを考えたときに議長は付託したいという提案だったんですけれども、それについて私は、みんなで審議して判断を出させていただくような方法をとっていただければありがたいという意味で申し上げました。

言っていることはさっきと同じだと思いますが、そんなことをご理解をいただきたいと思っています。

○議長（菅谷光重君） 説明を終わります。ありがとうございました。

お諮りをいたします。ただいまの一場議員の動議を議題として、採決をしたいと思しますのでよろしくお願いをいたします。

そこで、この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（「意味がわからない。どこで、どういう形で審議をするのか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） それは後であれします。今は私が申し上げた採決、起立を賛成の方に求めているので、そういう形で進行します。

もう一度繰り返します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、13番、14番です。

よって、起立多数です。

したがって、委員会の付託を省略して、審査する動議は可決されました。

ちょっとお待ちください。

たびたびですが、暫時休憩をとります。

（午後 2時45分）

---

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

(午後 2時48分)

---

○議長（菅谷光重君） 以上で陳情書の処理についてを終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

なお、次の本会議は9月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にお世話になりました。

(午後 2時49分)

平成24年 9 月 18日 (火曜日)

(第 3 号)

## 平成24年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第3号)

平成24年9月18日(火) 午前10時開議

- 第1 認定第1号 平成23年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2 認定第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第10 議案第5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について
- 第11 議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第13 議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第14 議案第3号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第15 議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第16 議案第7号 物品購入契約の締結について(消防ポンプ車購入)
- 第17 議案第8号 字区域の変更について
- 第18 議案第9号 字区域の廃止について
- 第19 陳情書の処理について
- 第20 請願書・陳情書の委員会審査報告

第21 発委第 1号 意見書の提出について（地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書）

第22 閉会中の継続審査（調査）事件について

第23 町政一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課次長	高橋修君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	角田輝明君		

### 職務のため出席した者

議会事務局長	小林一喜	議会事務局長 係	水出悟
--------	------	-------------	-----

議 会 事 務 局  
主 任

角 田 光 代

---

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

お世話になります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しをした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いをいたします。また、傍聴席にあります議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますようあわせてお願いを申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第1、認定第1号 平成23年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 私は、2点ばかり質問というか、行いたいと思っております。

まず1点目は、歳入関係になりますけれども、監査委員さんが申されたように、ここに決算認定の中で数字が出ております。不納欠損額が合計で422万6,802円、収入未済額が9,353万2,784円、この内容については、それぞれの事情があつてのこととかいろいろあると思います。町当局からは、収納については再三努力をしたという報告も受けました。しかしながら、こういう金額が少しでも少なくなるのが理想でありますので、この辺について町長の考えを1点聞きたい。

もう一点は、温泉経営でございます。健康増進施設として3つの温泉施設を運営しておりますけれども、私は、岩櫃城温泉についてはもう6年間、その内容の経営についていろいろ質疑をやつてまいりました。そういう中で、再三、その都度、そのときの町長さんが努力をするということを申してこられましたけれども、そういうことで年月を重ねて6年たったわけではありますが、大まかな数字で7,000万円、食堂と温泉の経営で、やはり余り芳しくない数字が出てくるということでもありますので。健康増進施設として一般会計の中にそれを定めて運営しながら、実際の内容については企業会計みたいな運営をしている、そういう状況下で。今回の9月定例会でも、町長さんに質問をしたら、近い将来には検討しますと、それが近い将来いつだとお聞きしたら、近いんだと。全く最近の永田町の会話じゃありませんけれども、その辺が私にははっきり出てこないということで、その2点についてまずご質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の1点目でございますけれども、収入未済額につきまして、これにつきましては引き続き各課で徴収に努力してまいる所存でございます。

2点目の岩櫃城温泉でございますけれども、これにつきましては委員会のほうでもお示しをしたように、今後は温泉施設以外の転換も考慮にした上で、近い将来、それを実現していきたいというふうに考えております。これにつきましては、他の庁舎の利用状況、利用の転換等もございますので、その状況も踏まえながら進めているところでございますので、いつ、何年何月というふうなものはまだお示しをすることはできませんけれども、おっしゃつたような近い将来ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 収入未済額については、なお引き続いて努力をしていくということでもありますので、ぜひともお願いをしたいと思っております。不納欠損額については、23年

度でもって420万円という未済額を処理するんだということで。この中には、非常に一生懸命努力をして納税しておる方もおりますし、内容についてはいろいろ事情があるんでしょうけれども、こういう額が余り出ないように努力してもらおうということで、重ねてお願いを申し上げます。

温泉については、本日もまた近い将来ということですが、近い将来というのは2年くらいということではよろしいのでしょうか。私は1年か2年くらい、それ以上はちょっとどうかなと思うんですが、再度お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 近い将来の年数ということでございますけれども、その点は、やはりお示しができない状況でございますので、近い将来ということで、ひとつお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 全く温泉をやめてくれというお願いではありませんので。やはり大切な税金をあそこに投入するということは、これは今後の行政の考え方としてどうかなと、私は疑問を持っているわけでありますので。その辺を含めて、経営の方法はいろいろあると思いますので。前回のときは、とりあえず食堂を指定管理にというような町長のちょっと発言を聞いたこともあるんですけども、どういう方法にしても、その辺のところをお願いしたいと。昔は十年一昔と言いましたけれども、今は5年が一昔か、3年かわかりません。そのくらい世の中がスピードで進んでおりますので、たとえ2年でも長いという思いの人もいるでしょうし、その辺のところを踏まえてぜひ特段の努力をしていただきたい、お願いをいたします。

最後に一言お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 委員会でも橋爪議員には同じようにご意見をいただきましたので、今後とも努力を続けてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何点かお聞きしたいと思います。

最初に、民生費の社会福祉費の中に町民センター管理費というのがありますけれども、これについてちょっとお聞きします。

昨年11月の臨時会において、歳入で町民センター補償料1億3,700万円ほど減額になり、それに関連する歳出が減額されました。その際の提案理由のときに、補償が来年になったことのための補正であるという説明がなされたというふうに記憶しています。そのとき私が質問したんですけれども、来年、基本的には同じものがまた計上されるんですねというお話をしたときに、そうですという話があったように記憶しているんですけれども、少なくともことしの予算は全く違う形で提案されているのが実態なんだと思います。

そういった実態を踏まえてちょっと確認したいんですけれども、結果的に今回、補正も出ていますけれども、今の整備計画を見るときに、今年の時点で町がもうちょっとしっかりした計画に基づいて一体的な施設整備を判断していれば、県からの補償料がもらえていた部分がかかなりあるのかな、そんなふうに思います。要するに、今回改修して使おうとしている施設、こういったものを実際は新しくできたのではないかな、そんな感じがしています。そうになると、町として自主的に、金額がちょっとわからないんですけれども、ある意味、多額の損失が生じたのと同じような形になるような気がするんですけれども、そういうことにはなりませんか。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） どうも大変お世話になります。

ご質問の件でございますが、昨年11月の臨時会での質疑のご指摘でございますが、1億3,000万円余りを全額減額、24年度に補償が延びたということで減額をさせていただきました。そのやりとりの中で、新年度、24年度に同額が計上されるのかという質問に対して、いや、補償内容の変更により同額ではないということを、私のほうから回答したかと思っておりますので、その辺につきましては、議事録等で確認していただければと思いますが、よろしくお願いたします。

それから、計画的な、もっと一体的に計画性を持ってやればというようなご指摘でございますが、確かにそういったことは否めない事実ではあるかとは思いますが、その時々で判断をしてきた結果、現在に至って、ご指摘のあったような状況になっておりますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 議事録を確認しながら言っているんですけれども、24年度に繰り越

すんだという説明がまずあって、一部変わる可能性があるという話はたしかあったと思います、それは私も記憶していますけれども。ただ、結果を見たときに、課長のところにも行って聞きましたけれども、実際に一体的な何ていうんですかね、整備という形で、そっくりある意味持っていくようなものがあつたんだとすれば、それが多分補償の対象になつたんだと思います。そのときは落としてしまったから、今それがもらえなかったのはおかしいだろうとこれから言うんですけれども、じゃ、仮に最初から一体整備的なもので移転していれば、今の整備計画で実際には社会福祉協議会が施設をつくったり、似たような施設を町がつくらない部分でもつくっていますよね。それを想定したときに、最初からその計画でいけばという部分と、今の実態を見たときに、多分補償額に差が出てきていると思うんですけれども、数千万円のけたで。その額というのは幾らですか。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 当初予算に計上したのが1億3,700万円余りということで、これは一般補償の構外再築ということで、同等同種の施設を構外に再築した場合の補償料相当でございます。

それで、その後、町の方針が変わりまして、昨年3月末でデイサービスの指定管理が更新の時期に、町の方針といたしまして、デイサービスについては民間活用という形で、町としては、デイセンターは建設をしない、民間活力にゆだねるといふ、そういった町の方針を出しまして、昨年1月下旬に社会福祉協議会のほうに通知をしております。そういった、もう町では施設をつくらないという方針が出ましたので、その後、補償料等の当然見直しがございます。24年度に計上したのが2,200万円余りですかね。要するに橋の部分で直接当たる、橋直下の部分のデイサービスセンター、旧デイを取り壊し、その経費だけでございます。それから、土地については800万円余りということで、総額で3,000万円ぐらいの補償料、そういう形に変更となりました。

以上です。

（「その差額を聞いているんです」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 差額といいますと、1億3,000万円から3,000万円引くと1億円という形でもよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今、補償料が土地とそこの壊すだけしか入っていない、見ていない

と言っていましたよね。そうじゃなくて、そのほかに、実際には今年度補正でも何でもつくっているわけでしょう、施設を、現実。だから、最初の時点で、その一体的整備だという形の中でちゃんと、あっちへ行ったりこっちへ行ったり、判断が間違う、間違うという言い方はないですね。変わらなければ、もう少ししっかりした補償料がもらえたはずだからということを行っているわけです。だから、今計画している施設と、その差額はどのくらい生じますかと言っているんです。少なくともあるんですよね。今度のあそこの新築の部分で歳入がないんですから、1,000万円はもう多分、それが1,000万円でしたか、それに対する補償はもうないから、ほかにも出ているはずですから、幾らぐらいあるんですかと聞いているんです。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 差額は、当初予算では今申し上げました補償料、建物の取り壊しと土地代含めて3,000万円ぐらいということで、ちょうど当初予算では同額を解体と改修費に見込んで、3,000万円近くを当初予算で計上してございます。

それで今回、補正でこれからお世話になるんですけれども、工事費だけでちょうど1,000万円の追加、それからさらに設計監理のほうで若干の追加ということで、1,000万円ちょっとの差額になるかと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

私が言いたいのは、結果的に町民センターの移転に伴って、多分ほとんど同じ施設を何らかの形で建てるなり、補償するなりして使うような形が実際に24年度で行われるんだと思うんです。そうすると、前にも副町長にもちょっと言ったことがあるんだと思いますけれども、そのときにしっかりと、県との補償の基準に基づいて1億3,700万円がとってあったということは、それがもらえるということが確約できていたはずですから、その延長線上できちっとした町が、何ていうんですかね、デイサービスセンターが云々というのはありますけれども、そのまま一体的につくってやったのであれば、それが多分もらえたはずなんですね。だから、その辺のところの考え方をもうちょっとシビアにしていかないと、結果的に1年たってみたら、今1,000万円という話をしましたけれども、それだけで済むとはちょっと思いませんが、そういう差が出てくるんです。だと思ひます、私は。だから、そういったことでお聞きしたんですけれども、町長あれですかね。私はこの計画を、何ていうんですかね、ちょっと場当たりのところが去年からちょっとばたばたと判断して出てきたことが要

因で、今言ったようにもらえるべき補償がもらえなくなったというのが現実にあるんだと思いますけれども、その辺について、町長が最終判断したんだと思いますけれども、どういう考え方でそれは最終判断したんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、県の県土整備部の補償の制度上の問題、それから社会福祉協議会の意向の変節等の問題で、やはりそこら辺のところ为抓手がなかなかうまくできなかったというところに原因があるんだというふうに思います。そのようなことから、社会福祉協議会の意向等の問題から、さまざまなことが起こってきたわけでございますけれども、結果的には、老人福祉を推進するために、今回のようなデイサービスセンターを社会福祉協議会として建設をして、そして町でも支援するというふうな形で行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

もうこれ以上言いませんけれども、要は、その辺の調整が不足だったということを町長が今多分言ったような気がしますんで、結果的に決算が、23年の決算を今審議していますんで、その時点の判断というのが結果的に翌年度にみんなはね返ってくるんですね。そういった意味では、やはりこの決算というのはちょっとそのときの対応を踏まえたときに理解できないんで質問したんですけれども。新しく出た補正についてとやかく言うつもりはありませんけれども、そういう考え方を持って、やはり基本的にやるべきなんだと、そんなふうに思いますんで、これは今、私の意見として申し上げておきたいと思います。

それと、2点目ですけれども、ちょっと細かいことになるんですけれども、去年から再三指摘しているから、確認だけしておきたいと思います。

議会費の交際費から、新聞掲載の広告料が支払われていますけれども、これは議会の意思決定がないのに議長が独断で掲載したということに事実上なっています。議長はそれを適正でなかったということで認めて謝罪をしている。これが実態なんだと思いますけれども、これは、少なくとも議会としては正式に認めたものではないということになるんだと思います。それは確認されていますので、それを前提に、その広告料を公費から支出したという形になっていますけれども、私が考えるに、支出負担行為の前提となる条件が整っていない、前に会計管理者にも聞きましたけれども、整っていない。そんな状況の中で支払われたこの

広告料ですか、これは適正な支出になるんですか。

○議長（菅谷光重君） 会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） 会計管理者の役割といたしまして、予算の執行手続が条例規則で定められているとおり正しくされているかについて審査を行うことと認識しております。

先ほど申された議会の意思決定につきましては、議会内部の問題であると認識しております。また、議長交際費の内容につきましては、町の条例、規則等に定められていないため、それを審査することは、交際費の性格から適当でないと考えています。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

議長がある意味、適正な手続を踏まないで、独断で掲載した広告料、さらにそれを交際費から支出を指示したんだと思いますけれども、今の話だと、会計上は支払いの手続、必要書類が整っているの、当然それを支出したという話になるんだと思いますけれども、そういう確認を今、回答されたという解釈で大丈夫ですか。

○議長（菅谷光重君） 会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） はい、そのように回答いたしました。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

そうすると今回のケースは、議長がある意味、良識を持って判断していただけなかったということになってしまうような気が私はするんですけれども、それはともかくとして、もう既に会計上は処理されてしまったということなんで、これ以上言いませんけれども、最後にちょっと見解だけお聞きしたいんですけれども、本来は、法令等、議会が例えば議会名を使うのは、議会の意思決定が必要だというような前提条件がありますけれども、そういった法令等を踏まえて、どういう方法で処理することが一番適当だったのか、その辺のアドバイスというか、考え方があったら教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） 先ほども申し上げましたように、議会内部の問題であるという認識をしております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

議会内部でちゃんと適正な判断をして、それから支出に回してくれよと、そういう意味にとりましょう。わかりました。これはもうこれ以上言いません。

もう一点、私が決算時にいつも不満に思うことがあるんです。それは一般会計からの事業会計や特別会計に対する町の補助金や繰出金に関するものです。議会からも再三、健全経営を図って一般会計から極力持ち出しを少なくすることが毎年、ある意味指摘されているというような実態があるんだと思います。しかし、翌年の予算は経費を特別抑制するでもなく、当たり前のように一般会計からの繰出金を計上して編成してくると。これが感じられています。毎年、公表が義務づけられた財政指標、これにおいても、特別会計だとか事業会計、実質赤字比率が生じていないというような数字の報告があります。すなわち、私たちもそうですけれども、一般町民が見たときに、健全経営が行われているんだというように実際には見えるんですね。でも実際は、この間もちょっと話をしましたけれども、一般会計からの繰入金だとか補助金が入っていることによって赤字になっていないだけのことであって、何かこれが当たり前の感覚になってしまっているのかなという気が実はしているんです。

これについて、町長として経営改善に向けてどんな具体的な指示をしているのか、まず聞きたいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点につきましては、特別会計、あるいは事業会計等につきましても、経費につきまして支出の見直し、そして抑制等を常に心がけるよう指示をしているところでございます。今後もそのような努力を続けまして、ご指摘の点は改善をしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

町長は指示しているんですけども、なかなか職員が動いてくれないのか、それはよくわかりませんが、結果が出ないというのが実態なのかなと思いますけれども、たまたま委員会で求めている、きょう建設課長から資料をいただきました。例えば天狗の湯、去年は数十万円黒字でしたという報告をいただきました。ことしも、決算書を見た限りだと200万円以内ぐらいの実質収支がマイナスぐらいの多分数字が載っているんです。実際の収支は幾らかと、実質収支は幾らかということで資料をいただきました。1,100万円のマイナス、要するに持ち出しです。これが要するに決算処理上の実態なんです。これについて町長、どうに

考えますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘の点でございますけれども、やはりこれも一つの事業として考えた場合に、職員それぞれ一人一人が企業として成り立つような施設を常に考えて運営をするということが求められているというふうに思います。今後も支出の見直し等を積極的に行うことを命じまして、改善をされるようにしていきたいとしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） やっぱりトップである町長の姿勢、これが一番大きいんだと思います。今言ったような形をぜひとっていただくことが大切なのかなと思います。簡単にいえば実践をしていただくということが大切だと思います。

私が議員になってもう10年近くこうした実態を見てきた立場で1つだけ、せっかくの機会ですので、皆さんにとっては耳ざわりかもしれませんが、発言をさせてもらいたいと思います。

私が思うのに、行政の健全運営をできるようにするためには、最小限の人員配置、これをした上で極力人件費、経常経費を抑制して、残った収入の中で事業展開をする、経営のこの基本原則に立ち戻ってそれぞれ会計運営をしてもらう。これが大切なんだと思います。足りなければ、さっき言ったように一般会計から出せばいい。町民の福祉のためだからやむを得ない、そんな言葉で済ませてしまってきたのが県下でワースト3位ぐらいに入るんですか、非常に余りよくない財政指標が生まれる結果になっているんだと思います。財政調整基金が14億円ほどになったという報告がありましたけれども、それで喜んでいる状況ではないんだと思います。少なくともここにいる、執行部側に座っている皆さんは、そのことをぜひ肝に銘じていただいて、率先してそんな努力を、財政経営のための努力をしていただければありがたいと思っていますけれども。

最後に、厳しいことを言うようですけども、要するに前年踏襲型というんですかね、前年踏襲主義をベースに行政運営を続ける限り、経営改善というのはなかなかできないんですよ。民間の経営感覚で見た場合、これが企業なら、既に経営が行き詰っている、そんな状況を迎えているのではないかとさえ思います。すなわち、私から見るとこの決算というのは合格点をつけられない、そんな状況なんです。これが現実です。1つだけ事例を言いますけれども、どちらかといえば議会主導で吾妻荘の指定管理移行を進め、さらにそれに追随する形で桔梗館もやりましたけれども、これによって、当時から見ると、多分年間で5,000万円

からのお金が、支出が抑制できている。これが現実なんだと思います。やればできるんですよ。

最後に、町長にお聞きしますけれども、町長は民間の経営感覚、当然持っていらっしゃると思います、会社経営にも携わってきた経験があるんだと思いますので。これらについてどう分析しているんですかね、それが聞きたいんです。それともう一つ、私の指摘が間違っていますか。その2点を最後をお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご指摘の点は、間違っているとは思いません。しかし、行政サービスの場合は、やはり町民が満足するようなサービスを行っていかねばならないということも基本原則だというふうに思います。それと人件費のバランスだというふうに考えております。やはり経営のためには、人が少なくて運営していくほうが安上がりで済むわけでございますけれども、サービスの点についてどうかというまた疑問も出てくるわけございまして、こういうことを総体的に考えながら、職員の数の問題につきましても将来を展望して、計画もお示しをしているところでございます。

今後もお指摘の点等をしっかりと踏まえて、東吾妻町の将来の姿というものをつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最後にします。

町長がそこまで言っていたんで、頑張っていただけという、そんなふうに期待したいと思います。ただ、町長がしっかりとしたビジョンを持って、それをここにいる皆さんに浸透して、それが職員に伝わってみんなでアクションを起こしていく。これがやはりないと、結果として出てこないんですね。その辺のところは非常にこの町、これから大切なんだと思いますので、ぜひとも考えてみたいと思います。

そういった中で、詰められた経費の中で、チャレンジすべきところにはやはり金をかけていく。さっき住民サービスがという話を町長はしましたけれども、本当にしなくてはならない住民サービスには金をかけていく。そういう考え方でもってやっていかないと、多分これからの時代は、行政といえども回っていかないんだと思います。ぜひその辺のところを考えていただくということを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

先ほど言ったように、決算そのものについては非常に疑問を持っているので、私自身では合格点はちょっとつけられないというのが判断です。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

監査委員の決算に対する意見書の中で、考究改善を要する事項ということで、1から11まで指摘というか、ありましたけれども、その中で2点。1点は、高金利町債の縮減に向けた対応ということでありましてけれども、今回の決算の一般会計の款別決算書を見ますと、全体の支出が83億円、23年度歳出が83億円という中で、一番大きな構成比を占めているのが総務費。先ほどの人件費の話がありましたけれども、83億円のうちの25%、4分の1が総務費であると。その次が民生費、民生費が16億6,000万円、20%、3番目が公債費、これは町債の返済、これが13億5,000万円、これが第3位、16.2%、それで4番目に教育費ということを出ているんですけれども、そうしますと、総務費と公債費で合わせて36%がそういう形なんです。

本来、行政の目的は住民福祉の向上ということで見ると、民生費と公債費がたった4%しか差がないと。起債の償還というのは先人が行政判断した結果での借りたものを返すということで、これは当然の話なんですけれども、そういう面で見ると、私の記憶では、大ざっぱでいうと一般会計が約100億円、水道事業関係が50億円ということで、それを返していくわけなんですけれども。各町債の項目別というか、借りた年数とかいろいろあるんですけれども、一番高い金利がたしか4.5%か4.6%ぐらいだったと思うんですけれども、そういう中で監査委員の指摘の中では、当然一般の方が住宅ローンなんか借りる場合に、金利は変動していきますんで、借りかえというのは当然起こる話なんですけれども、町債というのはいろいろな約定があって難しいところがあるんでしょうけれども、約1億円、ちょっと間違ったら申しわけないんですけれども、利息だけで莫大な利息を払っているんです。ですから、それをただ決められたことだからという形で何の対応策もとらないで、このままでいいのかというのが、私もそういうふうに考えているんですけれども、その辺の対応について、町としては償還に対する姿勢というか、高金利のものは当然金利をかえてほしいと、見直し交渉というのは一般論としてあるわけなんだろうけれども。町債という性格上ちょっとわからないところがあるんですが、要するに町としての町債の償還に向けた対応について、姿勢というか、お伺いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

茂木議員さんご指摘の町債、特に金利の高い償還の問題、確かに利息、元金を含めて結構な額を今年度も償還しております。これは、一定の中で繰上償還できるものにつきましては、もうすべて繰上償還をしてきました。昨年も決算ですけれども、2億3,000万円ばかりの繰上償還をお世話になってきたところです。

ただ、本年につきましては、今のところそういった予定がございません。予定がございませんというのは、できるものにつきましては繰上償還をさせてもらってきている。そういったことで、ないという予定でございます。

今ある町債を償還していくというのはもちろんなんですけれども、なるべく町債をふやさない、そういった努力も当然必要になってくるというふうに思うんです。これにつきましては、いろんな事業をするときに、いい補助金はないのか、みんなで一生懸命探してもらって、まず補助金があるかどうか。次には、有利な起債が使えるかどうか。それを検討しながら、なるべく町債のほうも抑える、そういった努力を今までしてきたところですので、今後ともそういった取り組みにつきましては当然していきたいというふうに思っております。

また、民間ですと、高いんですから、ある程度もうちょっと低くならないか、安くならないかと、そういったご指摘なんですけれども、これにつきましては、なるべく有利な方法ができないものかどうか、監査委員さん等のご指摘もありますので、それに沿って検討して、なるべく町債につきましては抑制、あるいは削減の努力に努めていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木委員。

○8番（茂木恒二君） 健全化判断比率ということで報告をいただいておりますけれども、実質公債費比率が15.3、将来負担比率が119.2ということで、実質公債費比率については県下35市町村のうちのワースト3と、下から3番目。それから、将来負担比率というのはワースト1であるということで、これはちょっと言い方が乱暴かもしれませんが、現在皆さんが、行政を担当している皆さんの責任ではないという言い方はあれなんですけれども、先人がいろいろな形で起債してきた結果。ただ、じゃそうかといって、これに対して何も手を打たないということはありません。ぜひこれからもいろいろな意味で起債が必要になることがあると思うんです。ですから、起債を抑えて、早く繰上償還できるものはしていくということなんでしょうけれども、これが一気に短期間で改善する項目ではないと私は思っているんですけれども、そういう意味なんですけど、ぜひそういう真摯な努力をお願いしたいと思

います。

今度は、もう一つは、先ほど考究改善を要する事項ということで、電算処理システムの関係業務委託の適切な執行ということで、これは御存じのように上毛新聞に、これは、一地方自治体が専門業者である知識の豊富なシステム等の交渉をするには、交渉能力という面でビジネス上対応できないだろうと私思っているんですけども、そういう意味で、広域というか、いろんな町村が一つの広域というか、そういう考え方で対応して、少しでも効率的に経費を縮減すると。恐らく、報告を求めているんであれなんですけれども、電算関係に係る支出は、恐らく1億円を超えている、1億円前後だと思います。大ざっぱなんですけれども、東吾妻町だけとっても。この例は、今回の決算書の中でも出ていますけれども、62ページですか、外国人登録で住基法改正によるシステム改修委託料813万7,500円というのがかかっているわけですね。確か外国人登録法が改正になって、対象になる方が173名だったですか、人数の問題ではないんですけども、1つ大きな問題は、1つの業者がほぼ独占的にシステム関係をやっていると。ということは、競争原理が働かないわけなんです。もう一つは、1つの業者と提携すると、ハードとかいろいろな面でほかの業者にはほとんど移せないということは、こちら側に知識がない、そういう縛りがあるということになると、当然相手の言うとおりと、言うなりということになるんで、これだけ財政が厳しい中で、これだけの大きな支出をいろいろな形で削減する努力、真剣な努力をしないと、私は努力する項目だと思います。

ですから、それについてはいろいろな形で、広域というような形で動いているようなんですけども、その辺の進行状況について、お知らせというか、答えていただきたいと思えますけれども。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

先日、吾妻広域の記者会見がございました。その中で、海の家閉鎖と、あとは電算に対する経費、これが各町村多額なので、何とか抑える、あるいは削減できる方向で検討を始めましたと、そういった報道の内容だったというふうに思います。

当町におきましても、委託料は結構合計しますと1億円の上ということになるかと思えます。これは各郡内の首長さんも共通した思いだというふうなことで、先日のああいっただことになったと思うんですけども、現在、広域においては電算の担当者においての会議を始めただけでございます。その中で、どれだけの現状、経費がかかっているのか、そういった

ものを持ち寄って検討をしている。それがスタートしたところでございます。ですから、当町としても、そういった動きと連携をしながら、何とか広域という制度のメリットを生かして、削減できるような方法でもあれば、そういったことに協力していきたいというふうに思っています。

ただ、町村、電算会社がまちまちだという、そういった実態がございます。そういったところは、当然これからの検討課題になっていくんだろうと思いますけれども、いずれにしましても、そういった広域が一石を投じてくれた、そういった現状と連携をしながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木委員。

○8番（茂木恒二君） わかりました。ありがとうございます。

歳出の中で大きな比率を占めているということなんで、真摯な、真剣な対応をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 74ページなんですけど、コンベンションホールのほうでキャスターつきミラーを購入してありますが、使われているのでしょうか、頻度はどのくらいなんですか。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

昨年、キャスターつきをたしか4台買わせていただきました。それで、頻度は、最近も使っていておられますけれども、何回というのは数えていないですけども、時々使っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 備品について、一番使われているところにあるのが一番いいと思うんですが、一番使われてほしいという町民の声が、中央公民館で使いたいとかいう声があります。このような立派なものになるべく多くの人に使われるほうがいいと思いますので、また検討をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

今後は、どこで買ったというの関係ありますけれども、その辺、検討させていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番。

起立多数でありますので、したがって、本件は認定することに決定をいたしました。

---

#### ◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第2、認定第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、文教厚生常任委員会に付託された認定第

2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月10日10時より、委員会室において、町民課長出席のもと審査を行いました。

国民健康保険事業勘定ですが、平成23年度の決算は、歳入総額20億7,256万35円、歳出総額19億3,512万9,304円です。実質収支額は1億3,743万9,731円となり、基金残額は1億円を切り、1,070万8,995円になりました。療養給付費は上がり、昨年に比べ約1億円増加し、13億4,000万円になりました。国保税の収納率は86%で、滞納額は2,124万5,908円プラス退職者分49万4,992円、国保加入世帯が0.16%減、被保険者が1.7%減、84名減る中で、滞納額は過年度合わせて6,000万円余りあります。これをどうするか課題ですが、年齢が高い、医療費が高い、しかし所得が低いという現実です。税務課と連携して努力されますよう要望しました。

医療費の削減には、重複受診や頻回受診を控えるとともに、ジェネリック医薬品を利用するようにする。予防に力を入れ、生活習慣病では特定保健指導の受診率を上げることで医療費削減が図れることが調査検証されました。また、病気が重篤化しないようにがん検診を受けること等を啓発、指導することを求めました。

次に、施設勘定についてご報告します。

歳入総額8,754万3,136円、歳出総額8,317万747円、実質収支額437万2,389円です。診療収入は7,899万419円で500万円余り増です。医療、福祉の連携の充実のためにも診療所の位置づけは重要で、地域に密着した医療活動をしています。人間ドック、ワクチン接種とともに、予防のため健康教室も開催されています。地域医療の努力をさらに要望いたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計について、文教厚生常任委員会では全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時58分)

---

○議長(菅谷光重君) ただいまより再開をいたします。

(午前11時10分)

---

### ◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第3、認定第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、認定第3号についてご報告申し上げます。

平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査いたしました。

平成23年度の決算は、歳入総額1億7,373万2,541円、歳出総額1億7,107万4,532円、実質収支額265万8,009円です。

広域連合が運営主体となり、町では各種届け出、被保険者証の交付などの窓口業務、保険料の徴収を行っています。被保険者は24年3月現在3,013人で、昨年より51名減っています。収納率99.69%です。今後も健全経営に努力されるよう要望しました。

文教厚生常任委員会では全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### ◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、認定第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) 認定第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月10日2時より委員会室において、保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額2億6,145万7,374円、歳出総額2億4,570万279円、実質収支額1,575万7,095円です。一般会計からの繰入金は4,732万1,000円でありました。

6月第2回定例会において、平成26年4月1日、指定管理制度の導入を目指すとの説明がありました。当委員会では、今後のスケジュール、利用者、職員への対応等を質疑し、円滑な移行を要請しました。

文教厚生常任委員会では全員一致で認定することとしましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特別なようですので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、認定第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 認定第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、9月10日午後、委員会室において、保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額12億3,442万3,469円、歳出総額12億2,079万5,059円、実質収支額は1,362万8,410円です。介護給付費準備基金は4,494万7,472円を取り崩し、年度末残高は6,708万6,174円となりました。

介護保険料の当町の今年度の基準額は、年額3万4,400円です。この基準額から所得に応じた負担となります。収納率は99.4%ですが、未納等が83万8,300円あり、収納に努力されるよう要請しました。町の65歳以上の高齢化率は31.40%ですが、さまざまな介護予防サービスを受けることにより、自宅や住みなれたところでの生活がなされています。予防に力を入れるよう要請し、当委員会では全員一致で認定としましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第6、認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) 認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月10日、常任委員会を開催させていただきまして、高橋総務課長の出席を求め、審査を行いました。

歳入の総額は7,394万7,679円、そのうち一般会計からの繰り入れは3,856万3,000円となっております。歳出総額は7,354万852円となりました。実質収支額は40万6,827円、年度末の地域開発基金残高は7,559万7,984円となりました。宅地造成事業につきましては、岡崎岩久保団地7区画が今年度末になっても未販売のままとなっておりますが、価格値引きをした上、販売努力を行っておるといふうなことで総務課長のほうから報告を受けております。また、今後も、使用料の滞納分も徴収努力や維持管理に関するコストの見直しにより、一般会計からの繰り入れの縮減に努めるよう要請をし、総務建設常任委員会といたしましては全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第7、認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) 認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議におきまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました認定第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、9月11日、第1委員会室におきまして、上下水道課長さんの出席を求め、決算、また施策の実績について説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

各事業とも加入者が負担すべき使用料等により事業運営がなされることから、接続率の向

上を図り、新規加入に努めるとともに、公平性の見地からも引き続いて未納者対策にも努め、成果の上がる対策を検討し、実行していく必要があります。

以上を申し添えた上、当委員会といたしましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） 認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月7日の本会議におかれまして、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。

認定第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月11日、第1委員会室におきまして、上下水道課長さんの出席を求め、決算の説明、施策の実績等を説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

簡易水道事業の歳出のほとんどは施設の維持管理費に係る経常的な経費であり、一般会計からの884万円、基金からの250万円、合計1,134万円が繰り入れされております。今後、水道利用の引き続いた未収金対策にも努め、一般会計からの繰入金を減らす努力をするとともに、運営方法の改善等を検討することを当委員会といたしましては申し添えた上、当委員会では全会一致で原案のとおり認定といたしましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第9、認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） 認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定について報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議におかれまして、その審査を総務建設常任委員会へ付託されました認定第9号 平成23年度東吾妻町水道事業決算認定につきましては、9月11日、第1委員会室におきまして、上下水道課長さんの出席を求め、決算の説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

営業収益は、給水人口の減少に伴い、収益は減収の状況であります。使用料未収金は前年度より増加をし、調定額は前年度よりも微増の中では、未収金の率は前年度を上回っております。このような状況から引き続いた未収金の回収対策に努め、財源の確保を図る必要があるという指摘をしております。

また、本管の布設管では、石綿セメント管の更新をやっておりますが、多額の経費を要しているということでもあります。これについては、大変ではありますが、安定的な水の供給や利用者の健康被害を防ぐ観点から、急ぐ必要があるというふうなことを当委員会としても担当課のほうに申しつけてあります。

以上を申し添えた上、当委員会では全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

平成23年度決算認定については、9件すべてが終了いたしました。

ここで会計管理者より発言が求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） お世話になります。

ただいまは平成23年度の各会計の決算を認定いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

審査の過程で議員の皆様並びに監査委員からいただいたご指摘やご意見等につきましては真摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を執行してまいる考えでございます。

引き続きまして皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

#### ◎議案第5号、議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について及び日程第11、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。最初に、議案第5号 東吾妻町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例についての採決を行います。

本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
どうぞ。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。  
討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようでありますので、討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願  
います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第2号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計  
補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立  
願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第3号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特別質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。  
討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願  
います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第7号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ車  
購入）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特別質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。  
自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願  
います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第8号 字区域の変更についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第9号 字区域の廃止についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） ないようですので、討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎陳情書の処理について

○議長（菅谷光重君） 日程第19、陳情書の処理についてを議題といたします。

陳情4号 中学校統合の再検討に関する陳情については、去る9月7日、委員会の付託を省略して審査することに決定しましたので、自由討議から行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） それでは、自由討議をさせていただきます。

先般、東地区の幼・小・中のPTA会長さんが代表で陳情を持ってきていただきました。そういう中でいろいろな経過や状況をお話しして、ここで全議員の皆さんにその内容をお話をしていただいた経過があるわけであります。私も文教厚生常任委員会の一員という立場の中で、今までの学校統合の問題の経過に携わってきた経緯がございます。やはりそのスタートした後に、いろいろちょっとこう考え方が早過ぎたのかなという思いが、私なりに反省の一つとしてあるわけでありますけれども。ただ、こういう状況下の中で、あの陳情書の中身を見ると、撤回というその厳しい文言ではなくて、もう少し詳しい話し合いをしていただきたいんだという願い、確かにどこでどの地区の説明会をきちんとしたのか、その辺の明確さがありませんね。

そういうことを考えるときに、やはり、ああ、確かに知らなかった、そういう父兄もいるし、わからないという父兄もいます。ただ遠いから嫌だという、それだけの理由でない、そ

ここにはいろいろな思いがあるわけでありまして。まして町長さん初めあらゆる場所で聞くと、子供は町の宝だという方が随分おります。私も子供は町の宝だと思っております。そして、この町のどこに住んでも平等にその子供が扱われることが一番よいわけでありまして。しかし、住む場所、場所によっていろいろな思いが、条件というんでしょうか、そういうものがあるということは事実であります。大人の世界でもよく、あんなところに住んでいるからとか、簡単に言いますが、やっぱりそういうところへ住んでいる大人も子供も、それなりの苦勞はしているわけでありまして。そういうことを考えるときには、非常にその思いというのが、私も伝わってくる一員であります。

例えばの話でありますけれども、私は今、岡崎に住んでおります。土地改良を約100ヘクタール行って、非常に景観のいい場所になりました。あらゆるところが見える農山村になったわけでありましてけれども、学校がすぐ前に見えるんです。伊香保の中学校なんです。あそこへ行っちゃだめなんですか、父兄に言われる。非常に辛い思いがします。しかし、合併したからには、一つの学校統合ということも検討の一因であることは間違いないと思います。

ぜひですね、その辺のところを踏まえて町長さんをお願いしたいことは、自由討議でありますけれども、ここにおられますので、お願いをしますけれども、先般の文教厚生常任委員会の中でもお話ししましたけれども、反対する人の数はこうだというような発言もあるので、粘り強くやっていくというお話を聞きましたけれども、どうもその辺のところはまだ執行部の考え方として余りこう何ていうんでしょうか、うまく言えませんが、一部の人で粘り強くやればいけばいいんだよということで過ぎていってしまうのかもしれないけれども、そういうものをぜひとも、まだ間に合うと思うので、ぜひ地域の皆さんに説明をして、合併した後のいわゆるケア、子供のケアが一番重要であります。何かあってから、よく申しわけありませんでしたという偉い方が何人か壇上に立って言いますが、申しわけありませんでしただけでは済まない。何かあっては困る。まして今全国を見ても、いじめの数がこういう多大な数が出ておる状況下であります。ぜひとも短期間に合併するということを考えるのであれば、もっともっと真剣に話し合っただけでケアをしていただかないと、私は困るんではないかと思っております。

そういう観点からすると、ぜひ議員の皆さんにも、この父兄の考えをご理解していただいて、そういう中で今後の進め方をさせていただければありがたい。どうするんでしょうか。いつまでこんなこと言ったら申しわけないですが、時間、議長。

○議長（菅谷光重君） どうぞ続けてください。

○14番（橋爪英夫君）　そういう思いであります。ぜひとも教育委員長さん、教育長さんにもそういうことを理解いただいて、行政の机の上だけの問題でなくて、そういうものを地域と、やっぱり行って話をして、心をつなげていただければ今後の統合問題もいろいろ解決の道が絶対ないということはないと思います。その辺のところをお願いしたいと。

自由討議でありますので、余り、答弁いただくわけではありませんので、以上で終わります。

○議長（菅谷光重君）　自由討議の途中でございますが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午後　零時02分）

---

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　1時00分）

---

○議長（菅谷光重君）　自由討議であります。

どうぞ続けてください。

9番、金澤議員。

○9番（金澤　敏君）　では、私も自由討議に参加させていただきます。

東地区の幼・小・中のPTAの皆さんが出されましたこの中学校統合への再検討に関する陳情であります。私の政治的立場としては、町民が主人公の町政を目指すということや町民の声が届く町政を目指すということで公約にして選挙戦を戦った経過があります。そういう点におきましては、こうやって本当にこういう膨大なアンケートを皆さんに配って、これだけきれいにまとめて提出してきてくれたことに対しては、本当に敬意をあらわしたいと思います。こういうことを皆さんが行っていただいたことによって、本当にその地域の声は私どもの心に届いたんではないかと思っております。

そして、まず私としましては、今、私の手元に9月13日に全員協議会で配られました、企画課が配った後期の総合計画の文書があります。第1章、住民と行政の協働という項目の中

に、情報公開、情報共有の推進という項目がちゃんと載っております。これは町政への住民参加を促進するためには、迅速で正確な情報が提供され、住民と行政とが情報を共有するとともに、住民の声を町政に反映させるための住民参加の機会の拡充が求められる。また、情報を積極的に提供するとともに、幅広い年齢層、分野からの多くの住民が参加できるようパブリックコメントや町政懇談会を初めとした広聴制度を充実させるという、すばらしい内容のことが書かれてあります。

この中学校統合の問題に関しまして、じゃ、それが本当に行われたのか。これ、絵にかいたもちを書いてあるんじゃないかと思われてしまうようなことがありました。特についこの間、7月13日ですね。東地区において、統合に絞って皆さんとの、住民との、保護者との懇談会が行われました、説明会ですね。その中でも住民の皆さんの質問に対して明確な答えをなかなか出さない。情報開示してくれと欲していたものも出さないというような中で、何を根拠にして住民や保護者の皆さんはこの中学校統合を判断したらいいのか。そういうことがわからないのではないかと。私も出席して聞いていた中で思いました。

本当に住民の声が届いていないんだなというのを感じて、それで東地区だけに限ってそうなのかと思っていましたらば、後日、その席に出席した他地区のPTAの方から、PTA会長というような立場で参加していたんだと思うんですけども、いや、びっくりしましたよというような発言を聞きました。もう全然あれですよ、質問に対して答えていないし、聞く耳持たないというような感じでしたよね。これが他地区のその席に参加した方の意見でした。もう一人、別の地区のPTAの方も、私もああいう状況になっているとは全然知りませんでした。もっともっと話し合いが、意思疎通ができるような形で行われるんだと思っていたら、本当に同じことの繰り返しをしているだけだったということに対して失望しましたというような意見もいただきました。やはりこれから本当に町民と行政が協働の町づくりをしていくんだという方向性をちゃんと総合計画でうたっているわけですから、しっかりと情報公開、そして住民参加ができるような形の懇談会やら説明会をしていくべきだと私は思います。

そういう点で、まだこの陳情書のとおり、まだまだ住民理解が得られないまま強引に突き進むことに対しては納得がいかないというのが私の意見です。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

自由討議でございます。

8番、茂木委員。

○8番（茂木恒二君） 自由討議ということなので参加させてもらいますけれども、陳情書のところの陳情の趣旨というのが一番最初に書いてありますけれども、これを読めば、町当局から十分な説明がなされていない現状。これは私も懇談会等、随分出ましたけれども、23年3月に統合審議会の答申が出て、半年後に新聞発表して、11月から通学問題懇談会というところに入っていった。その過程の中で町当局は、統合は既に決定いたしました、決定したんで、具体的個別問題である通学問題に入ってくださいと。ですから、統合の議論はここでは受け付けないという言い方はあれですけれども、そういう議論ではなくて、通学問題に絞ってくださいねという言い方をした。こういう中で、純粹に統合そのものをいろいろな町のほうから説明会がないので、あるいは丁寧な説明がないんで、それについて、そういう状況の中で、まずここのあるのは、陳情の趣旨の中で3つの大きな陳情の柱があるわけなんですけれども、その1つは、統合時期を再検討してくださいと。これは先ほど言ったように、住民に説明していない。説明していない中で、判断材料もないままで、26年4月についていいか悪いか、これ判断しろといっても無理な話。もし判断するとすれば、個人の経験と直感でやるしかない、そういう話になってしまっています。

それから、2番目は、地域住民とのさらなる対話を促進してください。これは、説明会開いていないわけですね。何回やってもかみ合わないというか、納得いくというか、理解できるような合理的な説明がほとんどない。そうすると、ここの2つを見る限りは、主権者の方は住民なんですね。住民の皆さんに丁寧な説明もしない、したがって、統合の是非についても、本当の意味では問うていない。これは民主主義からいえば、民主主義のルールを全然無視していると。当然さっき言ったように、重要な問題を住民に問わないままで進めるということは民主主義のルールに反しているわけなんです。ですから、説明会も、それから統合時期についての丁寧な説明も、これはしごく当たり前、当然の要求なんです。これを守らないことによってこういう陳情ということになってきた。逆に言えば、今回の陳情は、行政の長である町長と、それから議会の代表者である議長に対して出されています。民主主義で当たり前やるべきことをやらなかったがためにこういう陳情になったわけです。ですから、はっきり言うと、恥ずかしい話なんです。当たりのことをやってくださいねということ、やっていないからといって陳情を受けるというのは、もう受ける立場からすれば、私は恥ずべきことだと思う。そういうふうはこの2つは受けとめております。

それから3つ目のところで、議会の場で公平な審議を仰ぐことを陳情いたします、これが3つ目なんですけれども、これは議会に対する、私は要望というか、議員として住民の皆さん

んから突きつけられたなど、議会に厳しい目を注がれたなどというふうに出てきています。というのは、議会はその機能として、もし執行部が暴走した場合はチェック監視するという重要な役割を担わされているわけですね。今見る限りでは、議会もそういうチェック監視機能の役割をほとんど果たしていないんじゃないですかと。それからあとは、学校に関しては条例の改正になりますから、議会は議決権というものを持って、これを審議する権限がある。要するに、町の意味決定機関は議会なんですね。そういう意味でいうと、議会の存在感というのは余りないんじゃないですかと、役割も果たしていませんねということで、この陳情は議会の場で公平な審議を仰ぐことを陳情いたしますという要望は、議会に対する非常に厳しい注文だと私は思っているわけです。当たり前のことをおまえらやってないんだというふうには私は出てきています。

こういう当たり前のことを陳情として出さざるを得ない、そういう現状は、町にとっても、議会にとっても、私は陳情者の方に対して申しわけないというふうには、私は議会人として思っています。こういう当たり前のことを、これから採択、不採択になるわけですけれども、万一不採択になった場合に、私は住民の皆さんにどう説明していいかわかりません。はっきり言うて説明できません。民主主義のルールを守ってくださいねという陳情に対して、それを受け付けないということは、どう考えても説明はできません。

今、私が思っているのはそういうこととさせていただきます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 過日の全員協議会でもいろいろお話をしたんですけれども、きょうは陳情を採択するか、不採択にするか、その判断を求められるわけですので、一応自由討議の場で考え方を申し上げておきたいと思っております。

この陳情については、過日の議員全員協議会において、陳情された方々から説明を受けて、その趣旨、陳情に至るまでのアンケート調査や会員の意思の把握など、そういった過程などについては妥当性があるものと判断しました。特に町長が説明会で対応の不備を認め、謝罪したことは、結果として町の進め方が余り適正でなかったということにつながるものと解釈しています。

だれもがご承知のように、中学校統合の最終決定は議会において学校設置条例を改正しなければなりません。すなわち町が平成26年4月統合に向けていろいろ準備しているようです

けれども、統合予定期日まで1年半しかもうないんだと思いますけれども、そういった状況の中で、いまだにその正式決定がなされていないのが現実です。陳情は、国民に与えられた権利であり、さらに、この町は議会基本条例が制定されており、その中で陳情は町民からの政策提言として位置づけられています。そしてこの陳情は、陳情された皆さんにも確認しましたが、統合時期の再検討と統合規模についても審議して客観的な判断をすることを求めているものと解されます。

今回は、議会において既に最終決定がなされた後ならともかく、少なくとも正式に議決がなされ、最終判断がなされていない段階で陳情書が提出されたわけですから、当然のことながらこれを採択して、議員として陳情内容も考慮し、十分検討した上で統合の時期、さらに規模等について最終判断をすべきだと私は考えています。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議、ほかにないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

11番、須崎議員。

討論につきまして、反対討論ですか、賛成討論ですか、どちらですか。

○11番（須崎幸一君） 反対討論です。

○議長（菅谷光重君） では、反対討論からお願いをいたします。

11番。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） 中学校統合の再検討に関する陳情について、採択に反対とする立場で討論をいたします。

陳情の趣旨として、統合の時期の再検討、そして地域住民とのさらなる対話を促進すること、議会の場で公平な審議を仰ぐこと、この3点であると私は解釈をしております。地域住民とのさらなる対話を促進すること、議会の場で公平な審議を仰ぐこと、このことについては当然賛成できます。統合の時期の再検討についてですが、このことにつきましては、町全体を視野に入れて考慮しなければならないと思います。東地区の保護者からこうした陳情が出ていますが、他地区からの声が正式に聞こえてきませんので、現在の今の段階では、統合

時期の再検討をすることの判断をするには問題があるのではないのでしょうか。ただし、これからの統合の準備の進捗状況によっては、十分見直しをすることも想定されます。

今までの経過を振り返ってみますと、まず町長は、学校統合問題審議会の答申を受けて、昨年の9月に中学校統合について具体的な方針を出しました。次に、通学問題審議会に諮問を行いました。ことし4月からは、平成26年4月統合に向けて、統合準備委員会を発足し、現在、統合に向けて取り組んでおります。この間、議会においても、所管である文教厚生常任委員会を中心にして、真剣に取り組んでいるところです。

そうした状況の中で、昨年から通学問題懇談会が開催され、東地区の保護者の理解と協力が難しくなっていることがこの議会でも問題となっておりました。ことしの2月には、私も含めてですが、東地区の4人の議員が町長に対して説明会の開催を要請してきましたが、なかなか実現できませんでした。ことしの4月以降になって、保護者の方々の要望を受けて、初めて7月13日に統合に関する説明会を東地区の環境改善センターにて開催がされました。出席者は90名以上の方のようでありました。私も出席をしましたが、保護者の多くは町側の説明に納得されずにいたように感じました。そうした中で、今回の議会に対して陳情に至ったのではないかと推測されます。

陳情者の心情は十分に理解できます。しかし、町全体の中学校の教育環境を今以上に整えることと、これから少子化がどんどん進み、子供たちの人数が減少することで起こるさまざまな弊害、特に部活の選択肢が狭められてしまっている現状をとらえた場合には、私は一日も早く統合すべできあると考えます。

今やるべきことは、平成26年4月の統合に向けて最善の努力をすることが未来を担う子供たちのためになるのではないかと思います。私は、統合の準備を着実に進めることと並行して、中学校統合に関する住民説明会を開催して理解と協力を得ることは、今からでも決して遅くないと確信をしております。中学校統合に向けて現在、町執行部が鋭意努力している中で、平成26年4月の統合時期を今この現在において見直すことについては、統合時期を遅延することにつながると考えますので、賛成できません。

よって、この陳情についての趣旨については、本当に十分理解をしておりますが、採択することはできません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（菅谷光重君） 賛成討論の方、どうぞ。

8番、茂木議員。

(8番 茂木恒二君 登壇)

○8番(茂木恒二君) 今、反対の討論がありましたので、賛成の立場からお話しさせていただきます。

今の反対の討論の中で、統合の時期を再検討すると、26年4月の統合時期がおくれるおそれがあるというお話がありましたけれども、ここで頭の中を整理しなくてはいけないのは、純粹に統合そのものを反対とか賛成とか、そういうふうに議論するのと、統合の進め方について議論するのは別の次元の話だというふうに私は思っています。分けて考えるべきだと。言葉の定義の意味からすれば、再検討というのは再検討をした結果、26年4月になる可能性もあるということなんですよ。100%、26年4月がすべて決まったということじゃない。それを再検討するということは、26年4月もあり得る。それに対して議論を行わないということとは、乱暴な話だと私は思います。

それで、いろいろ少子化の中で、全国的に学校の統合の問題というのは議論になっている。恐らくそういう中で、主権者たる住民の皆さんにしっかりした説明をしないで進めている市町村はゼロなはずですよ。恐らく東吾妻町だけだと思う。そういう中で、1つ紹介させていただきますと、千葉県でもこの議論があって、千葉大の名誉教授の方がいろいろ統合に対しての発言をまとめたものがある。これは三輪教授という方のようなんですけども、統合の進め方にはルールがある、住民合意は大原則である、説明会がないまま住民合意は形成できない、一方的に町が専決処分に近い独断をして、それについて合意を形成するということが自体が、そういう場がないのに合意を形成するわけには、できないはずなんです。その中で、まだ続きがあるんですけども、納得いかないまま進めると、住民の中に賛成派と反対派が明確になって、地域に亀裂ができ、後まで問題が残ることになります。

今の現状で見ますと、仮の話ですけども、26年4月を決定したとして、決定すること自体が最終目的ではないはずなんです。要するに、これだけの子供たちが少なくなっていけば、いずれの時期に統合というのはやらざるを得ないと私は考えています。そういう中で、決めたからすべてうまくいくなんていうのはあり得ない。統合した後、住民の皆さんがよく理解して納得していただかなければ、先ほど言ったように亀裂が入るおそれもある。もう一つは、スクールバスという中で、父兄の皆さんの協力が不可欠です。こういう強引な進め方をしたときに、喜んで協力しますという人もいらっしゃるかもしれませんが、こういう進め方の中で、手を挙げて積極的に協力するというのはしづらい面があると。そういう面で、統合というのはこれから毎年起こる問題じゃなくて、何年に一度の大決断なんですよ、住民に

とって地域にとっても。そういう大きな問題をこういう拙速な進め方、失礼、これは私の認識なんですけれども。こういう決め方でいいのか。ですから、純粋にいいか悪いかの議論と進め方の議論ははっきり分けるべきだ。

そういう先ほどの陳情の中で、一言で言えば、民主主義のルールを守ってくださいねということを陳情者は言っているわけですよ。だから統合が賛成だから、進め方は何でもいいと、どうでもいいんだと。民主主義のルールを破ってもでもいいんだと、こういうことをもし議会が認めたら、議員の立場で言うのもちょっと問題なんですけれども、議会は役割を果たしていない。機能を発揮していない。極論を言えば議会不要論にもつながってくるというふうには私は思います。そういう意味からも、この陳情は採択すべきだと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 反対討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 賛成討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに討論ないようでありますので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。陳情4号 中学校統合の再検討に関する陳情についてを採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立、7番、8番、5番、13番、14番、12番、9番——再確認をいたします、すみません。議席順に申し上げます。5番、7番、8番、9番、12番、13番、14番、起立多数。

したがって、本件は採択をすることに決定をいたしました。

---

#### ◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（菅谷光重君） 日程第20、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

平成23年請願6号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書については、平成23年第4回定例会において、文教厚生常任委員会にその審査が付託され、本定例会までの閉会中の継続審査となった事件であります。

その審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、ご報告申し上げます。

文教厚生常任委員会では、子育て新システムの請願を審査しました。

当町の子育て支援、保育園、幼稚園のあり方は、検討が始まりました。原町保育所、大戸保育所、岩島保育所とも老朽化して雨漏りがする現状です。新システムを研究するとともに、当町にとって最もよい施設は、施設配置はどうかを調査研究することとし、喫緊のこの保育園の課題に調査を続けることとして、趣旨採択としました。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) ないようですので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番です。

起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定をいたしました。

陳情1号、陳情2号及び陳情3号については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、陳情1号並びに陳情2号、陳情3号と、続けて報告をさせていただきます。

陳情1号につきましては、「緊急事態基本法」の早期制定を定める意見書提出を求める陳情についてをご報告といたします。

去る9月7日の本会議で総務建設常任委員会にその審査を付託されました陳情1号「緊急事態基本法」の早期制定を定める意見書提出を求める陳情について、第1委員会室において審査を行いました。

利根郡昭和村の新井氏が陳情者の説明員として出席があり、説明を受けた後、常任委員会では慎重審査を行いました。

当委員会では、継続と趣旨採択という二通りの意見が出ましたが、採決の結果、趣旨採択のほうが多く、当委員会では趣旨採択と決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

陳情2号について報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議で総務建設常任委員会にその審査を付託されました陳情2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について、第1委員会室において陳情者の国土交通労働組合関東建設支部群馬県協議会の事務局長の野木村氏と幹事の三田氏2名が説明員として出席がありました。出席の説明員から説明を受けた後、常任委員会では慎重審査を行った結果、この陳情は平成22年9月議会に同じ内容の陳情がこの町に出されており、当町といたしましては、当時の9月議会で審査した結果、趣旨採択という結果が出ている状況であります。なおかつ今回出されるまでに2年間が経過したわけではありますが、この間に地方整備局の事務所、出張所等が閉鎖になったり、例えば趣旨採択の状況において支障があったかという質問がありましたが、一応、事務所だとか出張所は閉鎖はないと。ただし、1つの河川が閉鎖になり、違う河川のところが兼務で見えるような状況のところは一部出ると。そのかわり、浅間山系のところに新しい出張所が新たにできたというふうなことで、余りこの今回の陳情については、そんなにあれはないんだという説明を受けております。

そういった観点からして、当委員会としては全会一致で趣旨採択というふうな方向が出ましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

陳情3号について説明を申し上げます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採

択についてを報告とさせていただきます。

去る9月7日の本会議で総務建設常任委員会にその審査を付託されました陳情3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、当委員会では慎重審査を行いました。

この陳情3号については、説明員の出席はございませんでした。

この陳情は、地球温暖化対策のための税が本年度10月に導入されるとともに、23年12月10日閣議決定をされ、全国森林環境税が化石燃料にかけられ、その一部が各自治体へ普通交付税として受けられるようであります。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致で採択と決しました。本会議におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論もないようですので、討論なしと認めます。

最初に、陳情1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番です。

起立多数。

したがって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定をしました。

次に、陳情2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情についての採決を行い

ます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての採決を行います。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第21、発委第1号 意見書の提出について(地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書)を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) それでは、陳情3号の採択に伴って、意見書の提出の趣旨説明を行わせていただきます。

発委第1号 意見書の提出については、皆様のお手元に文書が配付されてあるかと思いますが、先ほどの陳情の報告の中で、これがもう既にこの10月から導入をされて税金が課せられると。その税金が今度は地方の自治体へ一般交付税として還付になると。これはその、特にこの東吾妻町、吾妻地方は特に自治体の面積がほとんどが山林を占めると。そういった観点から、山林の面積に応じて一般交付税として還元をしてほしいというふうな意見書の提出であります。

提出先につきましては、平成24年9月18日、群馬県東吾妻町議会として、あて先については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてというふうなことでお世話になりたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

#### ◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第22、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いをいたします。

初めに、総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、文教厚生常任委員会、閉会中の審査について報告いたします。

去る7月27日午後1時より閉会中の審査をいたしました。給食センターの建設について、6月議会で報告を受けたことに対し、矢倉の小学校跡地が適地なのか、現地調査並びにほかの候補地を視察し、委員会室にて議論しました。上野の町有地、また(仮称)吾妻大橋下の2カ所とも不向き。原町小内では工場扱いとなるため、また校庭をなるべく広くとりたいということ等で現状となりました。建設については引き続き調査研究をすることとしました。

去る8月29日水曜日午前11時50分に出発し、嬭恋村教育委員会に視察に行きました。嬭恋村では、2つの中学校を1校にし、本年4月に開校しました。開校までの道のりと問題点、開校してからの様子を聞きました。開校2年半前に村内各地をくまなく村長が出かけていき、教育施設再編について理解を求めたということです。教育委員会と企画課で住民説明会を各地で開催し、幼・小・中の教育施設再編の基本方針を示し、その中には、児童・生徒の年次変動、学校経営の中で教員数を確保でき、効果的、弾力的な学校経営ができること。スクールバスを基本とし、その他も配慮すること等を説明し、住民との意見交換を1カ所につき数回にわたって行ったということです。当初の計画では、平成23年に統合となっていました。実際には1年延び、平成24年の本年になりました。統合前に生徒の交流をもう少しすればよかったということを知りました。よかった点ばかりでなく、問題点まで話して下さった嬭恋村教育委員会には感謝します。本町は、町村合併があったり、地形的にも条件は違いますが、勉強になりました。この視察の後、3時半より給食センターのプロポーザル結果について質疑し、中学統合準備分科会の進捗状況の報告を受け、協議しました。

以上、閉会中の審査をご報告申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 議会運営委員会。

議会運営委員長。

(議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇)

○議会運営委員長(橋爪英夫君) それでは、閉会中の議会運営委員会について報告をいたします。

7月17日でありますけれども、午後、吉岡町の議会へ議会運営委員会視察ということで実施いたしました。今、吉岡町は群馬県でも人口が黙っていてどんどんふえる町ということで

あるようであります。そんな吉岡町に視察に行ってきたわけでありましたが、南雲議会運営委員長さんほか各委員さんに出席を願い、当町も議会運営委員会の委員全員、それと企画課長、総務課長に同席をいただき、局長とともに行って来たわけでありまして。

研修の内容については、予算・決算特別委員会の設置について勉強してきたわけでありましてけれども、いろいろ意見交換を交わす中で、やはり当町もこれから議会の予算・決算特別委員会を設置したほうがいだろうという前提のもと、勉強をしてみました。吉岡町の議員さんからも、つくったほうがいいよということで内容を聞いてきたわけでありましてけれども、ただ、その結論として、議会運営委員会ではもう少し研さんして行すべきということで、7月24日に議会運営委員会を開いて審議をした結果がそういう状況であります。また今後、その内容について審議を重ねていきたいということで、今の現状は調査検討を進めるという状況でありますので、報告を申し上げて報告にさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。  
委員長。

（行財政改革推進特別委員会 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、9月議会での行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

去る9月12日、委員会室において町長、副町長並びに総務課長、企画課長出席のもと、行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。

まず、総務課長より、6月議会中の当委員会で9月議会には示せるとのことであった人材育成基本計画が提出され、説明がありました。内容といたしましては、これからの職員は、社会情勢の変化に対応できる体質や厳しい財政状況のもとでの意欲と能力を有する人材が求められていること、能力開発については、求められる職員像を明確にし、その養成のための仕組みづくり、そして評価制度の構築が求められているとしておりました。質疑、応答の中でも、この人事評価制度については一定の時間が割かれましたが、以前、導入を目指したが挫折した経過の説明もあり、今後は、そのときの反省のもとに、係単位で職員に制度を理解してもらいながら慎重に進めて構築を目指していきたいとのことでありました。

人材育成施策では、全体的には職場研修や職場外研修なども、公務員間だけにとどまる内

容でしたが、意見としまして異業種として民間での研修を取り入れるようにとの意見も出されております。職員適正化計画では、6月議会中の当委員会で適正数を決めた合理的根拠とは何かとの疑問が出されていましたが、今回の当委員会で、今の段階では類似団体との比較でしか判断がしようがないとの報告がありました。当委員会としては、おおむね基本的な方向性を了承いたしました。

次に、6月議会で説明があった給食センターの選定について質疑を行いました。その中で多数の委員から、多くの疑念や疑問、さらに議会への説明不足及びその進め方への疑念が出されております。内容といたしましては、選定過程が不透明なことや半永久的な施設をつくる施策に対して実質2回の、施設部会審議と行革本部の1回の審議で決定されたことについて、もっと総合的、長期的展望に立っての検討を求め、さらに議会制民主主義として、このような議会が了承も了解もしていないままどんどん進めるやり方は、事実上、専決処分であり、引き返せないほど進めてから条例改正の上程は、専決処分の事後承諾、承認と変わらないとの強い意見が出されました。部会は、旧岩島第一小跡地に決めた結果の検証も、妥当性も、当日の議論からは判断できないとの意見も出されております。総合的、結論的にはこのような意見が大勢を占めたことから、当委員会としましては、委員会としての調査研究及び審議時間の保証を求めると執行部の強引な進め方に対し、反省を求めるとともに、給食センター建設場所の県との協議を含めて再検討を行うことを求めて委員会議決をいたしました。結果は賛成多数で、当委員会の強い意思を執行部側に要請、要望をいたしました。

続いて、施設、組織両部会の6月以降の協議内容の説明があり、質疑ではこども園のことが何度か協議されていることなので、詳しく説明を求めましたが、このことに対しても新しい内容はないとのことでした。庁舎建設計画も借地が多いことから、今の時点では進んでいないとの説明があり、複合施設の説明もあつたのでありますが、これも庁舎建設との兼ね合いということで、具体的なものが出てきていない関係上、議題に今後取り上げていくということを決めました。ほかには、温泉施設の取り組み等が出されましたが、このことに関しても内容的にはきょうここで報告できる内容はありません。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 委員会報告の途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を2時15分といたします。

（午後 2時01分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 2時15分）

---

○議長（菅谷光重君） 次に、議会広報対策特別委員会。  
委員長。

（議会広報対策特別委員長 須崎幸一君 登壇）

○議会広報対策特別委員長（須崎幸一君） 議会広報対策特別委員会の報告をさせていただきます。

第76回町村議会全国広報研修会参加報告でございます。

去る7月30日、31日に開催されました第76回町村議会全国広報研修会についてでございますが、この研修は委員会として2年に一度参加をしている全国研修会であります。北は北海道から南は沖縄まで46都道府県の145町村が参加し、600名を超える参加者のもとに実施されました。

第1日目は13時から17時まで、東京砂防会館別館会議室にて全体研修を行いました。内容でございますけれども、3人の講師によるもので、田村仁氏よる、「伝わる！分かりやすい文章を書く」、次に、「広報紙におけるレイアウト表現の基本について」、長岡光弘氏より、そして、「写真の撮り方」と題して池田陽子氏よりのものでした。

2日目は9時から12時まで、議会広報クリニックについて、4つの分科会に分かれて行われました。私たちは、全国町村議員会館2階会議室にて、吉村潔氏を講師とする第4分科会に参加をいたしました。広報の他町村との広報紙をクリニックする中で、広報紙の比較ができたことや基本的な部分でふだんの編集作業のやり方の再確認ができたことが大変役に立ったと感じました。

以上で委員会報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、東日本大震災復興対策特別委員会。  
委員長。

（東日本大震災復興対策特別委員長 須崎幸一君 登壇）

○東日本大震災復興対策特別委員長（須崎幸一君） 東日本大震災復興対策特別委員会報告をさせていただきます。

9月定例会中の9月12日に中澤町長及び渡辺副町長、本多町民課長、丸山産業課長、角田教育課長の出席をいただき、委員会を開催しました。

最初に、本多町民課長を含め3人の課長より、その後、副町長に資料の説明を受けた後、根津委員より資料提供と説明をしてもらいました。資料説明ですが、町民課では、東吾妻町古谷集落詳細調査結果概要について、東吾妻町放射線測定について、広域処理に伴う放射線測定について、吾妻バイオパワーの現状報告についての説明がありました。

次に、産業課長より、東京電力への損害賠償について、米、大豆、ソバの安全検査について、それから放射性物質検査についてありました。

続いて、教育課長より、管内幼稚園、小学校、中学校の空間線量測定結果について、学校給食、提供食及び食材の放射性物質検査についての報告がありました。

それから、副町長より、上下水道課の資料について、水道水、下水道汚泥、汚泥肥料、農業集落排水のものでございますが、放射性物質の測定結果、汚泥処理方法、今後の処分方針、東京電力への賠償金請求、入金状況について説明を受けました。

根津委員より、林内のシイタケの集荷不能になった資料写真やJ Aあがつまの東電賠償金請求の一覧表、また岩島中学校施設内の独自に調査した放射線量調査結果について資料説明を受けました。

説明の後に各委員より質疑及び意見交換を行いました。委員の意見や町側の回答説明を集約しますと、まず吾妻バイオパワーの現状報告についての関係質疑が多く出されたようでございます。地域住民に対して、低周波による問題は原因が特定できたのであれば改善、検討すべきである。また、燃料の木質チップに町内林地残材の活用等はどうなっているのか。地元自治体として試験数値を報告する取り決めがあるのか等、このような質問に対して林地残材の活用方法はコストに問題があり、なかなか利用が進んでいないのが現状であるとのこと。また、吾妻バイオパワーについては、電気事業法に基づいて群馬県に検査結果等の報告をすることが基本であるとの説明でございました。また、今後発電燃料として、木質チップの代用として産業廃棄物である食品残さの茶がら、コーヒーかすの利用を検討したいとの報告もありました。

吾妻バイオパワーの現状報告についての関係質疑は以上のようなことが出されました。

次に、放射性物質の測定結果についてでございますが、全体的に低い数値になってきてい

ますが、セシウム134は二、三年たてば半減期となり、半減期が進んだので数値が下がったとの認識を持つべきとの考えが意見として委員から出されました。また、モニタリングポストの数値が下がった理由として、現実的に自然に下がったように思われるが、除草したり、土を入れかえたりしたからであるとの意見に対し、町ではどのような数値になるか、その変化の調査をしているものであるとの説明でした。

次に、農産物の規制についてですが、12月1日より野菜が100ベクレル以下であるが、シイタケは50ベクレル以下でなければ出荷できなくなるとの情報が出されました。

東電賠償請求については、国・県の関係機関に現状調査、把握してつなげて、早く支払いができるようにしてほしいとの意見でありました。

学校施設の除染については、夏休みを利用しての作業が十分にできなかったのではないかと意見もありました。

最後に、学校、保育園等については、面的にも徹底的に除染をやる意思が町側にあるのかとの質問に対し、町長は、今後実施していきたいとの考えを示しました。

以上、たくさんの意見や質疑が出されました。今後も委員会として調査研究を続けていきたいと思えます。

以上で委員会報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件については、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

---

### ◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第23、町政一般質問を行います。

---

◇ 山 田 信 行 君

○議長（菅谷光重君） 5番議員、山田信行議員。

（5番 山田信行君 登壇）

○5番（山田信行君） それでは、議長に許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

内容的には、2つ掲げさせていただきました。自然エネルギー活用について、また公会計制度改革についてと、2つの質問をさせていただきます。

我が国は、今、大きな環境の変化に直面している。人口構造の大きな変化、経済の空洞化、またそんな中、昨年の福島第一原発の事故を受け、エネルギーの選択肢もかなりの制約を受けているようです。人口構造も逆ピラミッド型になってきている今、原因の少子高齢化は大都市よりも地方、地方よりも山間部にと、まして郡部にかなりの影響を与えているということでございます。行政も財政が厳しい中、新しい収益構造を見つけ、すぐにでもアクションを起こさなければいけないというふうに感じています。

エネルギー源についても、我が国はほぼ100%海外より輸入依存している現状であります。エネルギーを自前でということ、原子力発電事故以来、かなりナーバスになっており、原子力発電を使わないという考え方が多くなりました。政府も2030年までに原発廃止ということで、大きくかじを切り始めました。また、我が国が国際公約として掲げている2020年までに1990年度比2.5%削減という京都議定書の内容は守られていくのでしょうか。また、地球温暖化対策費のための税、FAQもスタートしているようです。また、我が国が直面している課題はすべて地方にも大きく影響を与える中、このようなとき、身近な資源をもう一度見直し、その自然の力を生かしていかなければならないというふうに感じています。自然環境と自然エネルギーという地域独自の再生可能エネルギーを再発見し、仕事を生み出し、地域社会、地域経済の構築をもしていかなければならないというふうに考えています。

国も再生可能エネルギーの固定買取価格、FITが7月にスタートしました。1キロワット35円70銭という価格を明確にしております。また、分水型発電の取り組みも構築しつつ、今、さまざまな企業、そして業種、行政関係も独自の制度を築き、動き始めています。資源エネルギー庁では固定買い取り20年と決めました。制度導入後1カ月が過ぎ、総出力56万7,000キロワットとなっているそうです。ちなみに、東京電力管内家庭では月300キロワッ

トを利用するというデータも公表されました。また、政府は、本年度見込んでいる25万キロワット再生可能エネルギーに依存していくという方向を打ち出しました。

当町でも地域に存在する再生可能エネルギーを地域の低炭素化、また積極的に推進し、当町としての独自性を加味して力を注いでいかなければいけないというふうに思います。また、再生可能エネルギーの発電とは、川の流れや落差を利用し発電する小水力発電、自然環境に優しくCO<sub>2</sub>も排出しない、まさにすばらしい、コストもかからず、再生可能エネルギーということであります。またほかにも、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、地熱発電及びバイオマス発電等々、いろいろな自然エネルギーがございます。また、群馬県では日照時間が長く、太陽光に適している地域ということも発表されました。

3つの大きなアピールを町長に求めたいと思いますが、地域の資源を活用（エネルギーの地産地消）、また限りない自然の資源、豊かな恵み、クリーンなエネルギー、CO<sub>2</sub>を排出しないという3つの大きな柱があると思います。また、9月7日にも吾妻県民局の主催によります地方自治講座がありました。上石洋一さん、県の企画部科学技術振興室長が再生可能エネルギーの取り組みについて、事例、導入を説明していただきました。全国的にも地域の方々が参加されているというお話でございます。現在、政府、行政主催による自然エネルギー問題の説明シンポジウム、研究会が開催されていますが、まちとしてどのように情報収集、対応しているか、お話を聞きたいと思います。

次に、公会計制度改革についてお尋ねいたします。

私は、議員となり、いろいろな方々に1年間支えてられました。そんな中どうしても理解しにくい財政のことが気にかかります。現在、自治のほとんどが単式簿記の考え方ですが、内容は現金主義制度がネックかと思われまます。単純ではあるようですが、後を追えない、結果が見にくい、恐らく町報、議会だより等々でも予算が多く載っておりますが、町民の皆さんはなかなか理解し得ないのではないかというふうに思っているところです。もちろん行政は利益、また収益を目的としないことは十分承知をしております。

そこで町長に、地方公会計制度改革について、改めてお訪ねをしたいと思います。

国や地方自治体の財政問題が年々深刻になる中、国や地方財政の会計は予算中心の現金主義、単式簿記に基づく会計を行っているようですが、好ましくないというふうに認識をしております。単式簿記は、現金を基準にして考え、お金の増減を記録し、最後に幾ら残ったかを確認するだけだというふうに思います。それですと、お金がふえたり減ったりした原因がわからないということになり、端的に言うと、フロー、流れ、また財政、ストックといいま

すけれども、増減の連動はしない、そんな形でとらえています。まさにこの単式簿記というのは家計簿のような感覚だというふうに思っているところです。

すぐにでも合理的な改革を望むところでございますが、近年、都道府県も地方財政改革が進みつつある中、地方公共団体においては、企業会計の仕組みを参考とした新公会計制度が導入されているようです。総務省様式バランスシートの作成基準も定められました。新制度の地方公共団体は、財務書類の内容は発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産支払計算書、4つの標準形が定められているというふうに聞いています。ぜひ今後、現金主義からの脱出、複式簿記、発生主義を考えていければというふうに、早急に求めるものでございます。

議席に戻り、再度質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の自然エネルギーの活用につきましては、ほとんどを輸入に頼っている石油などの化石燃料に頼らない、二酸化炭素の増加のない再生可能なエネルギー導入への促進、拡大が図られております。平成24年7月1日から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギーの固定買取制度が始まり、これにより設備投資などコストの改修が見込めるようになり、特にメガソーラー発電事業への企業の参入が進んでおります。また、独自に事業展開をする自治体も見られます。

当町においても、住宅用太陽光発電システム設置補助を平成21年10月より開始をしておりますが、補助件数は平成23年度は32件、平成24年度は既に29件の申請がございまして、引き続き内容の補充など、推進をしまいたいと考えております。また、平成23年度には岡崎地区におきまして、木質チップを燃料とするバイオマス発電所が稼働しております。昨年実施いたしました箱島地区の鳴沢川の小水力発電可能性調査でも、可能であるとの調査結果も出ております。新エネルギーは、二酸化炭素を増加させない、環境に優しい再生可能なエネルギーですので、今後も町の自然形態を利用した小水力発電施設の設置可能な適地があるのか、また町が所有しております公共施設についても、太陽光発電施設の設置が可能かどうか、未利用の町有地を有効活用できるかも含め検討しております。

なお、議員お尋ねの政府機関主催による自然エネルギー問題の説明会等につきましては、参加はしていませんけれども、情報収集には今後も努めてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の公会計制度改革についてですが、地方自治体の会計は、会計年度独立の原則に基づいており、当該会計年度の支出は、当該会計年度の収入で賄うものとされております。現金主義と言われるこの方式は、1会計年度の収支を把握しやすく、文字どおり現金の動きを管理するには適した方法であります。しかし、この方式では、支出が将来どのように影響するのかが不透明であり、自治体が所有する資産並びに将来負担となる負債などのストック情報や行政コストを把握しづらいという課題が指摘されておりました。そのため総務省では、新しい公会計制度の検討を始め、平成18年8月に、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を示し、発生主義、複式簿記の考えを取り入れた財務諸表を作成し、平成21年度までに公表することが要請されました。

これらのことを踏まえ、東吾妻町においても、総務省方式改定モデルに基づいた財務諸表4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し、平成20年度から平成22年度決算に基づく財務諸表を町ホームページに公表しております。

なお、財務諸表の公表時期については、決算期に合わせた早期の対応が望ましいとされておりますけれども、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の連結対象法人との調整が必要であるため、財務諸表の完成が翌年度末になってしまっている状況であります。今後は、連結対象法人との連携を図り、財務諸表作成システムなどの活用を視野に入れ、決算期に合わせて議会報告ができるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） ただいま町長が答弁の中で、十分な自然活用、前向きに考えていただいていることは大変うれしく思っているところです。

東吾妻町にはかなりの水、また太陽も十分あると思いますので、積極的に進めていただければというふうに思っています。

また、政府機関各地で開催されております再生可能エネルギー会議がかなりあちこちで行われていますけれども、今、答弁の中では、参加はしていないというお話ですけれども、代表的なのがことし行われました全国小水力サミット in 黒部というのがありました。全国から960名近くの自治体の方がお集まりをいただいたということで、吾妻郡下の市町村の方も

行って勉強されたということなので、その辺はもうちょっとですね、情報収集も大事だと思いますけれども、直接いろいろお話を聞いていただいて、結果を出していただければというふうに思っているところです。

また、みずからですね、これだけの再生可能エネルギーがあるわけですから、他町村よりも先に我が町のアピールというのがかなり必要かなというふうに思っていますので、今後よろしくお願いをしたいと思います。

また次の質問の中で、総務省が改めて結果を出した、平成18年度にスタートしまして、東京都なんかはいち早く複式簿記を採用して、数字に見ますと230億円の予算が削減されたということでございます。またこれにかかわる費用、また日数、大変な努力が必要だというふうに思っておりますけれども、速やかに関係機関とで相談をして、貸借対照表、行政コスト、その他もろもろの4つのバランスシートを含めて発表を早目にさせていただければというふうに思っているところです。明確にし、それを次の予算に反映できるということが何よりも大事かなと思いますので、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自然活用の点でございますけれども、高崎経済大学の西野教授が話しておりました。中山間地域の自治体は、人口も少なく、そして企業、工場等の施設も少なく、今後はその中山間地域の特色であります自然の資源、そして自然エネルギー等を活用して、将来的に安定した財源が得られるようなものを行っていかねばならないというふうなお話もしておりました。1つが森林の機能を活用したカーボンオフセット制度のようなものも考えられますし、また小水力発電等も考えられるわけでございます。県の事業でお金をいただいて調査をいたしました鳴沢川の調査につきましても、大変よい結果が出ておるというふうなことでございまして、今後は地元の皆さんと協議を重ねながら、これを前向きに進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、公会計制度につきましては、東京都や岐阜県などの先進的な自治体が既に公会計制度を実施をしているところでございますけれども、これにつきましても、総務省のモデルや東京都、岐阜県のモデルなどもあるわけでございますけれども、そういうものを参考といたしまして、今後この制度の確立に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 最後に確認なのですが、経済の問題、また複式簿記の導入についてなんですけれども、町民の目線から見て、バランスシートがしっかり町民に知らせられるという事は、かなりの理解を得られるというふうに思っています。借金は借金、また当町も資産があるわけですから、その辺のバランスシートをしっかりと町民に知らせれば、理解を得られるというふうに思っております。

また、最後に、いろいろの考え方がありますがけれども、経済はケインズ理論という言葉がありますけれども、一度その辺を精査していただいて、行政に反映できればというふうに思っているところです。

以上、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長、コメントを。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員から、大変よいご提言等をいただきました。今後、その内容につきまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で山田信行議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 根 津 光 儀 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、根津光儀議員。

（3番 根津光儀君 登壇）

○3番（根津光儀君） 議長のお許しをいただきまして、発言いたします。

町長に質問いたします。

初めに、地球緑化センターによる緑のふるさと協力隊の受け入れについて伺います。

私が緑のふるさと協力隊というのを初めて知ったのは、昨年の秋、中之条町、高山村、東吾妻町、3町観光ボランティアガイドの会主催による歴史ツアーに参加したときでした。圧倒的に団塊世代の参加者が多い中に、うら若き女性がいましたので、歴女かなと思って声をかけてみました。その会話の中で、その女性が大学を休学し、NPOから派遣され、高山村に常駐していること。その日は休日なので、吾妻の歴史を勉強したいとみずから参加したことを知りました。その後、高山村役場を訪れ、特定非営利活動法人地球緑化センターについて、緑のふるさと協力隊について教えていただきました。派遣されている2名の隊員ともお話をしました。隊員たちの質の高さと旺盛な好奇心、活動の幅広さに感動いたしました。私

が一番感動したこと、それは自分たちの活動を自分たちで計画、管理しているということです。聞いてみると、実に幅広く活動していて、農作業の手伝い、商工観光イベント、地域のお祭りや民俗芸能、老人クラブのお手伝いやお年寄りへの声かけ、学校行事など、23年度で受け入れ2年目でしたが、村の人たちから頼りにされる存在ということでした。

我が町にもこのような人材の派遣が受けられればなど、心底感じましたので、役場の事務方へお話ししました。6月定例会の一般質問で、緑のふるさと協力隊事業を導入できないかと質問いたしましたら、前向きに検討中ということでした。

そこで、具体的にお聞きします。

1つとして、その後の調査研究はどこまで進んでいますか。

第2番目、現在の検討状況で、25年度予算に盛り込むことができそうですか。

3つ目に、この事業を導入するとして、どのようなことが期待できるでしょうか。

さて、次に、文化財保護と仏像盗難対策について伺います。

仏像盗難騒動が8月31日付上毛新聞に掲載されました。読んでみれば、舞台は我が東吾妻町であり、お祭りのたびに私が拝んでいたお薬師様も含まれていたようです。具体的にお伺いします。

県指定文化財、行沢の馬頭観音立像が安置されているお堂や、指定外ですが、集落管理のお堂などが盗難被害に遭ったことについて、どうお考えでしょうか。

2つ目、国・県・町による指定文化財とそれ以外のものがありますが、その価値について、どのような隔たりがあるとお考えでしょうか。

3つ目、文化財保護や盗難対策の一助として、無指定のものについても、所有者や管理者の協力を得てデジタル写真を撮影してもらい、データを町で保管することを提唱いたします。

4つ目、町指定岩櫃城跡の遺構が本年8月に一部毀損されたことについての対応と、今後の保護対策について伺います。

史跡を保護していくためには、積極的な利用が必要と考えます。いかがお考えでしょうか。

この後は、自席に戻って質問させていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の緑のふるさと協力隊事業の導入ですが、第2回定例会の一般質問で議員から、町

おこしのお手伝いをさせていただいたり、それから地域の方、特に高齢者の方の声かけなど、あるいはゲートボールのおつき合い、グラウンドゴルフのおつき合いというような形で、若い息吹を吹き込んでいただければ、医療費の節約にもなる、町も活性化するのではないかと思いますというご質問をいただきました。

その後、地域緑化センターへ資料請求を行い、緑のふるさと協力隊とは、費用は、活動分野はなどを確認させていただいた後に、既に3年前から受け入れを行っております高山村の担当者と高山村第1期ふるさと協力隊員、現在は総務省の地域おこし協力隊員として活動をされている方からもお話を伺ってまいりました。お話を伺った中で、農業の手伝いばかりをさせて、NPOや隊員からクレームがあったことなど、問題点もあったそうですが、3年目を迎え、定着してきているようです。中でも、第1期の隊員が高山村が好きで、みずから総務省の地域おこし協力隊員の事業を見つけてきて、そのまま残って活動しています。その中で、新しい隊員の助言も行っているとのことでした。

農山村に大きな関心を抱いている若者に、農山村に出向いて農山村が必要としているさまざまな分野において力いっぱい仕事を手伝い、汗を流し、住民らの暮らしを通じて自分の人間性を高めたいという考えの若者が地元では気づかない魅力を感じ、それを全国へ発信して、住民へも刺激を与え、町の活性化につながると思います。派遣される隊員は、1週間程度の研修を受けてまいりますが、専門的な知識や資格は要求されていないので、隊員と町で協力し合って事業を進めていくこととなります。この町にとっても、派遣される隊員にとっても、お互いがよい刺激を受け、大いに発展できることを期待したいと思います。農業、林業、畜産業を手伝う、施設運営を手伝う、地域行事、イベントを手伝う、集落、地域協力活動など、緑のふるさと協力隊の活動分野は多岐にわたっております。

今後は、東吾妻町として、緑のふるさと協力隊の受け入れを前提としまして、町内各課で何ができるか、何を期待するか、具体的に検討を行う所存でございます。目標として、平成25年予算化を当然見据えております。

2件目の文化財保護と仏像盗難対策についてですが、最近の仏像等の盗難被害につきましては、まことに残念なこととなっております。議員が言われた県指定、行沢馬頭観音立像については、所有者である区による盗難予防がなされており、盗難に遭ってはおりませんが、お堂の中の木仏像が1体被害を受けました。これらの仏像等の盗難被害については、近年増加していることは事実であり、残念なことではあります。文化財の保存と管理につきましては、あくまでも所有者、管理者がこれを管理することが大原則であります。文化財保護法、

群馬県の文化財保護条例においても明記されております。国・県・町の指定文化財においても注意喚起を促し、防犯上の指導助言を行うことが行政の役割と思われれます。指定文化財以外の文化財と思われるものについても、所有者、管理者が区や集落管理、個人所有等がありますが、あくまでも所有者、管理者の責任において管理されるものと考えております。

また、町指定史跡であります岩櫃城跡の遺構の一部破損につきましては、破損事故発生から現在までの経過でございますが、本年8月21日、市民団体から町教育委員会に対し、岩櫃城跡の北西部に位置する堀及び土類の一部が壊されているとの通報を受けました。通報を受け、直ちに担当職員が現地を確認するとともに、県文化財保護課に連絡を行いました。

このことについては、森林管理署管内の伐採事業によって、重機による破損とわかり、22日に発見者、町教育委員会担当者、町産業課担当者及び事業者である森林管理署職員によって現地確認を行いました。また、23日に県文化財保護課に対して、破損届を速やかに提出いたしました。県文化財保護課からは、9月19日に文化財保護課、町教育委員会、森林管理署の三者において協議を行い、原状復帰をする予定でおります。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 一番最初の緑のふるさと協力隊については、積極的に取り組んで、そして予算化していくというふうを受け取りました。

それで1つお願いしたいことがあります。外からこちらへ来てくださる若い人たちに対して、ぜひこの町を好きになってもらえるような、そういったことをプログラムとしてひとつ町でも考えていただきたい。

それからもう一つは、今、町長がおっしゃっていましたが、各課にわたってと、協議してということを書いていましたけれども、とにかく縦割りが、私も議会でおつき合いますようになって感じます。そういったことの弊害を取り去るためにも、こういった人たちを取り入れていくのはいいことだと思いますので、そういったことを、取り入れる側としての一つの目標にもしていただきたいと思います。

また、これに続く事業として、地域おこし協力隊という別の総務省の仕組みもあるようでございます。その辺については、佐藤議員がこの後の質問で触れると思いますけれども、よろしく願いいたします。

縦割りをなくし、横の連携をとるということをひとつよろしく願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの件でございますけれども、町の状況等を十分に若者に説明をして、そしてまた組織横断的にこの事業に対して取り組んでいくということが必要であるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、仏像盗難のことですけれども、非常に残念だというふうに町長も今語ってくれましたが、その仏像であるとかお堂、そういったものは地域の人たちが本当にボランティア精神で一生懸命守っていてくれるものです。そういう方たちに感謝しなければならないという一面もあると思う。町長は、指導啓発はするけれども、責任は個々ですという言い方をなさいましたけれども、町長にそういうふうに言われるまでもなく、本当に地域のボランティア精神で、個々で管理し、個々で守ってきているんです。しかしながら、秘仏と言われる仏像は、戸をあけることさえも許されない。私の住む郷原地区にありますお薬師様は、12年に一度しかあけられない。そして、気づくのがおくれてしまうこともあるかもしれません。また反対に、三十三番札所ですか、観音様の。郡内にありますけれども、私の地区にある生馬観音像は、これはすべて皆さんに、観音様に会っていただいて、そして拝んでいただいて、お念仏を唱えてもらうために戸があいています。手を伸ばせば届くところにあるわけなんです。

そういう特性がある以上、個々で管理しようとしても、管理は無論するんですけれども、限界が当然あるんです。何かあったとき、有事のときに頼りになるもの、それはやはりこの時代ですと、デジタル写真化しておくことだと思うんです。地域が無論持って、それを例えばお堂を守っている方、それから地区の方がそれをデータとして持つ、写真として持つということは無論、当然ですけれども、それらの蓄積、あそこのお堂、ここのお堂、希望者のものだけでもいいですから、それをデータとして預かってほしい。例えば撮った写真をメールで送ってもらえれば、それをパソコン上のファイル、フォルダーに置くだけでいいわけですから、お金は、こういうと何ですが、ほとんど出費しないで済むということですから、ぜひそれをやってほしい。行政の仕事というのはまさにその部分だと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 行政においては、こういうものについて注意喚起を促し、そして防犯上の指導助言を行うということでございます。指導助言のような形の中で、そのものがいかな状況にあるのか、それを判断しながら助言をしていきたいというふうに思います。

特にですね、あくまでそういうものは、申し述べたように所有者、管理者の責任において管理されるものということでございますので、その点はよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 仏像をみんな集めて、教育委員会で預かってくれと言っているのではないんです。私がお願いしているのは、地域の方が写真を撮って寸法をはかったデータを一定の書式にして、1カ所へデータとして保管してほしい。一銭もかからないで済むんです、今の世の中。その保管場所になってほしいということです。いかがですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうものは指導助言の中で、各所有者、管理者で行ったらどうですかというふうなことは言っていないというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 新たな団体をつくって、そういった活動をする、防犯対策をするということよりも、現にある町の組織の中で、そのデータだけを預かってほしいというふうに言っておるわけで、そのところがわかりますでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） よくわかりますが、今も申し上げたとおりの指導助言の中で、注意喚起を促して、そしてこの管理方法についても指導してまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 管理方法の指導というような中に、ぜひそのデータを預かるということを含んでいただきたいと思いますが。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指導助言を行う段階で、そのような必要を生じたときは考えてまいりたいと思いますけれども。今の段階ですと、余りにちょっとその状況の把握ができておりませんので、ご容赦をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 警察の調べとかそういったものの中で、どうしても教育委員会のほうへ、これというのはどういうものですかというような問い合わせも行くと思うんですけども、そういうことに答えられるようにしておくためにも、持っておいたほうが面倒はないと思うんですよ。ぜひその辺のところをしっかりとらえて、地区の方が一生懸命やっているんですから、それに対してこたえてほしいと、そういうことなんです。ぜひそこをよろしくお

願います。

さて、次に、町指定史跡岩櫃城跡の一部毀損の問題ですけれども、これは町長が今おっしゃったように、森林管理署の作業の中で毀損されてしまった。重機で大きくえぐられ、長さでは35メートルぐらい、幅では3メートル以上という規模であると思います。これを復元せよというふうに、町としては、そうすると森林管理署に言ったということによろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今のお答えしましたように、文化財保護課、町の教育委員会、森林管理署の三者において協議を行いまして、原状復帰を行う予定でございます。これにつきましては、現地の状況を見させていただきましたけれども、作業前の写真等があれば、その原状復帰もかなり近いものができるかなというふうには思っておりますけれども、そのような方向で、管理署さんに原状復帰をするようにということをお願いしてまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 復元するということで受け取ります。

その大前提として、森林管理署から、町としていきさつというか、始末書を出してもらおうとか、経過の報告を、森林管理署側のね、こうでこういうふうに毀損してしまいましたという書面をとるおつもりですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、今後の検討部分だというふうに思います。しかし、森林管理署、国有林野、みずからの管理する土地でございますので、その点につきまして認識を新たにしてもらわなければ困ると私どもも思っています。そのところは管理署で十分に研修等のものを行って、工事等を行う場合には、十分これからも注意していただくということをお願いしてまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 町で指定した史跡ですから、町が、たとえ上級官庁であったとしても、そこに対して一言言っていくというのが、これは当然のことですから。現在、県指定の史跡でもなければ国指定でもないんです。国指定を目指している町指定史跡ですから、ぜひ町長の国指定に向けての気概とともに、森林管理署にそういうものを要求して行ってほしいと思います。

さて、今、図らずも町長おっしゃいましたけれども、これやっぱりね、知ってもらわないと困るんですよね。そのためには、史跡を保護するというのと、そして活用するというのを、この2つが同時に行われていかないとだめだと思います。現在、国指定に向けているわけですから、調査をしているでしょうけれども、その調査の過程をなるべく多くの人に、こういうことで今、国指定に向けて調査していますよ、今このぐらいまで進んでいますということを知っていただくことが大切だと思います。町の広報やそのほかのメディアを使って、そういうことを宣伝する。それから、岩櫃城跡がここにあるんだということを宣伝していく。そしてまず何よりも、現地、非常に広いんですよね。平沢の集落内の外から、コニファーいわびつから郷原と原町を分ける切沢の辺までにかかっている大きな城跡です。こういったところへ訪れてもらうという努力をする。そして看板なり案内標識を立てることがしてあれば、今回の事件は未然に防ぐことができたと思います。

今後の調査の発表、それから現地の利用について、考えがあったらお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご意見、十分にこれから検討いたしまして、看板類、どの程度必要なのか、そういうことも検討してまいりたいと思います。また、立てる場所等も十分に検討しなければならないということをございまして、教育委員会には文化財の専門家もおるところでございしますので、十分にその手段というものもこれから検討して、努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 最後に1つだけお願いしておきたいと思います。

町長もみずからの足で岩櫃城跡を踏んでいただきたいと思います。本丸跡、韋駄天には町長のお触れになる、気質になる岩櫃城跡の標柱も立っておりますので、ぜひ、本丸だけでなく、そのほかの遺構についても訪ねていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） コメントは。

○3番（根津光儀君） 一言いただければお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長、お願いします。

○町長（中澤恒喜君） 本丸跡周辺までは足を運んでおりますけれども、それ以外の本当に広い部分ということをございしますので、今後そういうものをこの目で見てみたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 以上で根津光儀議員の質問を終わります。

---

◎延会について

○議長（菅谷光重君） ここでお諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

---

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。なお、次の本会議は9月19日午前10時から開きますから、ご出席をお願いをいたします。本日はこれをもって延会をいたします。

（午後 3時19分）

平成24年 9 月 19日 (水曜日)

(第 4 号)

## 平成24年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第4号)

平成24年9月19日(水) 午前10時開議

#### 第1 町政一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(14名)

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	高橋春彦君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	角田輝明君		

#### 職務のため出席した者

議会議務局長  
議会議務局  
主任

小林 一喜  
角田 光代

議会議務局長  
議係

水出 悟

---

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

連日、お世話になります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴をされますよう、よろしく願いをいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第1、昨日に続きまして、町政一般質問を行います。

---

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に

基づきまして質問をしたいと思います。

新年度が半年過ぎた現在、町政の課題は何かを考えたとき、私の6月議会の一般質問で町長は、福祉事業において子育て支援を重点として進めていきたいというようなお話がございました。新年度に掲げた具体的な重点施策は、そういった意味で、今うまく進展していないような気がいたします。また今後、町民に対する負担を課すような住民生活の影響についても心配される事業が予想されます。

そこで、今回は、町が取り組んでいるさまざまな子育て事業についてと、国保運営について町長の基本的な考え方についてお聞きいたしたいと思っております。

最初に、中学生給食費無料化についての今後の予定ですが、これにつきましては、当初、平成22年9月定例会において給食費の完全無料化案を議会に提出されましたが、否決をされました。そして、昨年の平成23年度3月定例会で再び提出されました。これについては、東日本大震災により上程を取り下げられました。そして、ことしの3月の定例会において、中学生を対象とする給食費無料化案を上程されましたけれども、これについても否決されました。

こうした経過を踏まえて、今後、町長はどのように考えていくのかお聞きをしたいと思えます。

次に、夫婦で働くことが一般的になっております現在、子育て支援として子供たちを預かるいわゆる学童保育に関して、民間事業者が参入してきていると聞いております。そうした中で、町としてどのような学童保育事業の拡充施策を考えているのか、現状と将来についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、子育て支援で教育環境を整える観点から中学校統合事業を掲げて、その実現に向けて進めておられることと思いますが、私は昨年12月に一般質問の中で、この中学校統合を進める上で、町民の理解と協力のもと合意形成を図って円滑に進めていただきたいと申し上げましたが、残念ながら、一部地域における保護者の方々に対する理解がなされていない状態であると理解をしております。今後、この事態をこのままに放置した状態で中学校統合事業を統合準備委員会を中心に進めていくのでしょうか。陳情も提出され、昨日、採択されましたが、このままの状態ですと、町民の行政に対する不信感が宿り、今後の全般的な行政運営にも支障を来すおそれが出てくる可能性があるように私は思います。慎重な対応が必要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

次に、現在実施されている各種子育て支援事業の評価と課題について、どのようになって

いるかお聞きいたします。

それから、国保運営について2点ほどお聞きいたしたいと思います。

保険給付費の増加に伴う国保税の見直しと一般会計からの繰入金についての基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

それから、箱島地区にあります国保診療所の運営状況と課題についても、あわせてお聞きしたいと思います。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、須崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

子育て支援につきましては、次代を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子供を産み育てられる環境の整備を図っていきたいと考えております。

その一つの方策として給食費の無料化を考えておりますが、実施方法や財政状況を含めた情勢を考慮し検討してまいりたいと考えております。

また、学童保育所については、小学校区ごとの開設を目指しておりまして、次世代育成支援行動計画の数値目標では、平成26年度までに3カ所を計画し、既にクリアされております。

なお、ことし5月、大宮神社境内にオープンした原町こどもクラブは、原町小学校区を対象としております。この原町こどもクラブについては民間の方が既存の建物を学童保育用に改修したもので、このような場合には、県の学童保育環境整備事業補助金が該当し、700万円を上限に補助がありますし、運営経費についても補助がございます。

今後は、岩島と坂上地区についても検討してまいります。

また、義務教育終了までの児童・生徒に対する福祉医療費の助成や、第3子以降への出産祝い金、小学校入学祝い金の継続と、子育てひろばや子育て支援センターの開設等を進めていきたいと考えております。

中学校の統合については、今後も東地区について粘り強く説明を行う中で、ご理解を深めていくよう考えております。

次に、国保運営についての1点目、国保税の見直しですが、国保は本来、独立採算を基本

として運営され、保険給付に係る費用を被保険者が納める国民健康保険税と公費で負担しております。しかし、被用者保険以外のすべての人を対象とするため、国保の被保険者は退職者や無職者の割合が多く、被用者保険などに比べて年齢構成が高く、平均所得は低いという構造的な問題を抱えております。このことが国保財政を悪化させる最大の要因と言われ、急速に進む高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の高騰、経済状況の悪化が国保の財政難に拍車をかけ、保険者は極めて厳しい財政運営を強いられております。

当町でも、医療の高度化や被保険者の高齢化によって医療費がふえ続けており、医療費の増加に伴ってふえ続ける保険給付費に見合う財源を確保するには、国保税の引き上げに頼らざるを得ない状況であります。

そこで、国保事業を将来にわたり安定的で持続可能な制度として維持していくため、平成24年度中に東吾妻町国民健康保険事業運営安定化計画を策定いたします。国保の基本である独立採算を基本といたしますが、保険給付費の増加分をすべて高齢者や低所得者の割合が高い被保険者に国保税として賦課することが困難な状況にあります。そのため、毎年度の保険給付費に見合う税収の確保を基本とし、応能応益の割合で公平化を踏まえた適正な税率の見直しを行います。

その上で、被保険者の税負担の平準化と財政基盤の強化を目的とした基金の増資に充てるため、本計画期間内においても一般会計から基準外繰り入れを行うものとします。一般会計からの基準外繰り入れは町の財政運営に大きな影響を与え、国保の被保険者以外の町民にも負担を強いることとなります。しかしながら、被用者保険に加入していた方々も、退職後には地域の医療のセーフティネットである国保に加入することとなります。

また、退職者医療制度も平成20年度の制度改正により段階的に廃止されることから、平成27年度以降は、退職後すべての方が一般の国保加入者となる予定です。

そうしたことから、病気になったときにいつでも、どこでも町民が安心して医療を受けられる国保の制度を維持していくためには、一般財源の投入もやむを得ないと判断をしております。

2点目の国保診療所の運営状況と課題ですが、国保診療所も開所以来60年が経過し、東地区でただ一つの医療機関として大変重要な役割を担い、昭和30年ごろは歯科医師も常駐し、庭には患者さんがあふれるほどの盛況でした。今日においても、一日平均30名程度の患者さんがありますし、また地域に密着した取り組みとして、東、太田地区の学校医として、幼稚園児から中学生までの健康診断及び予防接種の実施、また東地区の高齢者を対象に健康教育

の実施、そして緊急医療のための休日当番医の実施、そして東吾妻町役場の産業医の就任等を行い、受託量も増加し、財政的にも安定しております。

今後も、地域住民に愛される国保診療所を継続してまいります。

しかし、地域医療の現状は大変厳しく、医師不足は深刻な問題となっております。町の診療所はへき地医療支援機構により、自治医科大学卒業医師の派遣をいただいております。医師確保には支障を来してはおりませんが、今後もこの制度の継続及び拡充を図ってまいります。

最後に、地域医療を守り、医師不足の打開に努め、医療政策の見直しを図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 最初に、給食費の無料化についてまたちょっと聞きたいんですが、これについては今後も、今のお話ですと財政状況を含めて情勢を考慮した中で検討していきたいというふうな回答でございましたけれども、町長の1期目の在任期間が残り1年半ほどですが、その間に再び給食費の無料化案を議会に上程したいとの考えなのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後とも十分に検討してまいりたいと考えております。

子供を持つ家庭にとっては、非常に要望の高いところでございますけれども、議員の皆様方も、やはり自分の子供たちのことは親が責任を持って見るべきとの強い信念を持つ議員の方もいらっしゃいます。そんなことから、今後も、皆様方のご理解を得ながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 先ほども私申し上げたんですが、前議会のときに否決をされて、昨年、新しい議会になって、7人の新人議員さんが誕生しましたけれども、その中で上程されたにもかかわらず否決をされました。正式には3回やったんですけれども、1回は大震災の関係でということをお話をさせてもらったんですが、それぞれ否決というふうな結果が出ておりますけれども、普通常識的に考えても、かなり議会の理解を得ることは、私からいうと難しいのではないかなというふうに考えるんですが、例えば、町長はその辺も考慮した中で、財政的なことも考慮して、今回は完全無料化ではなくて、中学生を対象という形で議案を出

されたと思うんですけども、今後についても、具体的に何か条件つきというか、ほかの自治体でも実施しているところがあると思うんですけども、第3子から無料化にするとかです、あとは給食費の一部を恒常的なものとして提供すると、補助費というふうな形で子育て支援の観点からやるというふうな形のことを考えていらっしゃるのか。そういったことで上程をとるというふうなことで検討するのか、その辺のことについてもちょっと。私、具体的に今申し上げたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり子供を持つご家庭の皆様の気持ち、いわゆる民意でございますけれども、そういうものを判断しながら、今後さらに考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 住民の代表である14人の議員がおりますけれども、最終的には議会議決というものが必要だと思います。ですから、我々議員に対して納得のいく、説得力のある形で説明責任を果たしていただいて、町長が、恐らくこれ選挙公約にも載っておられるんだと思いますけれども、目的達成できるように、我々の納得できるような形で、これからあと1年半という期間でございますので、上程されるのであればしていただければというふうに思います。

次にまいります。中学校統合についてでございます。

この事業を進める上で、何回も申し上げますけれども、住民の皆さんの理解と協力なくしては成り立たないと思います。町長みずからが地域に出向いて——要請されてから出向くということではなくて、みずからが地域のほうに行かれまして、きちんとした話し合いをする中で説明責任を果たされて、実現に向けて協力していただけるような努力をしていただければと。将来を担う子供たちのために、ぜひ実現に向けて事業を進めていただきたいと私は思うんですが、そういった理解を得るための時間というものが、タイムリミットが刻々と迫っているような気がいたします。26年4月という方針を町長みずからがお出しになっておられますので、その辺について、どんな形でこれから住民の理解と協力を得るために地域に出向いてやられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、特に東地区につきまして粘り強く説明を行うということでございます。

具体的には、各地区ごとに、PTAに限らず、子を持つおじいさん、おばあさん、あるいは子供さんがいなくても、一般の町民、そういう方にもご参加をいただきまして、懇談会的なものを開いていきたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひそういった形で進めていただきたいんですが、時間がございません。そういった意味で、具体的には、年内にはそういった形で、特に東地区については保護者の方々が理解していないという部分が多いかなというふうに思っておりますので、年内にはそういった形で進めていくのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、自主的な問題、早急にそういうものを行ってきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 早急に行っていきたいということは、きょうは9月19日ですから、準備をして、今までも再三再四私は言っていると思うんですけども、10月以降の中できちんと全町的な部分でやられるのかどうか。

この中学統合については、正式に説明会等を町民の方にきちんとした形でされていないような気がするんですけども、いろいろな審議会、統合問題審議会、通学問題審議会、そういったものの中ではお話をされていると思いますけれども、一般の町民の方に対しての町長からのアピールというか、発信、これはどうしてもやりたいんだと、中学統合やりたいんだと、子供たちのために。今の環境よりもっとよりよい教育のためにということで熱く語っていただく中で、説得なり、理解と協力を得るような形にするためには、もう昨年からは、一般質問でも言っていますし、6月のときにも同僚議員が一般質問していると思うんですけども、そういった中できちんと議会の声も聞いていただいて、26年4月というのは町長みずからが決断を下した日でございますので、ぜひその辺を、10月以降に、年内にでもきちんとやるよと。

設置管理条例を12月の定例議会に予定をされているようなお話も、正式には聞いていませんけれども、うわさ的には情報として入っていますけれども、準備が整わない限りは、その辺は難しいのかなというふうに思います。昨日の陳情の採択ということも出ました。議会としては、これからもう一度統合の時期の再検討ということも視野に入れながらというふうな形になっていますので、議会と行政一体になって町民のために動かなければならないと私は

認識しておりますので、町長、その辺についてきちんとした、明確な答えをいただきたいと私は思います。

また、それをいただかない限りは、この問題、なかなか難しいような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員に大変によいご意見をちょうだいいたしました。そのご意見を尊重して、これにつきましては粘り強く、さらに説明を行って、統合について理解を深めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 東地区地域審議会というものがございます。合併後10年という限定の中で大きな、生活をしていく上で変化があったとき等については、この地域審議会の中でいろいろ審議するというふうな形になっておろうかと思っておりますので、正式な審議会に諮問というふうな形でなくても、懇談会形式でも結構だと思うんで、この辺について、特にこの中学校統合、大事な事業であると思っておりますので、ぜひ近々に開くようなことを私は提案しますが、その件について、町長いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東地区の地域審議会につきましては、統合問題につきまして既に開催をしております、昨日の件等、また統合問題以外の点につきましても、近々に東地区の審議会を開いて協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひそういった話し合いを持って、町長の説明責任を果たしていただいて、この事業を推進していただければと私思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、各種事業の子育て支援についてでございますけれども、その事業の評価と見直しをしながら、これについて子育て世代のニーズを的確にとらえた中で対応していただきたいと、こう考えております。この件についても、町執行部の方が地域に出向いていただいて対話の姿勢をとることが必要であるというふうに思います。子育て世代との交流会や懇談会等、気軽に参加できるような機会をつくっていただき、話し合いを持つことが大切だと思っておりますので、ぜひ今後、そういった場を持っていただきたいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても、子育て支援の事業の具体的なものをいかに子育て世代が要望しているか、そういうものを知るには、やはり直接的にお母さん、お父さんとお話するのがいいんだというふうに思います。そのことが民意の掌握になるんだというふうに思っておりますので、今後とも、そういった場を多く持って、今後の子育て支援事業の取り組みについて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） この子育て支援の中で、町長の説明ありましたけれども、出産祝い金の支給であるとか、入学祝い金の支給であるとか、福祉医療費の助成等、あと学童保育、また保育所等ありますけれども、そういった子育て支援について、今後ともその成果、事業はどのような形になるか。また見直し等も含めながら、今の時代に合った形で、ぜひこれからも事業を進めていただきたいというふうに思います。

それから、国のほうもあれしているんだと思うんですけども、企業参加の子育て支援事業ですか、そんなことも当然わかっておられると思いますけれども、視野に入れながら検討していただければというふうに思います。

次に、国保運営についてでございますけれども、医療費の増加によりまして厳しい状況であることは十分認識しているところでございますが、この国保税の値上げによる町民に対する負担を考えると、生活をする上で不安を持つこととなりますので、これについても住民に対する周知徹底を図っていただき、必要性を説明していただく中で理解を得ることが、私、大変大切なことであるというふうに感じておりますので、ぜひお願いしたいと。町長、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国保税の税率改正につきましては、全員協議会でご説明をいたしましたように、現在、国保運営協議会に諮問をしている段階でございます。審議会から答申をいただきましたら、12月の定例会で条例改正をお世話になりたいというふうに考えております。

そして、条例改正が済んだ後、町民の皆さんに周知をする予定でございます。周知の方法といたしましては、国保だより冬号の発行、広報ひがしあがつまへの掲載をいたしまして、そして町内毎戸へ配布するほか、町のホームページを利用いたしまして情報発信をすることになっております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひですね、いろいろな方法を使っていただいて住民の理解を得るご努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、国保診療所の運営についてでございますけれども、町長の答弁によりますと、財政的にも非常に安定していると。これはやはり現下で新しい取り組みが起こった中で、財源の確保に努めたご努力の賜物ではないかなというふうに思っています。

また、これからも国保診療所を継続していきたいというふうな町長の回答でございました。ぜひその方向で進めていただきたいというふうに思います。私も、毎月、国保診療所についてはお世話になっているわけでございますので、この東地区につきましては地域医療の核になっておりますので、ぜひそんな形で継続していただければというふうに思います。

最後になりますけれども、私、今回、子育て支援事業についてと国保運営についての一般質問をさせていただきました。これは本当に住民生活に密接に関係する大切な問題であるというふうに思いますので、今後とも積極的に町長、住民、議会と協力のもと、それぞれの事業に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。回答はいいです。

○議長（菅谷光重君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

---

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） 通告に従い一般質問させていただきます。

高齢者に活躍の場を。外に出るきっかけをつくる高齢者の社会参加を促す施策、また元気な高齢者の支援政策について質問いたします。

初めに、介護ボランティア制度の創設についてお伺いします。

群馬県では、本年から介護ボランティア制度である「群馬はばたけ通帳」を行っております。元気な高齢者が社会へ出るきっかけとなり、また人と会い、交流し、人のために汗を流すことで自分の介護予防になるという施策です。

県からは「はばたけ通帳」しか来ませんが、介護予防ということで使えるものがあると思います。介護保険の中の地元枠で使えないかと思えます。

「はばたけ通帳」というのはポイント制度で、介護施設等でボランティアをすることでポイントをもらえ、また市町村で違いますが、県有施設温泉券の入場券等を支給されます。また、市によっては介護保険の1カ月分を支給するところもあります。また、そのポイントが欲しくてボランティアをするのではないという人のために、そのポイントの分を尾瀬の基金にやるという制度のところもあります。今、この協議会に参加している市町村は、前橋市、高崎市、太田市、桐生市、沼田市、富岡市、みなかみ町、大泉町、玉村町、高山村、またオプザバーとして、これと同じような施策をやっている渋川市、草津町があります。実施主体が町ですので、町が手を挙げて「はばたけ通帳」を取り入れる施策を要望します。

次に、元気な高齢者の支援政策についてお伺いします。

高齢者を取り巻く町の状況は、増加傾向で、高齢化率は毎年上がっております。介護保険者がふえ続けています。社会保険はお互いさま、相互扶助が原則ですが、介護保険などは元気な高齢者にとっては重い負担感があります。負担感を軽減して、より元気になり、維持してもらおう施策が必要と思います。

85歳以上でも気丈に暮らし、介護保険未利用者に対し、元気でいてくれてありがたいという意味の、本人が使える温泉券や商品券などの支援の考えはあるでしょうか。短期的に見たら財源が必要となりますが、元気な姿を認められることで意欲もわくのではないのでしょうか。介護度が少なく、保険を使わないのは幸せなことですが、金額は少なくとも、元気でいてくれることを表すものが必要と思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者の社会参加を促す施策としての介護ボランティア制度の創設についてですが、介護ボランティア制度とは、介護保険に規定する地域支援事業等を活用して市町村が行う高齢者のボランティア活動支援制度であり、ボランティア活動実績をポイントとして評価し、このポイントを交付金等に交換できる仕組みです。この事業の実施には県内共通の制度を付加したボランティアポイント制度である群馬はばたけポイントとの連携が必要となります。

群馬はばたけポイントは、県と市町村が連携し、高齢者の介護予防と生きがいを推進するとともに、元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう、高齢者による社会貢

献活動を促進することを目的として、本年度から実施をされております。県と10市町村が協議を重ね制度化したものであり、市町村の実施計画により、県が「群馬はばたけポイント手帳」等の提供を行っております。

地域支援事業の介護ボランティアポイント制度は、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントに応じて交付金等が受けられる仕組みとなっております。本制度は、まだ始まったばかりでございます。地域における介護保険施設等での受け入れ態勢や県内実施市町村の実績等も参考にして、また高齢者の意見等も取り入れながら検討していきたいと考えております。

2点目の元気な高齢者の支援政策ですが、町の高齢化率は総人口と65歳以上高齢者の減少に相まって31%台で推移をしております。しかし、今後は人口が減る中、高齢者はふえ、高齢化率は上がるものと見込まれます。当然に介護保険対象者もふえます。介護保険は、利用者、家族、被保険者、地域住民、サービス事業者、保険者である市町村、県、国がそれぞれの立場で高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

また介護保険料は、町の介護サービス費用が賄えるよう算出をされました基準額をもとに決められております。介護保険を利用していない元気な高齢者にとっては重い負担感があるとは思いますが、介護保険制度を理解していただけるよう、広報・啓発等をさらに充実していく必要があります。

ご提案の85歳以上で介護保険未利用者に対する温泉券などの支援ですが、現在町では、介護サービスを極力利用せず、在宅で寝たきりのお年寄りを介護している方に対して在宅介護慰労手当を支給しておりますので、本制度の拡充を検討したいと考えております。

現在の老人福祉事業としましては、敬老会事業、老人クラブ活動助成、シルバー人材センター事業、生きがい対応型デイサービス事業などを実施をしております。このような介護保険の給付を受けていない元気な高齢者も対象となる補助事業を行っていく中で、他市町村の事例等を参考にしながら、さらなる高齢者の生きがいづくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 答弁ありがとうございました。

最後にありました介護保険未利用者に対してのことですが、介護保険を使わないで85歳以上でも本当に気丈にやってお年寄りはずばらしいと思います。サロン活動とか、地域で

自主的にやっていただいて、非常に効果があると思いますが、介護保険を使わないのは本当に幸せなことですが、その個人に対して表すものが欲しいなと思います。その地域全体ではなくて、高齢者でも未利用者というのは本当に少しの方だと思いますので、その努力に対して何かできればという考えで言ったわけです。

また、「はばたけ通帳」という制度は、高齢者の社会参加を促すきっかけとなる。またボランティアをすることでますます高齢者がにぎやかに、元気という施策であります。せっかく県のほうでやっているのですから、そこに、この町に見合ったものができればと思います。

先進地、先にやっているところを見てからということをおっしゃいました。今までもそういうご答弁をいただいておりますが、なかなかこの議場を出てしまうと進まないのが現状だと思います。ぜひとも調査を促していただきたいと思います。私も提案した以上、自分でも調査を進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご意見をちょうだいいたしました。執行部もそういう事業に関しては調査をしてまいりたいと思いますけれども、青柳議員の調査結果などもご参考にいただきまして、今後検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 最後の85歳以上の介護保険未利用者に対してですが、本人に対して、すごい頑張っているねと表すもの、そういうものが欲しいわけです。85歳以上になりますと、周りじゅうが皆、デイサービスの車が来たり、非常に世話になっている。自分は年寄り夫婦だから、年寄りだけで過ごしているから、すごく気をつけて頑張っているんだということをおっしゃいます。高齢者だけで暮らしている様子を見ると、本当に頭の下がる思いでいっぱいです。そこへ自立して生活しているということを何かの形で励ましができればと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご意見、お気持ちは十分理解をいたしました。今後、その点の調査等もしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

---

◇ 佐藤聡一君

○議長（菅谷光重君） 続いて、2番議員、佐藤聡一議員。

（2番 佐藤聡一君 登壇）

○2番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容は2点です。1つ目として、地域公共交通網の再構築について。2つ目として、地域おこし協力隊の積極的活用についてです。以上を町長にお尋ねいたします。

まず、地域公共交通網の再構築についてですが、平成20年度より国交省の補助金を受けて地域公共交通活性化協議会を開催し、初年度、坂上地区は朝夕は路線バス、日中はデマンドバスで試験運行、他地区は現行どおりという結論を得ましたが、2年目の平成21年度には、突然、既存路線バスの見直しに変わり、現在に至っております。この状況の中で、平成26年4月には中学校統合に伴って、スクールバス運行計画が進んでいます。

そこで、今回、全員協議会で示された東吾妻町総合計画（後期計画）の中で、既存の公共交通とスクールバスを統合した新たなシステムの構築を計画しているのですから、至急、スクールバスの利用方法を検討して、経費的にも安くするとともに、もっと利用しやすくできないかを質問いたします。

まず、1点目として、平成21年度にデマンドバスから定期路線バスに変わった理由はどうしてですか。前町長のときですので、わかる範囲で結構ですが、このときの計画をまとめた前橋工科大学の湯沢教授ほか関係者に聞いても、わからないとのこと。このときの計画では、まず坂上の公共交通を見直し、朝は路線バス、日中はデマンドバスという計画で、内容的にもよくできていて、またデマンドバスとはドア・ツー・ドアということで、自宅から行きたいところへ連れていってもらい利便性もあるので、試験運行をぜひ進めるべきだったと私は思います。

次に、2点目として、スクールバスは15台ぐらいの新規導入を検討しているとのこと。そうすると、予算的には1億円以上の予算がかかると考えられますが、既存路線バスに平成23年度決算では3,520万4,828円、24年度予算では3,793万9,000円、スクールバスでは、決算では3,409万7,384円、予算では3,857万8,000円となっていて、合計で1億7,000万円から

1億7,500万円ぐらいの出費が今後考えられる中で、既存路線バスとの融合や日中のスクールバスの運行は考えられないですか。

下仁田町ではスクールバスを使って、朝、夕は児童、一般利用者が無料、日中は200円均一で有料運行を行っているようです。我が町にこの方法が有効かは検討の余地がありますが、先日、湯沢教授と話していると、前橋でやっているデマンドバスは利用者も多いため、運行システムに大金がかかるが、藤岡市の鬼石地区や新潟の三条市で運行しているデマンドバスは地元のタクシー会社に委託し、タクシー無線等を利用し安く運行しているので、我が町の規模ではこの方法がよいのではないかというお話がありました。

この方法で、スクールバスでも10人乗りクラスも何台かそろえると思いますので、大きい車の運行会社とすみ分けして、この車種を使ってスクールバスの運行とともに昼間のデマンド運行をタクシー会社に委託し、タクシー無線による運行を行ってはどうですか。このことで、日中、学校から自宅に帰る事情ができた児童も親の世話にならず帰宅できると思います。

参考に、中之条町で運行しているデマンドバスは、教習所の送迎バスを利用しているので経費が安く、年間2台で650万円、1台当たり325万円ということでした。2路線を定期で1時間ごとに運行し、利用者としては年間6,000人、利用料金は300円均一、ただ町外、東吾妻へ来る場合は500円で運行しているようです。また、時間の都合で帰りたい人はタクシーを使って帰ったりするため、町へ人を誘導することで商店やタクシーの活性化にも多少貢献しているとのことでした。

ちなみに当町の小学校のスクールバスの運行経費を出すと、先ほどの決算を5台で割って、1台当たり680万円くらいになるようです。

次に、3番目として、坂上は他地区と違い鉄道網がなく、またバス停からの距離から高齢者の免許の返還が遅れていますが、8月26日の朝日新聞で、かわりの身分証を出すことで免許を返す高齢者が急増と出ていました。今後は、嫌でも免許の返上が考えられる中で、買い物や病院等の足の問題で交通弱者のますます公共交通の必要性が重要になってくると思われます。

この問題にスクールバスを使ったデマンドバスは有効な方法と考えられますが、町長はいかがお考えですか。

ちなみに中之条町は、町の空きバスを利用して高齢者や障害者で運転のできない人への買い物支援として、六合地区を含め無料の買い物支援バスを試験運行しています。また、9月11日の上毛新聞によれば、高崎市倉渕地区でも片道100円で買い物送迎車を運行するようで

す。

次に、4点目として、坂上の地元のご婦人からの要望で、土・日の公共交通の運行をぜひ考えてもらいたいとの話がありました。特に、我が坂上地区は、平成22年度実施のバス運行から土・日の運行がなくなりました。やはり免許を持たないひとり暮らしの人がふえている中、土・日にどうしても出かけなければならない用事ができたとき、公共交通は必要です。

湯沢教授との話でも、他地区のデマンドを施行したところは、やはり経費の問題で土・日は運休しているようですが、タクシー会社を利用したデマンドバスであれば、予約がなければ運休し、通常の業務をすればよいので、往復の1便だけでもよいので運行してもらえないでしょうか。

また、この方法で平日や休日に当町を訪れた観光客にも利用させれば、観光産業にも貢献できるのではないのでしょうか。

2つ目の質問として、地域おこし協力隊の積極的利用についてです。

NPO法人による緑のふるさと協力隊に関連して、高山村では1年事業で来た緑のふるさと協力隊員を、総務省の地域おこし協力隊等の補助金を使い3年間、村の嘱託として継続して村の活性化に大いに活用しています。私も、高山村に行って、この隊員の話も聞きましたが、素晴らしい人材でした。来る人がどんな人か当たり外れもあるとは思いますが、当町でも萩生地区で地域活性化推進委員会を立ち上げて頑張っている地域もあります。

昨日、根津議員の質問で、町長は、この事業を平成25年度予算で予算化するという事なので、地域活動のサポートのためにもぜひお願いします。

ちなみに、5月にこの話を企画課につないだときに、ほかにもこのような事業はないか研究してくださいとお願いいたしましたが、何かよい事業が見つかりましたか。私が調べると、農水省で平成22年度まで田舎で働き隊という事業があります。平成23年度には、同じ農水省でも食と地域の交流促進対策交付金（都市人材の活用）というメニューもありましたが、いかがですか。

以上の点を質問しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時58分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時10分）

---

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域公共交通網の再構築についてですが、町民の日常生活を支える地域公共交通のあり方について地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、路線バスの運行のうち、まず坂上地区の運行の見直しについて協議が重ねられ、その中では、日中のデマンドバスの運行という方向性も出ましたが、予約をしないと利用できない、余り複雑だと利用者が余計乗らなくなるというデマンド運行による利便性の低下や、利用者のますますのバス離れ等も危惧され、公共交通という趣旨からも、住民の不安、混乱があってはならないということもあり、最終的には、平成21年度の協議会といたしまして、現行の路線バスの運行形態である定時・定路線の運行を見直していくという結論になったと認識をしております。

今後の路線バスのあり方につきましては、中学校の統合に伴うスクールバスの導入に向けて、現在、教育委員会で検討しておりますが、現行のバス路線とスクールバスの運行路線が同じような路線になることも考えられます。特に朝夕の時間帯につきましては運行が重なる部分があるのではないかと思います。そうしたことを考えますと、路線バス、スクールバスがそれぞれ単独で運行するよりも、連携した運行形態をとることが効率的であり、経費削減の面からしても望ましいと考えております。

スクールバス運行の導入にあわせて、新たな路線バスの運行のあり方について、教育委員会と調整を図りながら検討していかなくてはならないというふうに考えております。

また、バスの土・日の運行につきましても、現在検討しているところでございます。

2点目の地域おこし協力隊の積極的利用についてですが、根津議員のご質問にもありましたように、町では現在、地域活性化施策として緑のふるさと協力隊の受け入れを検討しております。緑のふるさと協力隊は、先ほど説明がありましたように、農山村に興味を持つ若者

を地球緑化センターが1年間派遣してくれる事業でございます。

一方、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方自治体が地域外の人材（都市住民）を積極的に誘致をし、定住、定着を図ることで地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする事業で、自治体が都市住民を募集し、委嘱しております。協力隊員の委嘱期間はおおむね1年以上3年以下で、その間、地域で生活し地域協力活動を行っていただきます。

また、協力隊員には3年間を限度に特別交付税の財政支援があります。1人につき350万円の上限で、報酬等や活動費が対象経費になります。

町では、緑のふるさと協力隊と地域おこし協力隊をうまく連携できないかを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今回の答弁の中で、まず1点目についてお伺いします。

利便性の低下や利用者のバス離れが危惧されて定期バスになったという関係ですが、この協議会の資料や関係者からのその経過を見ると、その辺の経過が記載されていないので、私とすると、やはりちょっと不合理感があります。要は、この計画で補助金も出ていたんで、やはり試験運行をすべきだったのではないかと思います。前町長の話なんで、町長のお考えをちょっと聞かせていただきたいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 21年度の協議会の結論ということでございまして、私もそのような点から、この点をもう一度よく資料等を見直しまして考えてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） ぜひよろしくお願ひします。

それと関係して、2点目として、現在スクールバスが検討されている中で、先ほどの話でも教育委員会と調整していくという話だったんですが、総合計画の中でも出ているし、この統合が基本的に26年4月でとりあえず動いていますので、そうすると日数的にも既存の公共交通との調整というのがかなり時間的に厳しいのかなと。それをぜひ、できればお願ひしたいなど。というのは、やはりスクールバスで入れっちゃってから、また運行の仕方を見直す

という、いろんな契約の方法でできなくなる可能性もあるのかなという関係で、まして今回でいくと、バス導入の審議会から半年たっているんですが、町としては1億円以上の投資を行う案件で、この関係を検討してきたかどうかをお聞きします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 基本的な性格におきまして、スクールバスは児童・生徒等を対象にして運行しております。地域公共交通は地域住民の足を確保するという部分において、性格は異なっているわけでございます。

現在、スクールバスとの連携におきましては、計画をされているスクールバスの運行路線が現状の路線バスの路線とかなり部分が重複するということがあり、この点において、スクールバスへの住民の乗車等の検討や、スクールバスの動かない時間帯においての地域公共交通について、スクールバスとの連携によって現行の定時・定路線を継承するのか、あるいは地域の地形等を考慮した運行形態が可能なのかを検討しているところでございます。

議員のご質問の中でご指摘をいただいた点につきましても、今後、一つの材料にしていきたいと思っております。

また、土・日の運行についても、地域住民からの要望が出されているということでございますので、それも踏まえて、検討を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今のお答えの中で、検討を始めたという話なんかなと今受け取ったんですが、期間的に考えて、先ほどの1億円使う話になってくると、やはりいろんな関係、数字でいけば、路線バスに3,500万円、スクールバスで3,400万円、決算ですが出ている段階で、7,000万円からの金をかけて、それにまた1億円足さってくる話になれば、やはりぜひ早いうちにもう少し、特に岡崎からもそうですし、坂上からもそうですし、路線バスとの時間帯が競合する部分もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、3番目、4番目の話がちらっと出ているんですが、私のほうの提案、ちょっと具体的にさせてもらったんですが、地域交通のタクシー利用のデマンドバスの利用という町長の考えはいかがですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域公共交通の運行形態を考える中で、デマンドバスの利用、運行ということは、今後、有効的に検討し、また考えてまいりたいというふうに思っているところ

でございます。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 中之条の例だとか、下仁田の例だとか出させてもらいましたけれども、やはり検討する時間も大事だと思うんで、それと、私のほうとすればデマンドの提案をさせてもらっているのは、空バスを走らせている部分もあるんで、やはり地域の要求があるときに、先ほど出ましたけれども、面倒くさいというか、予約とるのが大変だとかという話があるんですが、中之条のを聞いていると、結構固定客がついているみたいです。やっぱり玄関先から玄関先という、基本的に入れないところがあるんですけども、その便利さというのは、非常にお年寄りの、例えば買い物して、玄関前まで連れていってくれば、やっぱり非常に助かるのかな。バス停で降りて歩くよりは、特に坂上なんかだとバス停から歩く距離がかなりあるし、西榛名だとか、手古丸だとか、あちらはもう全然2キロ、3キロは当たり前になっちゃうんで、そういう中でいけばデマンドバスを入れてもらえれば、お年寄りのためにも、あるいは交通弱者と言われる人がふえていく中で、ぜひその辺をお願いしたいと思いますが、その辺のお考えは。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘の点でございますけれども、やはり交通弱者対策ということで、今後重要な問題でございますので、やはり玄関先から本当に町なかまでということでございます。そういう有効な運行ができるもの、そのデマンドバスを前向きに検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） ぜひ検討してもらって、前向きにやっていただければ、使い勝手がよくなるかなと。定着するまでがやっぱり大変みたいなんですけど、小さいスクールバス兼ジャンボタクシー系統のもの、今天狗の湯で使っているような形のものが、多分、教育委員会のほうでも何台か買う話があるんで、その部分だけを特化して使っていけば、多分そんなに動かさなくても、動かないときは、中之条も聞いてみると運休しちゃうという話でいくと、経費的にも楽で、やっぱり前橋の話を知ると時間、時間で、時間というか、申し込んだ人の都合で回るらしいんです。そうすると人数多いと、午前中どうしても行きたいという人が外されて午後になっちゃうと。そうすると利用ができないという系統、人数が多いということはどうもしょうがないと思うんですけども、そこからいくと、中之条だとか、下仁田もそういうことで、何か定期運行、中之条は9時、10時、11時ということで方面決めて動かして

いるみたいです。それで、その時間帯に合わせて、本人のほうも乗る時間を見て、病院だとか、買い物の帰りも含めて検討できるんで、その辺考えると、1時間ぐらいの定時で一応運行しますよと。ただ、予約入らなければ運行しませんというようなやり方でいけば、タクシー会社さんとも話したんだけど、やっぱりタクシーの利用も落ちてきちゃっていると。その中で、そういう固定の運行があればありがたいなという話もありました。

ましてや、それを使っていれば、逆に、さっきの話が土・日がバスがないという中でいくと、観光も入ってこられないんですね。自分の自家用車か何かなければ。旅館さんは自前のマイクロで送迎はしていますけれども、やはり1人、2人の個人客が入ってきたいときに、坂上とは言わずに、いろんなどころへ逆走をかける。デマンドバスによって使い勝手が出るのかなと。そうすることによって活性化、商業的にも観光にも役立つかなと思いますので、ぜひお願いします。

それと、最後になりますが、時間が余りないようなんで、ふるさと協力隊の関係で、最後の質問を私がやったのが、まだお答えもらっていないんですが、要は、ほかの事業として何か見つけていただきましたか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 他の事業ということでございますけれども、現在のところ有効なものなかなか見つからないということでございます。当面としては、緑のふるさと協力隊を先行させまして、その状況を見ながら地域おこし協力隊の活用を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 高山村の例もあれですが、先ほど言った農水省も同じような事業やっているみたいですが、基本的には町でメニューをつくるという話があるんで、やはりその辺は町の職員とするとアイデアが、我々も含めていいアイデアが出づらいかと。高山がうまくいっているというのは、先ほどの緑のふるさと協力隊というのはNPO法人で、教育をした人を送り込んでもらう。それによっていろんなメニューが、その人の提案で動けるというところで、要は、地元にいる人の発想できないような発想で物事を動かしてもらえらる部分が非常にすばらしいなど。その人は、結局1年だけの契約なんで、それを残したいがために、きのう根津議員のほうからも出ていましたが、自分で総務省の3年事業のほうを見つけてきたという絡みで、ほかの事業もあればあれですけども、そういう形で、いい人材であれば継続して嘱託でも、総務省のほうは350万円もらえますから。NPO法人のほうはこ

ちらで200万円なり250万円を払わなくちゃならないんですけども、そういう形で払っても生きる人材が来られるかなと、使い勝手いいかなと思うんで、そういう形で、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、特にデマンドの関係をぜひお願いをして、質問を終わりたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） デマンドバスの件、そしてまた地域おこし協力隊の件につきまして、さまざまご提案をいただきまして、ありがとうございます。ご意見の点につきまして、今後十分調査、研究をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、佐藤聡一議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告要旨に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

平成20年に策定された東吾妻町第1次総合計画でも、そして、先日の全協におきまして企画課より示されました後期総合計画の資料にも、基本計画第1章の最初に、住民参加、住民と行政の協働の推進、この項で、そして施策の展開として、（仮称）町づくり条例の制定に向けて検討していくとありました。加えて、住民参加の行財政審議会の設置、行財政白書の作成と公開と続いているのですが、基本計画の第1章の1として項目が立ててあるということは、この総合計画の一丁目一番地と言いかえてもいいのかと思います。

しかし、その実態はどうなっているのでしょうか。どうしたいのか。この（仮称）町づくり条例の制定に向けて町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、この町が考えている町民との協働の具体的な姿、これからの具体的な姿をお示しいただきたいと思います。

2つ目の質問として、これも総合計画の第4章、産業の振興の展開においての中で、Uターン、Iターン者について書かれております。都市住民のふるさと回帰志向や団塊の世代の退職期などでUターン、Iターン者の希望者も年々ふえているとのこと。当町としても

近年、遊休農地や耕作放棄地の拡大や空き家の増加が見受けられます。この解消や地域の活性化に寄与するとして、全国各地で取り組みが始まっています。当町としても、この取り組みをどうしていくのか、そこをお聞きしたいと思います。

加えて、東日本大震災の被災者30万人、福島第一原発事故により福島県だけでも16万人の方々が自宅に帰れない事態が続いています。1年半が過ぎ、徐々に避難準備区域が解除され、帰れる事態になっていますが、住民はほとんど帰らないとのこと。それは、ライフラインがまだ修復できていないことや、コミュニティーがずたずたになっていること、そして国の説明に対する不信で、除染しても帰れる数値に汚染は改善されていないということを皮膚感覚で感じているとのこと。

その中で、再出発のため、生活再建のために新たな土地へ移り住む人々がふえ始めているとの報道もあります。それを受けとめて、受け入れる施策を始めた自治体も出てきました。当町は南相馬市の被災者を受け入れた自治体として、今後、それらの遊休農地や空き家を提供する考えがあるのか、その点も伺いたいと思います。

以後、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町づくり条例についてですが、自治基本条例とも呼ばれているもので、地方分権の動きに伴い、多くの自治体においてつくられてきているものです。その内容は、行政への住民参加を規定するもの、開発許可に住民が関与するもの、福祉の町づくりに関するものなど、それぞれの自治体で独自の内容となっております。

当町では、主に行政への住民参加を内容とするものを考えております。具体的な内容はこれから検討していくところですが、その1つとしては、この10月から総合計画後期基本計画でパブリックコメントの試行を行います。これを条例に含めるかどうかは検討材料の一つとして考えております。

また、行財政審議会、行財政白書についても、現在、内部で行っている事業評価を、最終的には外部での評価とする中で、住民参加の項目として条例に規定するかを検討してまいります。

今後、町づくり条例に盛り込む内容をどの部分まで対象とするかを検討しながら、住民と

行政の協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

2点目のU、Iターン者の就農支援や空き家貸し付け施策の取り組みについてですが、まず、当町における農業の実態といたしましては、産業構造の変化や農畜産物の輸入自由化による農畜産価格の低迷で、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続き、就農人口の減少と農業後継者の激減による農業経営者の高齢化が顕著になっております。

こうした状況のもと、当町における農業離れに伴う耕作放棄地の発生も後を絶たず、その数量は年ごとに増加傾向にあり、現在約282ヘクタールが数えられております。現在、町独自の就農支援事業はございませんが、県の制度として経営体育成支援事業があり、事業採択に当たり就農計画策定が条件となりますが、就農に必要な農機具、農業施設に対する補助支援が受けられるもので、これはU、Iターンに限定した事業ではありませんが、この制度の適用が一つの支援と考えられております。

また、耕作放棄地の利活用の面でございますが、農地を耕作することになるため、大前提としての農地法の適用があり、また新規就農の場合は営農計画の策定や、農業機械の利用計画など新規就農条件を満たす必要があります。農業経営上の規模といたしましても、3,000平米以上、年間150日以上耕作日数など、農業経営基盤の確立は必要でございます。

耕作放棄地の提供につきましては、農業委員会を通じて農地を借りる側の新規就農者と、これらの者に対して農地を提供する地域の農地所有者との賃貸借など、農地法上の契約が成立要件となります。

町といたしましては、新規就農希望者における農地の借り入れに対する農地の提供が有効に機能するよう、農地法に基づく個々の案件について協力していく考えでございます。

次に、空き家の貸し付けですが、現在のところ、当町にある空き家を賃貸または購入して転入を考えているといった問い合わせは、ほとんどございません。また、空き家を売却または賃貸したいという所有者側からの問い合わせもございません。

今後、議員ご指摘のとおり、空き家物件の需要が増加し、供給者側のご協力が得られれば、南相馬市を含めて関係各機関と協議を図り、当町のホームページ等で情報提供をしていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 今、町づくり条例についての町長の説明がありましたけれども、本当に私もネットで調べてみましたらば、自治体によって、開発や建物の規制という、そういう

ことを目的にした町づくり条例を目指している町づくり条例、そしてあと、福祉の町づくりとか、人にやさしい町づくりというようなことで、福祉全般を前提にした条例として町づくり条例というものをつくっている自治体もあります。それはわかっているんですけども、そういう自治体のまちづくり条例の規約とか、そういうのを見ますと、ほとんどコピーしたような、同じような内容になっているということはわかっているんです。その中で、やっぱり地域住民との協働なんだということを一番先にうたって、この条例をつくるという内容がありますから、どうもそのような町づくり条例というのはハード面だけを目指している町づくり条例じゃないのかなと感じました。

町長は、住民参加の町づくり条例のようなものを目指していきたいんだというようなことをおっしゃっていますけれども、もうちょっと具体的に何か考えられることがあればお答え願いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、先ほども申し上げましたように、総合計画後期基本計画でパブリックコメントの試行を行いますので、その中でそのことにつきましても十分に内容として検討していくようなことで行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） それは当然パブリックコメントをしていただきたいとは思いますが、町長の基本的な考え方、この町づくり条例をつくっていくんだというような考えがあるのか、それとも、このままもう5年もたったら、これ以上こんなものにかかわってもしようがないやというような姿勢があるのか、そのあたりをお聞きしたいんです。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆さんと協働でこの東吾妻町の町づくりを行っていくということでございますので、そのためには、やはり町民の皆さんがこの行政にさまざまな面で参加できるような、そういうものにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） なかなかユニークな町づくり条例をつくっていると思われる町が幾つかありまして、一番私が感じたのは、北海道のニセコの町づくり条例、これは本当に町民と行政が共通のルールとしてこの町づくり条例を持っていようということで、町のミニ憲法としてとらえております。そして、ハードの面だけではなく、ソフトの面を重点的に考えていまして、説明責任を行政がしっかり行い、これによってでしか町民との協働はあり得ない

んだと、これが最低限度のことなんだということをうたっております。情報提供することによって住民参加が促されて、車の両輪のように町の協働を行っていくんだということがうたわれているわけなんですけれども、今私が言いましたソフト面でどうつながっていくんだというような考えがあるようでしたら、お聞きしたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） さまざまなことが考えられると思いますけれども、東吾妻町として、やはりこれからこの町のために推し進めていく必要のあるものは、やっぱり観光の推進だというふうに思っております。その観光の推進について、町民の皆さんの参加をいただきながら、この町の観光をよりよきものにしていく。そういったようなことができればというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 確かに、観光も重要な項目だと思っております。基本的に私が町づくりというこの条例がこういう方向になってもらいたいと思うのは、やっぱり地域づくりなんじゃないかなと思うわけです。そういうことを考えてやっている自治体もありまして、これは八王子市なんですけれども、5,000平米以上の地域として、そういう地域おこしのことを行う、まずは準備会をつくってもらって、地域住民に。そして協議会を立ち上げてもらって、いろいろな行事やら、そういうものに助成をしていくということなんですけれども、準備会の段階で20万円ぐらいの助成を行っています。協議会においては50万円、事業によって、またそれに対して助成を行っていくというような形になっています。

福島県内の町村でもこのようなやり方で、地域住民に地域おこしとしてある程度助成金を出して、計画はしっかり立ててもらうんですけれども、そこで自立した地域住民としてやってもらう、それが町の活性化につながるんだという発想でやっている町づくり条例があります。

そういうことは、今私が申し上げましたようなことは、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員の全国の例を今お聞かせいただいたところでございますけれども、そのようなことも大変重要なことでございますので、今後も一つの検討の材料だというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） しっかりと住民と行政の協働ということをやっているんです。そこ

をやっぱりしっかりつかまないと、住民から見放されてしまうと。私はそこを危惧する。ぜひ見放されないような行政をやっていただきたいと思います。

2点目の遊休農地や空き家ですね、これについてちょっと話をさせていただきますけれども、遊休農地は把握はしているけれども、空き家については貸したいという希望もないし、借りたいという問い合わせもないということなんですけれども、そのような施策的なことを考える気持ちはあるのかどうかということをお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、平成22年度に厚労省の緊急雇用対策基金事業を利用いたしまして、東吾妻町の空き家等につきまして調査を行っております。大変貴重なデータでございますので、こういうものを利用して、今後、空き家利用等につきまして推進していければというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） ここにうたっているのは、都市住民のふるさと回帰志向や団塊の世代などU、Iターン者に対して就農支援により担い手の育成・確保を進めますとしっかりうたっているんですけども、先ほどの町長の答えでは、農地法があるんだ、何だ、そのような規制をちゃんとくぐり抜けたものしかできないんだというような話なわけですよ。それは確かに法律ですから、それは守らなきゃいけないんで、重々わかるんですけども、だったら、この町としてどんなことが育成・確保するためにはできるのか、その辺をしっかりと担当課から聞いたことはございますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 課長会議あるいはそのほかの会議等で、この問題について絞って入念な会議を持ったことはございませんけれども、今後は、そのような点につきまして十分に研究してまいりたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） ぜひとも研究をしていただきたいと思います。そうしなければ、何のためにこういう項目を立てて書いてあるのか、意味がなくなってしまうということなんです。面倒くさいことはやりたくないというのは人間の常です。それはわかります。わかりますけれども、地域活性化のため、そういうことで全国には盛んにやって人口がふえている町村があるんですよ。町に入った人が、また次の友達を呼んでくれるというような形になって、私の幾つか資料の中では、そうやって人口もふえているという町もある。それはそれなりに努

力しているということなんです。ただ単に、こうやって字面で書いておいて、来たら、いや空き家はないですね、遊休農地はあるけれども手放したいという人はいませんねというような形になれば、だれ一人として来ないというのはわかります。

私も昨年、クラス会を開きました。やっぱりこの町から出ていった同級生と会いました。その彼が言うには、もうおれもそろそろ帰ってきたいんだと。ただ、家は兄貴が継いでいるから、その家には帰れない。ぜひ帰れる何か手だてがないか教えてくれ、そのようなことも言われています。1人だけじゃないです、二、三人から言われたんです。そういう人たちがいるということをちゃんとしっかり受けとめるべきじゃないかなと思うんですけども、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員も面倒くさい仕事はやりたくないというふうな気持ちはないと思いますけれども、余り積極的にこの件についてなかなか取り組んでおらないという状況も見えております。そのようなことから、今後は、職員に積極的に取り組むように言っていきたいというふうに思います。

また、ふるさとに帰って暮らしたいという方も、今おっしゃったようにいるかと思えます。やはり東京地区に住む東吾妻町出身の皆さんに県人会の資料とか、そういうものを駆使していろいろお知らせをする機会ができればというふうには考えておるところでございます。

いずれにしましても、この件については、今後の重要な課題だというふうにとらえておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） あわせて、最後に言いましたように、南相馬市の件がありました。本当に福島県の被災者が、もう国が幾ら除染すれば帰れると言っても、ほとんどそれを信用していないんですね。どんどん、どんどんもう人口の流出が始まっているということを聞きます。全国でそれを受け入れる体制をとりつつあるということも聞いております。当町も、遊休農地の問題とはちょっと離れるかもしれませんが、でも農業をやっていた方がここへ来るということは十分考えられますので、そういうことも含めて、今後どうなっていくんだということを、しっかりとアンテナを立てて見守って、ぜひ被災者の方々が生活再建できるような、この町でできるような体制をつくるんだというような気概が欲しいなと私は思っているんですけども、それについて町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 南相馬市につきましては、なかなか放射線量の問題等で復興が進んでおらないと。また、南相馬の市役所の職員自体もだんだんと流出をして、職員自体も不足がちだというふうなことも聞いております。すべての面でそういう状況にあるんだというふうに思います。農畜産にかかわっていた被災者の皆さんが、この東吾妻町でその農業の経営、生活ができるということになれば来ていただけるというふうに思っております。この点につきましても、今後、南相馬市の市役所等と連絡をとりながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そうですね。南相馬市に限らず、福島県全体から全国に人口が移る可能性もありますので、そのときにちゃんと受け入れられる体制というものも、やっぱり考えるべきではないかなと思います。

そういうことを考えてもらうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） コメントはいいですか。一言、町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のさまざまな面に関するご意見をいただきましたので、今後、参考としてまいりたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を1時といたします。

（午後 零時00分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 一 場 明 夫 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、13番議員、一場明夫議員。

(13番 一場明夫君 登壇)

○13番(一場明夫君) それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は、学校給食センターの建設計画と暴力やいじめ問題などの対策についてお聞きします。

まず最初に、給食センターの建設計画についてお聞きしたいと思います。

この件について町長は、9月9日の総務建設常任委員会で、私が「給食調理場を建設して、さらにスクールバスの回転場などの諸条件がクリアできれば、現在の原町共同調理場に隣接する場所での建設を検討する余地があるか」と質問をしたのに対し、「意見として検討する」「事務局に聞いて諸条件を考慮して判断したい」と答弁されました。また、本定例会中に開催された行財政改革推進特別委員会において、建設場所について再検討すべきという意見が大勢だったと聞いています。これらの前提条件からすると、私は、町長として再検討する余地が残されているものと判断し、今回質問をさせていただきました。

町では現在、条例や規則を無視して、議会の意思決定がないまま、岩島社会体育館の位置に学校給食センターを建設すべく、一方的に設計契約を締結し、作業を進めています。私が考えるに、近い将来、中学校はもとより小学校の統合が進められることを想定したとき、できればその中心地域となる現在の原町小・中学校に隣接する場所に建設するのが最も望ましいと思われまます。この場所なら、食育の推進、配送時間が短くおいしい給食の提供、食中毒の防止、学校との連携による適正かつ効率的な運営、運営経費の抑制、突発的な災害や事故などの対応、どれをとっても単独と共同調理場の両方のメリットが得られ、その効果は絶大だと思われまます。

ところが町は、教育や食育上から見て、学校にとって非常に大切な施設であるにもかかわらず、その観点からではなく、未利用町有地の有効利用を主眼に行革推進本部で検討された感が強いことが、その協議記録から推察され、検討に当たって現地調査すらなされていないことが確認されました。

また、現場や専門家の意見も十分聞いておらず、単に行革推進本部で決定したからといって、議会の正式な意思決定を待たずに、教育委員会が勝手に進めることは、議会無視と言わざるを得ません。

そこで、後世に禍根を残すことがないようにするためには、この場所も建設の候補地に入れ、議会、教育現場、給食の専門家などを交えて再検討し、その上で建築許可関係機関と協議し、最終判断をすることが必要だと思われまますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、暴力やいじめ問題などの対策についてお伺いいたします。

現在、学校におけるいじめが大きな社会問題になっていますが、国を初め、どの自治体でも抜本的な対策を講じることができないため、主に学校や教育委員会の対応が批判の対象になっているのが現状ではないでしょうか。

当町では、今は表面化した大きな暴力やいじめ事件の報告はないようですが、実際には学校や職場、さらには地域社会の中にも数多く潜在しているものと推察されます。こうした人権侵害を根絶するためには、町と教育委員会が中心になり、警察や関連する民間団体などの協力のもと、内外に、例えば暴力やいじめのない明るい町宣言をして、町民全体に意識づけを図ることが大切ではないでしょうか。

宣言とあわせて、学校、家庭、地域社会、さらには職場などにおける具体的な対策マニュアルを作成し、それぞれの立場で実践することにより、暴力やいじめ問題を未然に防止することにつながるものと思いますが、町長として先駆的に取り組んでみる考えはないかお伺いいたします。

以上2点について、具体的かつ明確な答弁をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、一場議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の学校給食センター建設計画についてですが、給食調理場につきましては、現在、町には4調理場がございまして、およそ1日に1,500食の給食を調理しております。古いところでは建設から40年近く経過し、施設設備も老朽化が進んでおります。調理システムにおいても、国の衛生基準ではドライ方式が求められておりますが、町のほとんどの調理場がウェット方式となっているため、衛生管理上十分とは言えません。中学校が統合されますと、既存の調理場で調理を賄うには無理があり、分散して調理し持ち寄るのでは検食等に支障を来します。

なお、町の総合計画においてもセンター化を検討するとされております。このようなことから給食センター方式となりました。

給食センターの建設場所の検討につきましては、類似規模の施設等との比較から、用地面積が3,000平米程度、最長配送時間が30分から40分程度として、町有地から候補地として選定し、建築基準法や道路条件等、総合的に検討した結果、矢倉の旧岩島第一小学校跡地が適

地であると判断いたしました。

2点目の暴力、いじめ問題でございますが、学校におけるいじめについては、一昨年10月に桐生市で小学6年生の女子がみずから命を絶った事件や、昨年10月には大津市の中学2年生の男子生徒が自殺をし、新聞等で報道がされているとおり、児童・生徒の自殺の背景にはいじめがあるとされていることや、本年7月に入ってから24時間いじめ相談ダイヤルの相談件数が大きく増加していると伺っております。

私としても大変深刻に受けとめているところでございます。子供の命は非常に大切であります。守らなければならないものです。このためには、学校、保護者、教育委員会などの関係者が一丸となって取り組んでいくことが必要です。文部科学省においては、いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針を9月に策定し、この方針に基づき、いじめや学校安全等の問題への取り組みの改善、充実を図り、関係者の意見を踏まえつつ、学校や教育委員会を積極的に支援していくこととしております。

また、町教育委員会においては、教育指導員を増員し、いじめ問題だけでなく、不登校、別室登校、特別支援教育、家庭環境等を複合的に対応できる体制を整え、これまでの取り組みについても継続してしっかりと行うよう指導徹底を図っているところです。

また、学校現場だけでなく、東吾妻町はもとより、地域社会から暴力やいじめのない明るい社会を目指すのは当然のことと考えております。町で具体的に宣言をして、広く町民に訴え、考えてもらうことや、その対策を検討し、実現していくことも重要なことと考えております。

今後は、議会の皆様のご意見も伺いながら、暴力やいじめのない明るい東吾妻町をつくりていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

(発言する者あり)

○議長（菅谷光重君） 町長、通告に従って答えがないということですが、すこしつけ加えてもらえれば。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食センターの建設につきましては、先ほども申し上げましたように、総合的に判断をして旧岩島第一小学校跡地が適地であると判断をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最初に、いじめの関係を先にちょっと確認しておきたいと思います。

全国で学校でのいじめというのが3年連続で7万件を超えているというような報道が過日ありましたけれども、相当深刻な問題としてとらえなくてはいけないかなと、そういうふうに思っています。議員提案で私が宣言を提案してもいいんですけども、それではやはり僭越ですので、町長に投げかけたわけですけども、町長は検討してくれそうな多分答弁だったと思いますけれども、これについては、ぜひその辺のところを考えていただきたい、そんなふうに思います。

過去に当町でもいじめの問題が表面化して苦労したことがあると思います。去年は、岩島小学校が人権教育で実績を上げたというような話も聞いています。ぜひ、全国にも例が幾つかあるようですけども、先駆的な取り組みというような形で、町長が率先して教育委員会と連携をとって取り組んでいただければありがたいなと思っていますので、もう一度その辺の決意のところを、少し具体的にやっていただけるんなら、どのくらいからやっていただけるとか、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほどお話を申し上げましたけれども、大変重要なことであるというふうに思います。教育委員会と十分協議の上、今後、検討して、早い時期を目指して努力してまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 早い時期というのは微妙なんですけれども、同僚の議員もこの間そんな話をしていましたけれども、ぜひ早い機会にということで、できれば新年度に予算でもって、その辺の検討ができて、なるべく早い機会にできればいいなと、そんなふうに思っています。期待しています。

それと、給食センター関係、先ほどの回答だと、検討する余地はないというふうに言っているんだと思いますけれども、少なくとも私が質問したときに、そういうふうに答えているんですね。行革の委員会でも再検討すべきという意見が多かったというふうに聞いている以上、今の答弁で本当にいいんですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げたとおりでございますが、これにつきましては総合的に判断をした結果、矢倉の旧岩島第一小学校跡地に建設をすることがよいということで判断をしております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） せっかくですので、私、具体的なものが示されていないのでよくわからないので、ちょっと基本的なことも含めてお聞きしたいと思います。ちゃんと答えていただけますか。

まず、意思決定の観点からお聞きしたいと思います。

少なくとも社会体育施設設置及び管理条例、給食共同調理場設置条例、この改正が必要だと思いますが、これがなされていないということは、今町長がそういうふうに言いましたけれども、正式決定ではないということで間違いないですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、岩島の旧第一小学校跡地に建設をするということで諸準備を進めておるところでございます。

（「ちゃんと答えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、諸準備を現在進めているところでございますので、そういうものが出そろった段階で条例等の改正がなされるというふうに進めております。

（「条例改正がなされていない……」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、諸準備が現在進行中でございますので、そのようなことから、条例の改正というものは、その後、出そろった段階で行っていくということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 答えていただけないのでわかりませんが、要するに、条例改正がなければ正式にならないと、これは当然のことなんですね。町長が何で答えられないのか理解できません。

現在、予算執行の前提となる条例改正がなされていない、この状態なんだと思います。ですから私から見ると、基本的な部分が決まっていなから正式契約ができないと思いますけれども、少なくとも設計の正式契約はできないと思いますけれども、7月30日付で既に契約をしているということは、契約の前提条件が整っていないんじゃないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今おっしゃられた点でございますけれども、そのようなことはなくて、

条例以前に進めておることが十分にかつてもあるわけございまして、その点についてはご理解をいただきと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 時間の無駄になるんでどどんいきますけれども、答えられないということはね、おかしいんですよ。それは答えられないということで理解しておきましょう。

今回、行政改革推進本部の決定、これがベースで多分決めて進めているんだと思われまけれども、共同調理場管理運営規則というのがありまして、これでは、共同調理場の運営に関する重要な事項を審議し、教育委員会に助言するために運営委員会の設置が義務づけられているんですね。多分ご承知だと思いますけれども、当然、総合的に検討したんですから。この運営委員会の判断というのはどうだったんですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その運営委員会につきましては、そのメンバーすべてが学校長、それからPTAの会長さん等で構成をされておりまして、その方々を集めたPTA関係の会議におきまして説明しておりまして、その時点で反対意見等がないということで、その運営協議会を開催をするまでもなく、これにつきましては承認をいただいているところでございます。

（「運営委員会の判断がなかったということですか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申しましたように、すべての役員が承諾をしたということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 運営委員会という組織があるんですよ。多分、開催していない、委嘱もしていないのか、それは知りません。でも、違う会議で承諾したからいいという話じゃまったくないですよ。そんないいかげんなものなんですか、この規則は。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、構成メンバーのほとんどの合意が得られているということで、運営委員会を開催するまでもなく、これにつきましては賛成が得られるというところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 時間がないので次いきます。

子供がやっているんじゃないんですから、あんまり変な答弁しないでください。笑われま

すよ。真剣に私は聞いているんです。このまんまだと困ると思うから、いいですか。

原町小・中、これに隣接する場所を建設候補地から除外した理由、これはこの間から私が再三聞いていますけれども、敷地の面積が足りないとか、スクールバスの回転場の確保だとか、建築基準法の規定でできないだとか、この間の全員協議会では、教育長が職員や保護者のための駐車場確保とまで言いました。要するに、だんだん、次々に小出しに出てくるんですけれども、私が見るに、1,000平米程度の施設を建設して、スクールバスの回転場は十分とれると思いますけれども、これが外されたというんですかね、その本当の理由は何ですか、町長。総合的にと言いますけれども、それちゃんと答えてくれませんか。私たち理解できませんよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり前にも申し上げましたように、安心・安全の子供たちの通学を確保するにはスクールバスが十数台、同じような時間に到着をしたり、出発をしたりするところがございます。そのような点からして、路上駐車で乗り降りをするのができないことは、皆様、当然おわかりだというふうに思います。そのようなことから申しますと、バスの回転場やら、そのバスの一時的駐車スペースというものを設けなければならないということございまして、そのようなことからすると、原町中学校隣接地には給食センターをつくるということが非常に困難であるということでございます。

そのような見地から、まず原町中学校隣接地が除外された理由でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1,000平米ゾーンをつくって、資料を私見つけて駐車場が、スクールバスの回転場が確保できるかというのを専門家にも聞き、現在スクールバスの運行をしている会社にも聞きました。検討結果はここにあります。十分10台ぐらいの大型バスがとめられて、回転場ができて、調理場ができるスペースはありますよ、3,000平米ぐらい十分あるんですから。それが要するに外された理由というのは納得できません。もう一回言ってください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 10台でなく、15台だというふうに私どもは考えておりますけれども、そのようなことからしてですね、また先ほども申し上げましたとおり、子供たちの安全のためには十分なスペースが当然必要だということは、皆さんもおわかりだというふうに思います。そのようなことから、子供たちの安全のためには十分なスペースが必要だというふうに

思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 15台バスが要なんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まだ確定とは申し上げられませんが、その程度になるという見込みで  
ございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） いいですか、最大の観光バスの大型クラスを全部入れて十数台並ぶ  
と言っているんですよ。そんないいかげんな答弁をしてね、私たちだまされませんよ。わか  
りました、その程度で検討したということはよくわかりました。

時間がないので次にいきますけれども、食育だとか、おいしい給食、食中毒防止、この辺  
の観点からお聞きします。

建設プランというのは具体的に示されていないのでわかりませんが、町長が認識し  
ている範囲で結構です、町の計画での各校の配送時間、配送距離、どのぐらいになっていま  
すか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 遠い場所でも30分というふうに踏んでおります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） たしか私がざっとはかって、東小まで15.5キロぐらいあります。

これが多分、30分と言っているのかもわかりません。ただ、配送時間だけじゃなくて、積ん  
だり、おろしたりする時間が当然あるわけですね。それを考えていますか。要するに、喫食  
の時間というのは、つくってから2時間以内となっていますけれども、30分前に責任者が食  
べるということになると、少なくとも12時には届かなくちゃいけないんだと思いますけれど  
も。じゃ実際に、東小が一番遠いと思いますけれども、何時までに料理を仕上げて出せば間に合  
うんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、先ほども申し上げましたように、30分ですべ  
ての工程がクリアできるということでございますので、よろしく願いいたします。

（「大事なことなので答えてくれますか……」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 同じ答えでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 東小に運ぶ場合に、何時までに調理を仕上げなければならないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東小学校につきましては、現在、給食時間が12時05分からというふうなことで聞いております。当然、これに間に合うよう、そして30分以内に仕上げるように進めていくということでございます。

（「だから何時に……」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 申しあげましたように、12時05分に間に合うようにやります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 簡単に言うと、その程度の検討しかしていない、これが実態なのかもしれません。

じゃ、これが事故か何かの理由で、この基準の2時間以内というのを守らなかったときに、その給食はどうするんですか、捨てるんですか、そのまま食べるんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事故ということ、想定外の問題でございますけれども、そういうことがございましたら、手を尽くしてほかの方法を考えて、子供たちには昼飯を食べさせるということになると思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ほかに方法というのがよくわかりませんが、いいです、その程度ですね。

いいですか、単に家畜のえさを運ぶのとはわけが違いますよ。給食ですよ、給食。でき上がったものをなるべく早く、熱いものは熱いうちに、冷たいものは冷たいうちに食べること、これが大切なんだと思いますよ。おいしい給食の絶対条件というのはそこにあるんだと思います。食育だとか、食中毒の防止の観点から、施設が近くにあるのと遠いのでは、それだけ雲泥の差があるということです。こんなことはだれが見てもわかりますよね。その観点から検討が本当に十分なされていますか、今の町長の答弁から聞いても。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては十分検討しておりまして、今はトラック自体の荷台、あと覆いですね、この部分にも非常に近代的な装置がなされておりまして、熱いものは熱いうち、冷えたものは冷えた状態で、時間的には十分クリアできるような装置が、そしてまた給食を入れる容器も非常にいいものができておりますので、その点は十分にクリアできるというふうに思っています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

町長はあんまり把握していないということがよくわかります。

じゃ施設の運営管理、建設の観点からお聞きします。

当然試算してあると思えますけれども、これを仮に直営でやる場合、年間の経費というのはどのぐらいになりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、その確定的な額というものがまだございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） プランが出て、設計までやっていて、どのくらい経費がかかるかも試算してないなんて、こんなでたらめな計画はないと思いますよ。わかりました、それが実態だと思います。

1つだけ例を言います。中之条中、施設が併設していることによって、施設長を校長が兼務しているというように聞いています。配送管理などの面で人件費だとか運営経費抑制に大きな効果が得られているというふうに聞いています。また、学校と給食センターが近接していることによって、1つとして、子供たちと直接ふれあえることによりメニューのバリエーションがふえ、メニュー改善や給食に対する意識が高まるというのがあります。2つ目として、教職員との連携がとりやすくて、食育の充実につながる、これがあるそうです。3つ目として、加工品に頼らず手づくりができる。給食費の抑制にもこれにつながるというのもあるそうです。4つ目として食物アレルギー、この子供が大分多いらしいんですけども、こういった子供たちの個々の対応がしやすい。これは一つの例ですけども、こういった、その効果というのは非常に大きいというふうに聞いています。

こうした先例地の実態だとか、そういうものを検討した上で今回の計画になったということでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいまおっしゃいました効果とかメリットというものをお聞かせ願ったわけでございますけれども、そういうものは旧岩一小跡地に給食センターをつくって運んでも十分対応できるものというふうに理解をしております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私が言っているのは、隣接していれば、それだけ効果が大きいと言っているんですよ。岩一小に離れて、多分6キロ近くあると思いますけれども、メインで中学校が統合しただけでも56%がそこに集まるんですよ、ほぼ。そういうふうに考えたら、普通そういうふうに考えるのが自然じゃないですか。町長、そういうふうに考えないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私の言っておりますことは、原町中学校に隣接して建設することが困難だということから発言をしている点でございますので、その点を十分ご理解をいただきます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

さっき言った条件がクリアできるかどうかを、これから検証します。

建築基準法の許可の観点からお聞きします。

行革推進特別委員会に許可に関する資料が配布されました。参考に写しをいただきました。4月30日に教育課から建設課に問い合わせがあって、同じ日に建設課が土木事務所に確認しています。その内容は、建設課で確認したときには、最終的に工場であれば、この地域の用途にそぐわないというふうになっています。それが同じ資料の下になって、建設課から教育課に回答したときは、工場はこの用途地域には建設できないというふうに明記されています。これが変わった理由をちょっと教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、7月30日に中之条土木事務所の建築係に確認をしているわけでございます。建設課から確認をしているわけでございますけれども、これにつきましては、給食調理場で自校分だけであれば学校の付帯施設ということで認められるということでございますけれども、給食センター、自校だけでなく他校へも搬送するという調理場につきましては工場となるということでございます。こういうものが認められたということは余りないということございまして、この地域の用途にはそぐわないという回答でござ

ざいます。

(「それができないという……」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) それはですね、やはり建設課がその状況等を十分に確認をして、これは認められることはないということで判断をしているというふうに考えております。

○議長(菅谷光重君) 13番、一場議員。

○13番(一場明夫君) 土木事務所で言われたことを建設課がかえて言ったということですよ。

○議長(菅谷光重君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) そういうことではなくて、その内容を十分に検討した結果、工場ということで認められることはないという過去の事例等を把握した状況で回答したというふうに思っております。

(「ここに資料が……町が出した資料……」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 何か資料の語句の書き方が同一の書き方をしていなかったということで、非常に申しわけないというふうなことでございます。私が今申しましたことでございますので、よろしく申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 13番、一場議員。

○13番(一場明夫君) 議会に出す資料が、そんないいかげんなもの出しているんですか。

○議長(菅谷光重君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) いいかげんということではなくて、これはミスだというふうに思います。

○議長(菅谷光重君) 13番、一場議員。

○13番(一場明夫君) ミスだと言っても、これが最終判断とすれば、できないと言ったというふうに議員は皆理解するんですよ、いいですか。こういうのを言わないでください。

私も見直すべきだというふうに主張したからには、きのうも含めて土木事務所に4回行きました。町の建設課が一般論として問い合わせがあって、一般論として回答したということも確認しています。それを前提にして、建築主事である係長、当町の担当の主任に、現在の原町調理場の実態だとか、中学校の統合の計画があること、こういったことを現状を話して、ただし書きに、県が良好な住居環境を害するおそれがないと認めるか、公益上やむを得ないと判断した場合はこの限りでないという規定があるんだけど、これに該当して県の許可

を得ることができるんじゃないかと聞きましたよ。それに対して4回とも、十分協議対象になり、町から協議がある場合、受け付けますと言っているんですよ。

もう一つ、県にも確認しました。県議を通じて確認しました。同じ回答をいただいています。

土木事務所は、公式の場でそれを言っているのかと確認もとって、結構ですと言われてます。だから、きょう言っています。これらを総合すると、町的意思決定があって、本当にそこがいいのであれば、許可になる可能性が十分あるんだと思いますけれども、正式に協議してみる気はないんですか、町長、本当に。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、土木事務所といたしますと、申請書を出せば受け付けるということでございまして、その申請後は県の審議会で審議をするということでございます。また、その審議会で認められた例というのは数が少ないんですけれども、新町ですとか、館林市ですとか、やはり住宅密集地で、そこ以外に建てられる候補地がないという、そういう事情を配慮して許可をされることであります。ゆえに東吾妻町の場合は、このように中山間地域でございまして、ほかに空き地もあるというふうなことで判断をされますと、ほかを探さないという判断をされるということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 4回行きましたけれども、一度もそんなことは言われませんよ。そういう細かい協議なんか一切ないって言っていますよ。まして、できないなんて全く言っていないと土木事務所は言っています。だから、町長が言っているのは、私たちに適正なことを言っていないんですよ。まあ、いいです、それが現実です。

だから、それらを総合すると、町長が言っている理由というのは、もうみんな崩れるんですよ。だから、私はここで言っているんです。これまでにいろいろ申し上げましたけれども、もう時間がないみたいなので、私が一番心配しているのは、肝心の学校給食にとって何がベストなのか。そういった観点から判断がなされていない、そんな心配があるからなんです。

町長は日ごろ、議会と情報を共有してしっかり協議しながら連携して行政執行していく、こういうふうには言っていますよ。でも実際にやっているのを見れば、全くそうじゃないですよ、今回のケース。ですから、ここは一度凍結して、議会だとか学校だとか給食の専門家を交えて再検討すべきだと思いますけれども、本当にその気はないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、矢倉の岩島第一小学校跡地、これが最適の地であるということで総合的に判断をされたものでございますので、これにつきましては今の方針どおり進めたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 方針どおりいくといっても、議会がいいと言わなきゃだめなんですよ。それは承知しておいてくださいね。私、絶対こんなものは認めませんから。

最後に、時間が少しあるんで聞きます。

全協で1,400平米の施設をつくることを説明されました。文教委員会で示された経費を見ると6億5,000万円余、プロポーザルで次点の会社が1,000平米弱で建設の想定額が4億7,000万円、4割も面積が広くて1億8,000万円も高いのが採用になったのはどういうことですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、プロポーザルの委員会のほうで選定をさせていただいたところでございます。これにつきましては、やはりプロポーザルというのは、その業者選定を第一の主眼としているところでございまして、その設計会社がいかに私どもの意向に沿った内容であるかというものを判断をして決定をしたというふうに思っております。金額的な面とか、そういうことでなくて、その施設全体を見て判断をしているわけございまして、今後は、またその会社と詰めまして、よりよいもの、より経済的なもの等に設計をしていくということでございますので、よろしく願いをいたします。

（「この間……図面は違うということですか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうことではございません。それは、基本的なものでございまして、またその内容につきまして協議を重ねていく、よりよきものにしていくということでございます。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから基本的なものでございますので、これからさらによりよきものにするために、お互いに協議しながら手を加えるということでございます。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、基本的な考え方でございまして、金額的な面はまだ詰まっております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1,400平米のものをつくるというのははっきりしているじゃないですか、出したんだから。これで、多分時間がないんで終わりにしますけれども、最後にじゃ一つだけ聞きますよ。

これは最後に言わせてください。プロポーザルの仕様書に工事期間が平成25年1月から同年10月と明記されています。これって全く議会は聞いていませんし、予算もとってありません。こんなことが許されるんですか、町長。これしっかり答えてください。

私はもう時間がないんで、これで終わらせますけれども、先ほど言ったように、今の町長の説明では少なくとも全く納得できません。最後にそれだけ答えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町と会社がお互いに合意をしたものでございますので、よろしく願いをいたします。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 最後に答えてくださいと。大事なことを答えてくれますか。  
町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、金額によりまして施工期間というものは標準的なものが決められております。それをあらわしたものでございますので、今後、お互いにその中身を精査する中で、これにつきましては変更になる可能性もあるということでございます。

○議長（菅谷光重君） 以上で、一場明夫議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

---

○議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に一任することに決定をいたしました。

---

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。今定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成23年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6日に開会をされました今期定例会におきましては、報告関係5件、条例関係2件、決算関係9件、予算関係4件、その他3件を提案をさせていただき、すべて原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しましても感謝を申し上げる次第でございます。

町の当面する行事といたしまして、9月22日に東吾妻ふるさとまつりが駅前を中心に実施をされます。また、28日には戦没者追悼式をコンベンションホールで挙げる予定でございますので、ご参列を賜りたいと思います。

また、これから吾妻郡民体育祭などが予定されており、公私ともご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますます

すご精励くださいますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。  
まことにありがとうございました。

---

### ◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会に際し一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第3回定例会は9月6日から本日まで14日間にわたり開催をされ、平成23年度一般会計を初め9件の決算、平成24年度補正予算4件、条例関係2件及びその他3件の執行部提案に加え、報告5件、請願書・陳情書の審査等、終始、熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

14日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆さんには、心からのお礼を申し上げます。

今定例会開会時に比べると朝夕めっきりしのぎやすくなりまして、迎える秋はスポーツ行事や秋まつり、取り入れにと多忙な時期となってまいります。さらに、9月30日には郡民体育祭も長野原町を会場に予定をされております。健康には十分にご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） これをもって平成24年3回定例会を閉会いたします。

大変にお世話になりました。ありがとうございました。

（午後 1時54分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 水 出 英 治

署 名 議 員 轟 德 三

署 名 議 員 茂 木 恒 二